

**Vol.18**

2006 December

# 社会関連会計研究

***Research in Corporate  
Social Accounting and Reporting***

日本社会関連会計学会

The Japan Corporate Social Accounting and Reporting Association

# 会長挨拶

松尾 聿正（関西大学大学院）

企業の視点から「企業と社会との関係」を補足・解明することを目的として、1988年9月に本学会が創設されてから（日本社会関連会計学会『社会関連会計研究』創刊号「創刊にあたって」より）18年が経過した。

その間、会員数も増大し、今や250名弱の会員を擁する日本学術団体登録機関として、名実ともに独立した一研究団体に成長した。当学会のこうした発展に対応して、本機関誌掲載論文にレフェリー制を導入して2年目を迎えた。

企業活動の拡大と社会情勢の変化につれて、企業行動が社会に与える影響は、日々、多様になりつつある。本学会では、当初、付加価値研究の「企業生産性研究会」を母体にして、付加価値会計の研究から出発した。その後、企業行動の社会的インパクトの増大に応じて、本学会の関心領域が「企業と社会との関連性」へと広がる現象として、主として環境問題に対する会計学的解明を課題とする議論が頻繁に取り上げられた時代があった。企業と社会の係わりの更なる広がりとともに、今日では、企業の社会的責任活動に視座を広げる企業が増大しつつあることに呼応して、本学会の研究テーマも、環境問題はもとより、それに止まらず、企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility, CSR）、医療・福祉問題等、広範な広がりを見せはじめている。いままさに、日本社会関連会計学会の活動とそこから生まれるいくつかの提言が、21世紀を迎えてますます激しく変化する社会に不可欠になりつつある。

本号に掲載されている記念講演と研究論文は、こうした社会の負託に応えるに十分な研究成果であり、いずれも変容する社会に何某かのインプリケーションを提示している。そうした示唆が、変貌する社会に一役果たすことを願うばかりである。

最後に、山上達人先生に続いて、本学会の創設・発展に絶大なるご尽力を果たされた小川冽先生、飯田修三先生が昨年相次いで他界された。本学会の今日の隆盛は、これらの偉大な先人のお力無しにはありえない。本学会にとって何にも替え難い重大なる損失であり、大きな空洞が開いた寂しさを禁じ得ないが、この危機を克服するべく、会員一同一致団結して本学会の更なる発展に精進することが、先生方のご恩にお報いする最善の道である。今となつては、先生方の安らかなご冥福をお祈り申し上げるばかりである。

合掌

2007年1月21日

# 目 次

## 会長挨拶

## 記念講演

棚卸資産会計・付加価値会計・三井大元方勘定目録・環境会計の研究

—これまでの私の研究の道程をたどって— …………… 中原 章吉 …… 1

## 研究論文

食の安全性・環境保全に関する農業リスクマネジメントと環境会計

…………… 家串 哲生 …… 5

ステイクホルダー・エンゲージメントの意義と課題 …………… 川原 千明 …… 17

企業による包括的な情報開示活動の効果 …………… 記虎 優子 …… 31

奥田 真也

## スタディ・グループ報告

社会関連会計の再構築（最終報告） …………… 黒川 保美 …… 45

中国における社会関連会計の現状と動向についての研究（中間報告）

…………… 水野 一郎 …… 57

---

## 学会行事

日本社会関連会計学会 会則

日本社会関連会計学会 役員選挙規則

日本社会関連会計学会 スタディ・グループ規程

『社会関連会計研究』 投稿規程

『社会関連会計研究』 執筆要領

# Research in Corporate Social Accounting and Reporting

---

Volume 18

December, 2006

---

## Commemoration Lecture

- On my study of Inventory Assets Accounting · Value Added Assets Accounting · Mitsui Omotokata  
Kanjo Mokuroku · Environment Accounting  
..... *Shokichi Nakahara* 1

## Articles

- Agricultural Risk Management and Environmental Accounting for  
Food Safety and Environmental Protection  
..... *Tetsuo Iekushi* 5
- The significance and problem of stakeholder engagement  
..... *Chiaki Kawahara* 17
- The Effect of Corporate Extensive Disclosure Activities on Corporate Reputation  
..... *Yuko Kitora* 31  
*Shinya Okuda*

## Study Group

- Rebuilding of Corporate Social Accounting and Reporting(final)  
..... *Yasuyoshi Kurokawa* 45
- “A Study on Trend and Feature of Corporate Social Accounting and Reporting in China”  
..... *Ichiro Mizuno* 57

---

Published by  
**The Japan Corporate Social Accounting and Reporting Association**  
Osaka City University  
Faculty of Business  
3-3-138 Sugimoto, Sumiyoshi-ku Osaka, 558-8585 Japan

**【記念講演】****棚卸資産会計・付加価値会計・  
三井大元方勘定目録・環境会計の研究**

－これまでの私の研究の道程をたどって－

中原章吉（松蔭大学）

**I はじめに**

2006年4月に創立された松蔭大学大学院経営管理研究科に会計学関係科目の専任教授として参加した。

私は、2001年3月に駒澤大学経済学部・大学院商学研究科修士課程・博士後期課程を定年になる前に1年を残して、教授を辞任して名誉教授になった。と同時に嘉悦大学の教授になった。

駒澤大学に35年在籍して辞任するときに、最終講義という行事をやった。駒澤大学など多くの旧制大学で行われてきたことである。

大講堂を使って、ゼミの在学生・卒業生・同僚・知人・友人等関係者が聴講に来てくれて、大講堂も一杯になった。講義をしながら恩師や、かつて教わった教授の最終講義を思い出していた。講義がすむと拍手と花束で両手一杯になったのを思い出す。

**II 棚卸資産会計論**

私は、大学院を出て就職した大学で、研究活動の柱としたのは、「棚卸資産会計」であった。これは、私の修士論文のテーマが「棚卸資産評価損の性格」を一橋大学教授の飯野利夫教授のもとで、やっていたから、その影響で引き続き棚卸資産会計を研究していたのである。

ただ、棚卸資産会計は、そのときすでに番場嘉一郎教授などの大著などもあり、かなり研究がすすんでいる分野であっただけに、新しい一歩をふみだすのがむずかしいという独創的研究作品をつくりあげていくのがむずかしいすということもあった。

広島大学の3年いて東京にもどったときにも専任講師であったが、研究テーマについては、まだまだ迷っていた。人間社会により近づける研究テーマ、その意識は学部の頃から持っていたが、そこでたどりついたのが「付加価値」を中心にすえた会計であった。しかも、日本には

日本に地についての会計アプローチが重要なのではないかと考えていたことから、その頃まだ日本では会計の分野であまり行われていなかった「実態調査」しかも大企業を対象とするアプローチにたどりついた。

### Ⅲ 付加価値会計論

企業付加価値会計の調査研究は、まだ広島に在住していた頃から、福山市の主に各種の制服を作っていた縫製業を対象に行った。文部省（現在の文部科学省）科学研究研究費の予算をもらって福山市の中小企業である縫製業の付加価値会計を手がけたのが、私が付加価値会計の調査研究に手を染めたはじめてであった。この研究については、東京の駒澤大学への転任後も続いたが、東京の縫製業も対象に加えたのは、地理的条件も加わったことによる。付加価値会計の研究の対象企業を中小企業から大企業（上場企業）に移していったのもこの地理的条件もあったが、企業そのものの付加価値会計に対する認識・理解の程度にも関係があった。中小企業の場合、付加価値会計の調査・研究は、付加価値会計そのものの啓蒙活動から始める必要があり、その数が著しく多かったことにもよる。当時の調査手段にはパソコンなどの機器がなく、調査能率やスピードが今日と比較にならないほど低かったことにもよる。当時の上場企業は、今日と比較して少なかったが、アンケート調査の回答率は、他の分野の調査と比べてかなりよかったときいている。

こうして、付加価値会計に関する実態調査は、我が国ばかりでなく、イギリス・ドイツ・フランスなどの西ヨーロッパ諸国そしてアメリカ合衆国ばかりでなく、東南アジア諸国、オセアニア諸国にまでひろがった。ただ、我が国以外の諸外国については、企業そのものを調査対象とせず、それぞれの国の付加価値会計に関する主要な研究者に対して調査を行った。

また、イギリス、ドイツなどの企業調査資料の比較的そろっている国の資料は、それをそのまま使うことにした。

付加価値会計について、世界的にみて当時もっとも盛んに研究され、研究者も多く、制度的にも整備されていたイギリスには今までに4回、在外研究として滞在し研究活動をした。いずれも活動に便利なロンドンに居をかまえて、1982年に1年間、1987年に半年間、1997年に3ヵ月間、2006年に2週間イギリスの付加価値会計を研究するとともに、付加価値会計の研究者が、新しい研究分野としての環境会計に移っているのをみせられた。

### Ⅳ 三井大元方勘定目録の研究

駒澤大学から転任した転任先の嘉悦大学が西武新宿線沿線にあり、その途中の新井薬師駅の近くに三井文庫がある。そのことで三井家の会計の研究を再開しようと考えた。三井大元方勘

定目録の研究は駒澤大学の専任講師の頃から手がけてきたテーマでもあったし、断続的にもつながってきた研究テーマでもあった。

また、会計史研究という点から、駒澤大学在任の頃より温めていたテーマに「奥州本間家帖合の法」があり、その序説としてとりあげてみたのが「奥州本間家帖合の法 序説」である。

## V 環境会計論

駒澤大学から嘉悦大学に転任してまもなくして、学長の推薦をもらい、石油会社の構成する財団から奨励金をもらって、『環境会計制度の国際比較と分析』というテーマの共同研究をはじめた。一応期間は2年間になっていたが、まだ文献としてはまとまっていない。環境問題については、世界的なひろがりをもった研究も必要とされる。

環境会計については、駒澤大学在籍中に、会計以外の多分野の研究者も含めて研究会を作成して活動を行っていた。私は参加しなかったが、『環境マネジメントハンドブック』が石崎、勝山、川口、村井などの諸教授によって発表されている。

1997年の夏に3ヵ月ばかりイギリスのロンドンに駒澤大学在外研究員としてわたった頃は、付加価値会計研究の世界の中心地の様相のあったイギリスでは、環境会計研究がそれにとっかわっていた。

環境会計については、スコットランドの大学のある研究室を中心として、研究活動は全国的にひろがっているような状況であった。従って、出来るだけその研究者の研究室をたずねて、ディベートをするというような方法で調べていった。

あれほど盛んに行われていた付加価値会計がほとんど低迷になってしまった理由は、政治的なもの、ということ以外きわめて不明確なものであった。

勅許管理会計士協会の幹部の親しくしてくれていたCOX氏も、最初と2回目の訪英のときには付加価値会計の研究に大いに助力してくれていたが、その1997年の訪英のときには、“在郷軍人病”とかよばれる、よく理解できないような原因でなくなって、手がかりもなくなっていた。従って、そのときの訪英では、イギリスの環境会計の資料集めに終始することになった。

その後、私の教え子の付加価値研究者がイギリスに在外研究に往ったときにも同じような状況であったときくので、環境会計に付加価値会計は、とっかわられた状況であると考えられる。

駒澤大学から嘉悦大学に転任した2001年以降もこの傾向は、我が国でも圧倒的なものとなっていた。

付加価値会計研究者を中心として創立された「社会関連会計学会」における状況も同じようなものとなっていた。

嘉悦大学に転任した年の翌年に私は、嘉悦大学の「社会関連会計学会」の会員3人で東日本

部会を開催すべく企画して、成立した。

嘉悦大学での研究発表が社会関連会計学会の中で、必ずしも全部、環境会計そのものの研究発表とはならなかったが、中心課題はそれに近いものとなったと考える。

## VI

平成18年(2006年)4月をもって松蔭大学大学院の専任教授となった。私が大学の教員となって、研究活動に従事するようになって、棚卸資産会計から始まって付加価値会計、三井大元方勘定目録、環境会計という流れは、まだまだ完成されたといえるようなものはない。この間、「会計教育」そのものの研究に集中したこともあったが、その研究への道は、先がみえてこない。一步一步これからも進んでいこうと考えている。

### 〈要約〉

私の大学における研究活動が、広島の広島商科大学(現在の広島修道大学)、駒澤大学、嘉悦大学そして松蔭大学でどのように行われてきたか行われているか、主にその研究活動を中心に考察した。



## 【研究論文】

# 食の安全性・環境保全に関する 農業リスクマネジメントと環境会計

家 串 哲 生 (酪農学園大学)

## I はじめに

ここ数年、O157食中毒、大手乳業メーカーによる集団食中毒事件、BSE（牛海綿状脳症）問題、牛肉や鶏肉の産地偽装事件、輸入野菜からの残留農薬の検出、指定外添加物の使用、無登録農薬の販売・使用事件、鳥インフルエンザ問題及びその隠ぺい工作事件、遺伝子組み換え作物問題など、食の安全性への信頼を根底から揺るがす事件・事故が頻出した。これらの動向を受けて、法整備も一気に進んだ。特に2001年からのBSE騒動がその契機となった。2003年には、「食品安全基本法」及びその関連法、「改正衛生法」などが次々と制定されていき、食品安全委員会も内閣府に設置された。食品トレーサビリティシステムの導入も図られ、牛肉だけではなく、豚肉、鶏肉、コメ、野菜や果物などに関する整備も進んでいる。「食の安全性」への取組は、ここわずか数年で劇的な進化を遂げた。

「環境保全」への対応も大きな問題となってきている。農業の環境保全機能が謳われる一方で、その加害者としての側面に注目が集まるようになってきた。更には、循環型社会の構築に向けて、農業においても地球温暖化、廃棄物処理、化学物質管理問題といった今日の社会的リスクとしっかりと向き合わなければならない状況になってきている。農業基本法も38年ぶりに改正され、「食料・農業・農村基本法」（1999年）となり、そこに、農業環境政策の概念が導入された。同年には、いわゆる農業環境三法といわれる、「持続農業法」、「家畜排せつ物管理法」、「肥料取締法」も制定された。従来の生産性向上の追求に特化した近代農業から地域の水や土を守ることのできる、環境に調和した持続性の高い新しい農業へのドラスティックな変化が求められきているのである。

「食の安全性」を確保するためには、その農産物を育む自然「環境」の保全に細心の注意を払う必要がある。故に、「食の安全性」と「環境保全」は切り離せない課題であり、今日の農業経営を左右する大きなリスクとなっている。そのために、農林畜水産業の分野においても、こ

---

キーワード：農業経営における環境会計、農業の多面的機能、食の安全性・環境保全のリスク  
マネジメント

の2つのリスクに係るマネジメントシステムの構築が必要となり、そして、その費用対効果等を明確にする環境会計の導入が検討されるようになってきた<sup>1)</sup>。

## II 農業経営における環境会計導入の有用性

従来、農業は自然保護的側面を有した環境調和産業であるとの認識が強かった。政策当局が農業保護の論拠として積極的に農業の多面的機能を謳っているように、そのプラスの側面に焦点を当ててきた。しかしながら、農薬・化学肥料に大きく依存した近代農業が地域環境を汚染していることはまぎれもない事実である。農業生産現場においても、近代農業が環境汚染への加害者の側面を有しているとの認識から、環境に配慮した農業への転換が模索されてきた。

我が国における農業の多面的機能とは、「食料・農業・農村基本法」(第3条)において、「農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能」と定義されている。具体的には、国土の保存、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承の5つの機能を指す。農業は、農産物を生産するだけでなく、地域の水や土、及び景観や文化を守るといった付加価値をも生み出しているとする概念であり、今日のWTO農業交渉下等における、わが国の農業保護の根拠とされているものである。

こういった中で、2003年12月に発表された農林水産省「農林水産環境政策の基本方針—環境保全を重視する農林水産業への移行—」では、「今後検討すべき事項」として「環境会計の検討」を挙げ、「環境に関する会計情報を積極的に提供するため、農林水産業経営はもとより地域的な環境保全への取組も含めた環境会計について検討します」としている。

農業経営に環境会計を導入することにより、大きく次の2点が可能になると想定される。1点目は、環境保全活動を数値データに基づいて証明できる点である。昨今は、農業経営のトリプルボトムラインへの対応を図る事例も増加している(家串2003, 13-30)。環境会計の導入は、従来、表出されてこなかったその取組に係る環境コストや環境保全・経済効果の認識・測定を可能にする。2点目は、多面的機能の評価指標の開発である。多面的機能を農業経営における環境保全活動の取組効果の一部として捉え、その効果指標の整備を図る<sup>2)</sup>。このように、農業経営における環境会計は、環境保全活動に係るデータの内部活用及び外部公表を支援するツールとなりうる可能性を有している。

こうした中で、農業分野における環境会計に関する先行研究は、マクロとミクロの観点から整理すると、前者には林(2004, 13-22)や創造型環境会計を援用した矢部(2005, 318-325)等が、後者には、家串(2001, 1-153)、関根(2003, 220-222)、関(2005, 10-15)がある。ミクロ環境会計の先行研究は、関を除いて、いずれも外部環境会計の理論的側面からのアプローチが主であり、実証的研究の蓄積は未だ少ない。また、後述する関(2005, 10-15)も家畜試験場の環境会計を算出したものであり、農業経営の環境コストや効果を計上したものではない。

以下、まず農業経営における食の安全性と環境保全に関するリスクマネジメントシステムの展開動向に着目し、そのシステムの体系化を試みる。続いて、静岡県中小家畜試験場（静岡県菊川市）の取組事例を基に、農業環境会計の取組動向を考察する。

### Ⅲ 農業経営における食の安全性・環境保全マネジメントシステムの展開動向

#### 1. 食の安全性・環境保全に関するマネジメントシステム

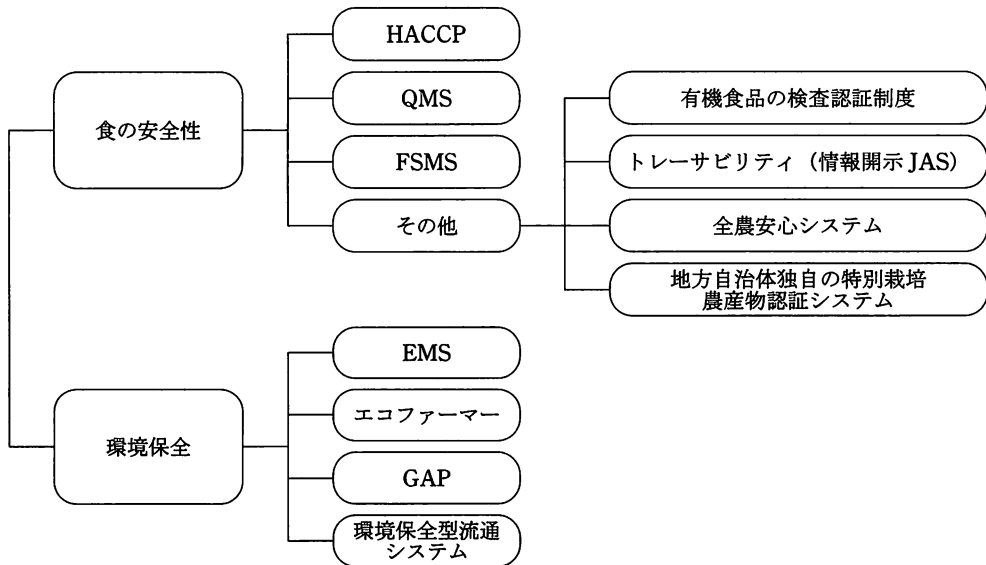
図1は、農業経営における食の安全性と環境保全に関するマネジメントシステムの一覧である<sup>3)</sup>。前述したように、近年の農業経営を巡る環境変化に伴い、様々なマネジメントシステムの導入が図られるようになってきた。

食の安全性に関する農業リスクマネジメントは、食品衛生管理システム（Hazard Analysis Critical Control Points：HACCP）、品質マネジメントシステム（Quality Management System：QMS）、食品安全マネジメントシステム（Food Safety Management System：FSMS）、更には、リスクマネジメントではないが、その他のシステムとして、全農安心システム、トレーサビリティシステム、有機食品の検査認証システム、地方自治体独自の特別栽培農産物認証システムなどがある。

環境保全に関する農業リスクマネジメントは、環境マネジメントシステム（Environmental Management System：EMS）が、その他にも、エコファーマー、環境フードチェーンシステムなどの取り組みがみられている。

以下、各システム毎の取組事例を概観しておきたい。

図1 食の安全性・環境保全に関する農業マネジメントシステム



## 2. 食の安全性に関する農業リスクマネジメントの実例

### (1) 食品衛生管理システム

HACCPを農林水産業分野に導入しているケースとして、人口6,000人強の漁業と農業の町、北海道標津町が取り組んでいる「地域HACCP」がある。

これは、地域を1つの工場として捉え、食（イクラとホタテ）の安全性を生産から流通まで一括に管理するシステムである。2000年より始動している町独自のHACCPであり、環境保全もそのシステムにビルドインされている。

### (2) 品質マネジメントシステム

製品・サービスのQMSを保証する国際規格ISO9001は、昨今、農協において取組事例が見られている。

例えば、福島県保原町のJA伊達みらい（2002年6月取得）では、青果物生産宣言のスローガンのもと農薬適正指導及び監査業務の設計・提供に係る取組を行っている。また、熊本県宇城市のJA熊本うきでは、2004年2月にISO9001と14001を同時取得し、環境循環型農業の実践を試みている。この他にも、多数の農協においてその取組が行われている。

### (3) 食品安全マネジメントシステム

2005年9月に正式発行がなされたFSMSの国際規格であるISO22000は、食品関連企業を中心に大きな注目を集めており、現在、様々な組織でその取組が開始されている。

高知県馬路村の馬路村農業協同組合では、村内の農産物の加工・包装・販売、及びそれに付帯するサービスに関して、同システムに基づいた管理を開始している。

### (4) 適正農業規範

合理的な農業生産活動を行うための行動規範である適正農業規範(Good Agriculture Practice : GAP) は、農業生産法人片山りんご（青森県弘前市）など、欧州小売業界が定めた欧州小売業組合適正農業規範(Euro-Retailer Produce Working Group Good Agriculture Practice : EUREP GAP) を取得した農業経営が中心となって設立したGIA協会において、日本の生産現場に適したシステム（日本版GAP）の確立を模索し、その普及を図っている。

## 3. 環境保全に関する農業リスクマネジメントの実例

### (1) 環境マネジメントシステム

EMSの国際規格であるISO14001は、環境負荷低減経営システムとして注目を集めている。現在、農業分野におけるその認証取得数は、約100件前後であり、そのうち、農業経営体が20件強を占めている（家串他2005, 20-23）<sup>4)</sup>。

例えば、温州みかん等の有機・無農薬栽培を行う農業者集団・農業生産法人無茶々園（愛媛県西予市）では、ISO14001の導入を契機に、業務プロセスを抜本的に再考し、その仕事の進め方の再設計を行っている（家串2003, 13-30）。

## (2) エコファーマー

エコファーマーとは、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を都道府県知事に提出し、その計画が適当である旨の認定を受けた農業者（認定農業者）の愛称である。持続性の高い農業生産方式の導入に力点が置かれたものであり、それに伴い金融や税制上の特別措置が受けられる仕組みとなっている。2005年現在、約89,000件の農家はその認定を受けている。

## (3) 環境保全型流通システム

高知県では、2002年より、生産→流通→輸送→販売の各段階の組織においてISO14001認証取得を行い、そのチェーン化を図ることにより、県全体での環境負荷低減及び農産物のブランド化を試みている。2005年現在、その取組の核となっている高知県環境保全型畑作振興センター及び農家グループ17部会、農家685戸が参加している。

# IV. 農林水産業分野における環境会計への取組

Ⅲでは、農業経営における食の安全性と環境保全に関するマネジメントシステムの展開動向を概観した。次に、そのネクストステップとして注目を集める環境会計の取組事例を考察する。現在、唯一の取組事例である静岡県中小家畜試験場を取り上げる。

静岡県中小家畜試験場は、県の畜産（豚と鶏）の試験研究機関であり、「静岡県農林水産業新世紀ビジョン」に基づく農業関連機関の規範として、先駆的に環境配慮型地域社会の創造に寄与しうる農林水産業の確立に取り組んでいる。同機関は、2000年6月に、環境保全型農業の取組に係る一手法としてISO14001を取得し、EMSの構築を図っている。構築当時の環境目的・目標は、放流水質の維持、悪臭防止対策としての一年一課題の試験実施、廃棄物の適正管理、省資源・コピー紙使用料の削減、省エネルギー・使用電力の削減、薬品類の安全管理の6点である。農業分野では前述したように、食の安全性や環境保全に係るシステムの構築に取り組む事例は増えてきたが、環境会計の導入事例はいまだ少ない。そういった中で、同試験場は環境省「環境会計ガイドライン」に基づいて、2001年度の環境会計を作成している。

表1は環境保全コストの一覧であり、表2は、そのうち、事業エリア内コストの分類項目を示したものである。これらの特徴として、家畜のふん尿対策に係る項目が多いことがあげられる。更に、表3は環境保全効果、環境保全対策に伴う経済効果の一覧である。これらは、2001年4月1日から翌2002年3月31日までを対象期間として算出したものであり、人件費及び減価償却費を含んでいない。

同家畜試験場の環境保全コスト28,713千円（表1）のうち、投資額と費用額の比率は、それぞれ2（21.3%）対8（78.7%）となっており、後者が大部分を占める。この保全コストは、同試験場の2001年度予算133,102千円の約2割（21.6%）を占めており、環境保全への取組割合は高い。

費用額（22,595千円）はその半分（11,584千円）を事業エリア内コストが占めており、その内訳は公害防止コスト5,512千円（47.6%）、地球環境保全コスト2,520千円（21.7%）、資源循環コスト3,552千円（30.7%）となっている。やはり浄化槽の維持管理に多額の環境保全コストを投入している。次にウエイトが高いのが、コストの4割を占める研究開発コスト（9,022千円）である。これは同試験場が研究機関であることに起因する。

投資額（6,118千円）もその大部分（97.2%）が事業エリア内コストである。これも費用額と同様に、「浄化槽維持管理」に関するものであり、今日の畜産経営にとって必然的に発生する家畜ふん尿の処理コストである。

費用額、投資額ともにその大部分は家畜ふん尿に関するコストが占めている。

次に、環境保全効果、環境保全対策に伴う経済効果（表3）を見てみると、「環境保全効果」は、事業エリア内効果として、それぞれ公害防止、地球環境保全、資源循環関係の効果が前年度との比較形態で物量単位によって示されている。特徴点としては、「(1)事業エリア内効果」には、一定の削減効果をみせているNO<sub>x</sub>やCO<sub>2</sub>の排出量に関してだけでなく、「③資源循環関係」にふん尿の発生量が、「(3)その他の環境保全効果」に周囲農地への堆肥還元量がそれぞれ計上されている点があげられよう。ふん尿発生量の削減は容易なことではなく、それよりも、そのリサイクル方法を模索することが必要であろう。「環境保全対策に伴う経済効果」には、省エネルギーによる費用削減額2,457千円のみが計上されている。

このように、臭気対策や排水処理問題など、今日の畜産経営には、適正なふん尿処理システムの構築が不可欠となっており、それに伴う環境保全コスト及びその効果の把握、及び地域住民・利害関係者への説明や相互理解が必要となってきた<sup>5)</sup>。そのための有効な指標の1つとして農林畜水産業における環境会計の確立に期待がかかる。

表1 環境保全コスト

(単位：千円)

環境保全コスト				
分類	主な取引の内容及びその効果	投資額	費用額	
(1) 事業エリア内コスト		5,943	11,584	
内 訳	(1)-1 公害防止コスト	浄化槽維持管理等	5,943	5,512
	(1)-2 地球環境保全コスト	冷凍空調設備機器点検保守		2,520
	(1)-3 資源循環コスト	家畜ふん発酵処理等		3,552
(2) 上・下流コスト		0	0	
(3) 管理活動コスト	ISO 定期審査・放流水質検査等	124	991	
(4) 研究開発コスト	リサイクル資材による環境保全技術の検討等（環境関連課題数6）	0	9,022	
(5) 社会活動コスト	場内外除草経費等	51	998	
(6) 環境損傷対応コスト		0	0	
合計		6,118	22,595	

〈注〉 集計範囲：静岡県中小家畜試験場

対象期間：2001年4月1日～2002年3月31日

出所：関 [2005] 13頁。

表2 生産・サービス活動により事業内エリアで生じる環境負荷を抑制するための環境保全コスト

分類	主な取組の内容	
(1)-1公害防止コスト	①大気汚染防止(酸性雨防止を含む)のためのコスト	乳牛:絞乳作業に伴う温水利用のためのボイラー 養豚、養鶏:子豚、雛保温用ガスブルーダー等加温用機器使用 家畜全般:畜ふん、廃棄物焼却炉
	②水質汚濁防止のためのコスト	家畜全般:畜舎排水処理
	③土壌汚染防止のためのコスト	
	④騒音防止のためのコスト	家畜全般:家畜の鳴き声に対する苦情がある場合の対策
	⑤振動防止のためのコスト	
	⑥悪臭防止のためのコスト	家畜全般:家畜・ふん尿処理過程で発生する臭気対策
	⑦地盤沈下防止のためのコスト	家畜全般:家畜用飲料水、畜舎洗浄水等で地下水利用が過度に行われた場合の対策
	⑧その他の公害防止のためのコスト	家畜全般:その他上記以外での公害防止対策
(1)-2地球環境保全コスト	①温暖化防止のためのコスト	家畜全般:家畜飼育管理に必要な電気使用量の削減 家畜全般:家畜飼育管理に係る車両等の排気ガス対策
	②オゾン層破壊防止のためのコスト	家畜全般:畜舎冷暖房機器のフロンガス対策 酪農全般:牛乳保存用バルククーラーのフロンガス対策
	③その他の地球環境保全のためのコスト	家畜全般:その他上記以外での環境保全コスト
(1)-3資源循環コスト	①資源の効率的利用のためのコスト	家畜全般:未利用資源等の飼料化利用コスト 牛、豚、プロイラー:おがくず、わら等の敷料利用コスト
	②節水・雨水利用のためのコスト	家畜全般:中水としての雨水・浄化槽処理水の利用に係るコスト
	③廃棄物の減量化、削減、リサイクル等のためのコスト	家畜全般:ふん尿減量化のための飼料成分の変更や添加剤の購入コスト 家畜全般:ふん尿減量化のための給水・給餌設備の改良コスト 家畜全般:ふん尿の堆肥化処理に係るコスト
	④事業系一般廃棄物の減量化、削減、リサイクル等のためのコスト	家畜全般:その他一般廃棄物の原料に関するコスト
	⑤産業廃棄物の処理・処分(埋立を含む)のためのコスト	家畜全般:家畜飼育に関して発生する機械類等産業廃棄物の処理に係るコスト
	⑥事業系一般廃棄物の処理・処分(埋立を含む)のためのコスト	家畜全般:家畜飼育に関して発生する一般廃棄物の処理に係るコスト
	⑦その他持続可能な資源循環に資するコスト	家畜全般:上記以外の家畜飼育に関連する持続可能な資源循環に資するコスト

出所:関[2005]12頁。



表3 環境保全効果、環境保全対策に伴う経済効果

環境保全効果

環境保全効果		比較指標 (2000年度実績)
効果の内容	環境負荷指標	
(1) 事業エリア内で生じる環境保全効果(事業エリア内効果)	①公害防止関連 NOx 排出量 256kg (対前年比: 89.8%) 排水検査成績 SS: 4.0ppm BOD: 9.0ppm C.O.D: 60.3ppm	285kg SS: 18.6ppm BOD: 18.2ppm C.O.D: 826ppm
	②地球環境保全関係 CO <sub>2</sub> 排出量 254,003kg (対前年比: 75.0%)	338,831kg
	③資源循環関係 ふん発生量: 622t 尿発生量: 1,139m <sup>3</sup> コピー用紙使用量: 68,440枚 (対前年比: 74.1%) 新聞紙: 715kg (リサイクルへ) 段ボール: 142kg (リサイクルへ) その他紙: 1,044kg (リサイクルへ) ビニール類: 427kg (固形燃料化)	ふん発生量: 621t 尿発生量: 1,082m <sup>3</sup> コピー用紙使用量: 92,350枚 新聞紙: 214kg (リサイクルへ) 段ボール: 194kg (リサイクルへ) その他紙: 725kg (リサイクルへ) ビニール類: 332kg (固形燃料化)
(2) 上・下流で生じる環境保全効果		
(3) その他の環境保全効果	試験場周囲農地への堆肥還元: 52t	試験場内圃農地への堆肥還元: 40t

環境保全対策に伴う経済効果

環境保全対策に伴う経済効果	
効果の内容	金額 (千円)
リサイクルにより得られた収入額	0
省エネルギーによる費用削減額	2,457
リサイクルに伴う廃棄物処理費用の削減	0

〈註〉 集計範囲: 静岡県中小家畜試験場

対象期間: 2001年4月1日~2002年3月31日

出所: 関 [2005] 14-15頁。

## V おわりに

本稿では、農業経営における食の安全性と環境保全に関するリスクマネジメントシステムの展開動向に着目し、そのシステムの体系化を行い、更に取組事例を概観した。そして、それらの可視化ツールとしての環境会計の導入事例の考察を試みた。

最後に、今後の方向性に関して、一部重複するが、3点あげておきたい。

第1に、これらのアプローチに際し、環境会計導入の前段階として、今日の農業経営が直面している「食の安全性」と「環境保全」のリスクを回避するためには、どのようなマネジメントシステムが有効か否かを体系的に捉えていく必要がある。本稿では、その一端の分析を試みた。

第2に、我が国の「農業の存続＝多面的機能の発揮」と捉える従来の観点に加えて、農業経営が環境保全に取り組むことにより、それが更に発揮されていくと仮定し、農業経営はそのためどれくらいコストをかけているのか、その効果は、農業の多面的機能はどれくらい発揮されているのか、についての算定を進めていく必要がある。

第3に、環境会計を用いて、具体的且つ実証的に多面的機能を数値で「見える」ようにしていく。その結果、農業経営の社会的役割が更に明確になってくるものと考えられ、その指標の開発に期待がかかることである。

農業経営における環境会計は、消費者などに対する食の安全性・環境保全に関する情報開示ツールであると同時に、情報地域住民に対する開示ツールとして確立されることも模索されている。わが国では農地は地域ぐるみで守ってきた。しかしながら、農山村の過疎化の中ですでにその力は地域から薄れていき、今日、耕作放棄地の拡大が大きな問題となっている。それらに関する問題提起の役割も含めて、地域住民に環境会計情報を提供していくことにより、地域内コミュニケーションの深化、更には農業の多面的機能の浸透などに繋がっていくことも期待される。

### 注

1) つまり、環境会計を導入することにより、食の安全・環境保全に関するために費やしたコストや効果を内部で、あるいは外部にも見えるようにする。

2) 林(2004, 15-16)は、農業経営に環境会計を導入することに関して次のように言及している。

「農林水産業の多面的機能は個々の経営体として把握できるものではなく、地域全体の農村集落または農村地域として効果を発揮するものであるため、マイクロ環境会計で農林水産業の経営体の環境保全活動を把握するだけでは不十分な側面がある。そのため、特に農林水産業そして農村地域では地域全体を対象としたメゾ環境会計の構築が必要となってくる。」

その他にも、高橋他(2006, 32-39)参照。

3) もちろん、これらのマネジメントシステムのうち、「食の安全性」と「環境保全」の両観点を兼ねるも

のもある。当図は、便宜上、2つに大別したものである。

- 4) また、海外での取組事例集として、Carruthers (2003, 1-238)、Carruthers (2004, 1-178) 等がある。
- 5) 関 (2005, 15) は畜産分野における環境会計手法は未だ確立されていないと指摘した上で、「環境問題で苦況にたつ畜産経営体にとって、本システム(環境会計)を利用することにより適切な環境保全コストを把握するとともに、地域住民等の利害関係者に対する客観的な情報開示手段として有効なものと考えられます」(括弧内は筆者加筆)とその可能性を述べている。

#### 引用文献

Carruthers, G. [2003], *Adoption of Environmental Management Systems in Agriculture Part1: Case Study from Australian and New Zealand Farms*, Australian Government Rural Industries Research and Development Corporation.

Carruthers, G. [2005], *Adoption of Environmental Management Systems in Agriculture An analysis of 40 Case Studies*, Australian Government Rural Industries Research and Development Corporation.

林岳 [2004] 「農林水産業における環境会計導入の課題」独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構総合企画調整部研究調査室『農業生産活動の環境影響評価に関するFS研究会』, 13-22頁。

家串哲生 [2001] 『農業における環境会計の理論と実践』農林統計協会。

家串哲生 [2003] 「農業経営におけるサステイナブルマネジメント戦略に関する一考察—愛媛県明浜町無茶々園のISO14001への取り組み事例から—」『農業経営』第116号, 13-30頁。

家串哲生・岩崎幸弘・大崎秀樹・中川聰七郎 [2005] 『農業ISO14001導入マニュアル—農業環境経営の最前線へ—』農林統計協会。

農林水産省 [2003] 『農林水産環境政策の基本方針—環境保全を重視する農林水産業への移行—』。

関根久子 [2003] 「農業における環境会計導入の可能性」『2003年度日本農業経済学会論文集』, 220-222頁。

関哲夫 [2005] 「畜産経営に導入した環境会計」『畜産環境情報』第29号, 10-15頁。

高橋義文・林岳・合田素行 [2006] 「多面的機能プロジェクト研究—環境会計と環境チェックソフトの開発を中心に—」『農林水産政策研究所レビュー』第18号, 32-39頁。

矢部光保 [2005] 「環境再生における費用対効果の計測—仮想評価法の改善と環境会計学からの接近—」『2005年度日本農業経済学会論文集』, 318-325頁。

(2006年11月19日採択)



## 【研究論文】

# ステイクホルダー・エンゲージメントの意義と課題

川原 千明（神戸大学大学院博士課程後期課程）

## I はじめに

昨今相次ぐ大規模な企業不祥事による信頼の失墜、加速する経済市場のグローバル化、資源の枯渇や温暖化といった地球環境問題など、日本企業は様々な問題に直面している。近年その重要性が強まってきている企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility : CSR)もその一つであろう。しかし、「企業の社会的責任」という用語自体は、決して目新しいものではなく、わが国でも1956年に経済同友会が「経営者の社会的責任の実践」を決議しており、半世紀前にすでにその概念は存在していた。

では、21世紀型CSRは何が従来の企業の社会的責任と異なるのか―筆者はその答えは「ステイクホルダーと企業の関係性」にあると考える。その一つの象徴が「ステイクホルダー・エンゲージメント」である。「ステイクホルダー・エンゲージメント」とは、直訳すれば「ステイクホルダーが組織に（または組織がステイクホルダー）に参画していく」ということである。この新しい形の取組に関しては、AccountAbilityという非営利組織から各種ガイドラインが発行されており、欧米ではすでに数多くの導入実績があり、実務はかなり先行している。しかし、ステイクホルダー・エンゲージメントとは具体的にどのような活動を指すのか、またどのような効果または課題があるのか、明確になっていない点も多い。特にわが国ではステイクホルダー・エンゲージメントを主題に置いた研究はまだ存在しておらず、ほとんど議論されていないのが現状である。

そこで、本論文では現行のガイドラインと企業事例を中心に分析し、ステイクホルダー・エンゲージメントとはどのような取組であり、その効果と課題はどのようなものなのか、ガイドラインを中心に整理し、次に実際のケースにおいてその効果と課題が観察できるかどうか検討することを目的としたい。

---

キーワード：企業の社会的責任、ステイクホルダー・エンゲージメント、サステナビリティ・レポート、AA1000SES

## II CSRとステイクホルダー

ステイクホルダー・エンゲージメントの議論に入る前に、まずCSRにおけるステイクホルダーの位置づけを、最も先進的なEUとわが国の現状を取り上げて確認する。

EUでは、European Commission (欧州委員会) が主軸となってCSRという命題に積極的に取り組んでいることは周知の事実である。この背景には高い失業率という社会問題、アメリカ経済に対するヨーロッパ経済の復権<sup>1)</sup>といった国家戦略などがある。このような情勢の下、欧州委員会は2002年7月にホワイト・ペーパーを発行し<sup>2)</sup>、その中で、CSRとは「企業が社会問題および環境問題を事業活動およびステイクホルダーとの相互関係に自主的に統合する概念」(EC, 2002, p.5) と定義している。ここで注目すべきは、前述のCSRの定義において「ステイクホルダーとの相互関係」というキイ・ワードを明確に述べている点である。

一方、わが国では、産業界の自主的な取組が先行している。まず、経済同友会が2003年第15回企業白書『『市場の進化』と社会的責任経営』を公表した。同白書はCSRに関する体系的な報告書として先駆的であり、注目を集めた。経済同友会は、CSRの本質を「CSRは企業と社会の持続的な相乗発展に資する」「CSRは事業の中核に位置付けるべき「投資」である」「CSRは自主的取り組みである」と定めている(経済同友会、2003、7頁)。ここにも「企業と社会の相互発展」すなわち「企業とステイクホルダーの相互関係」というキイ・ワードが読み取れる。

次に、日本経済団体連合会は2004年「企業行動憲章」を改定し、「日本型CSR」を示した。そこでの主な改訂ポイントには、「株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示する」という項目の追加がある<sup>3)</sup>。ここにも「ステイクホルダーとのコミュニケーション」という相互関係を連想させるキイ・ワードを確認できる。

以上のように、CSRにおいて「企業とステイクホルダーの相互関係の強化」が重要視されていることが理解できる。そしてこの背景のひとつとして、非常に重要なものとしてGRIサステナビリティレポートガイドラインがある<sup>4)</sup>。

GRIガイドラインの大きな特徴は「トリプル・ボトム・ライン」と「マルチ・ステイクホルダーの包含」であり、同ガイドラインの普及に伴い<sup>5)</sup>、この2つはサステナビリティ・レポートのスタンダードな考え方となっている。すなわち、「マルチ・ステイクホルダーの含有」は、「報告組織のあらゆるステイクホルダーに対して彼らが必要とする情報の提供を達成する」ことであり、その達成にはステイクホルダーの参画が重要であるとし、ステイクホルダーとの協議によって、パフォーマンス指標を選択あるいは追加することを推奨している(GRI, 2002)。まさに、ステイクホルダーとの相互関係の構築を報告組織に求めるものである。ここで登場するのが「ステイクホルダー・エンゲージメント」である。GRIガイドラインでは報告内容としてステイクホルダー・エンゲージメントを定めると共に(GRI, 2002, p.42)、報告そのものもエンゲージメ

ントによって決定することを求めている (GRI, 2002, p.16, pp.24-25)。このたび公表された第三版のガイドラインではこの傾向がより一層強くなっている。ガイドライン2002年版では“incorporate”や“consultation”という用語も併用されていたが、2006年版では“engage”, “engagement”に統一されている (GRI, 2006)。また、報告原則の一つ「ステイクホルダーの包含性」において、ステイクホルダーの期待・関心を理解する有効な手法としてステイクホルダー・エンゲージメントを挙げ、さらに「ステイクホルダー・エンゲージメントの体系的運営」、「ステイクホルダー・エンゲージメントのプロセスの文書化」を求めている (GRI, 2006, p.10)。2002年版でも同様の記述はあるが (pp.24~25)、2006年版ではその有効性と重要性をさらに強調している。そして、ステイクホルダー・エンゲージメント自身の報告については、「統治、コミットメント、エンゲージメント」という項目の中で、「エンゲージメントを実施したステイクホルダー・グループ」、「エンゲージメントを行ったステイクホルダーを識別・選択した基礎的手続」、「ステイクホルダー・エンゲージメントの方法」、「ステイクホルダー・エンゲージメントによって発生した主要なトピックと関心事、およびそれらに対していかに組織が対応したか」の4点について開示することを推奨している (GRI, 2006, p.24)。

GRIガイドラインはあくまで報告書のガイドラインであり、活動に関するガイドラインではない。しかし、活動と報告はリンクしているものであり、報告書でステイクホルダー・エンゲージメントを重視することは、活動にも大きな影響を及ぼすと推測される。このため、GRIガイドラインがCSRにおけるステイクホルダーおよびエンゲージメントの重要性強化に大いに貢献したと考えられる。

それでは、「ステイクホルダー・エンゲージメント」とは具体的にどのような取組なのか。次に、現在最も体系的なステイクホルダー・エンゲージメントのガイドラインであるAA1000 Stakeholder Engagement Standard (AA1000SES) を中心に取り上げ、概説することとする。

### Ⅲ ステイクホルダー・エンゲージメントとはどのような取組なのか

現在、ステイクホルダー・エンゲージメントを最も積極的に推進している組織は、イギリスの非営利組織AccountAbilityである<sup>6)</sup>。AccountAbilityは持続可能性に関する各種スタンダードを公表しているが、そのいずれもステイクホルダー・エンゲージメントを中核に据えている。サステナビリティ・マネジメントに関する規格AA1000フレームワークやサステナビリティ・レポートの保証を定めたAA1000 Assurance Standard (AA1000AS)<sup>7)</sup>など他のスタンダードを先行して公表した後、2005年にAccountAbilityはステイクホルダー・エンゲージメントのガイドライン、AA1000SESのドラフトを発表した。AA1000SESでは、後述するステイクホルダー・エンゲージメントのフレームワークとエンゲージメントの品質に関する記述が中心である。また、同年にはUNEPとの共同でステイクホルダー・エンゲージメントのマニュアルも公表して

いる。このマニュアルは2巻構成であり、第1巻では、企業、政府、NPOといった組織の特性ごとにエンゲージメントの基本的考え方や方法、事例などが掲載されており、第2巻では実際にエンゲージメントを実施する際に活用しうる図表やチェックリストなどのツールが紹介されている。AA1000SESがステイクホルダー・エンゲージメントの枠組みを示すものならば、マニュアルは実務の参考書という位置づけと言える。

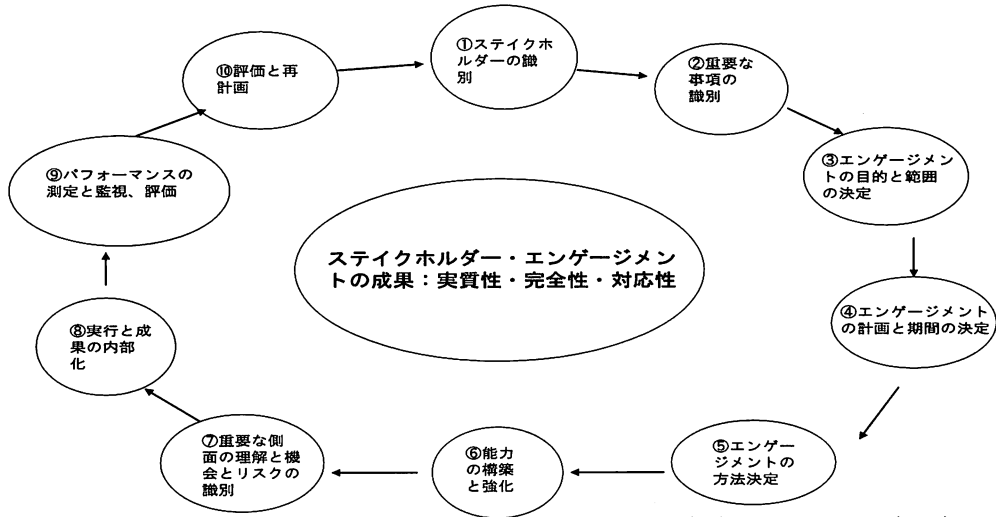
これら文書を通して「ステイクホルダー・エンゲージメント」がどのような取組であるか、本節ではこの点を明らかにする。

第一に「ステイクホルダー・エンゲージメント」とはどのような活動を指すのか。マニュアル中に次のような記述がある。「エンゲージメントは、組織の活動と意思決定においてステイクホルダーを理解し、関与させる努力全範囲を網羅する用語である」(AccountAbility and UNEP, 2005, p.13)。この考え方に従えば、ステイクホルダー・エンゲージメントは様々なステイクホルダーを対象としたコミュニケーション活動、情報収集活動、または協働活動を全て含む広範囲な内容となる。もちろんこの考え方は誤ったものではないが、しばしば実務では、従来の活動、例えば市場調査やIR、顧客対応と混同され、かえってエンゲージメント普及の阻害要因となっている場合がある。すなわち、「すでに取り組んできたことなのだから、CSRのために新しい活動に取り組む必要は無い」という意見である。ここで留意が必要なのは、ステイクホルダー・エンゲージメントは、その目的を組織のアカウンタビリティ<sup>8)</sup>とサステナビリティ・パフォーマンスの向上としていることである(AccountAbility, 1999)。したがって、経済的側面のみを対象とするステイクホルダーへの取組は区別されねばならない。また、「エンゲージメント」という用語にも着目すれば、「エンゲージメント」は本来、投資家はその立場を活用して企業経営に積極的に関与する行動を指す。その形態には、株主提案の提出、書簡や対話による意見交換や改善要請などがあり、もちろんこのような取組は社会的責任投資(SRI)でも企業の社会的責任を促進するため活用されている。この点から考えると、「(企業行動を変えようとする)積極的関与」という点、そして「関与するステイクホルダー自身の多様化」という点から従来の取組とは区別するべきと考えられる。また、ステイクホルダーから企業の事業活動に参画するのみでなく、企業からステイクホルダーに働きかけるという双方向の関係性にも違いが見られる。したがって、ステイクホルダー・エンゲージメントとは、「アカウンタビリティとサステナビリティ・パフォーマンス向上を目的に、多様なステイクホルダーが積極的に相互参画する」行為と定義できるであろう。実際用いられる手法としては、ステイクホルダー・ダイアログやアンケート、インタビューなどが一般的である。

AA1000SESでは、図1に示すエンゲージメントのプロセスが提示されている。



図1 ステイクホルダー・エンゲージメントのプロセス



出所：AccountAbility (2005) p.30

各ステップを簡単にまとめてみよう。①ステイクホルダーの識別では、自社の行動に影響を及ぼす（受ける）ステイクホルダーをマッピングして、現状を把握する。②重要な事項の識別では、マテリアリティ・テストを実施して、自社にとって重要な問題を把握する。マテリアリティ・テストでは、自社のミッションと経営方針に関わる実質性（短期財務業績・経営方針との関係性・業界規範）とステイクホルダーの行動による実質性（ステイクホルダーの関心と行動・社会的規範）に基づいて実質性が判断される。なお、これら実質性の要素は相互に影響を与えあっている点に注意が必要である（例：ステイクホルダーの関心により業績に影響が出る場合）。③エンゲージメントの目的と範囲の決定と④エンゲージメントの計画と期間の決定でステイクホルダー・エンゲージメントの実行プランが決められる。以上のステップがいわばPDCAサイクルのPlanにあたる。

⑤エンゲージメントの方法決定でダイアログや意識調査といった実行方法を選択し、そのうえで⑥能力の構築と強化と⑦重要な側面の理解と機会とリスクの識別においてエンゲージメントにあたって必要な人員や能力が準備され、エンゲージメントに必要な知識や認識について組織内の理解を深め、共有する。そして⑧エンゲージメントの実施である。ここまでのDoの部分に当たる。

エンゲージメントを実施した後は、その成果を内部で共有することがはかられ（⑨）、改善点などはしかるべく次期の計画にフィードバックされる（⑩）。すなわち、Check & Actionである。

以上がAccountAbilityが提唱するエンゲージメントのプロセスであるが、AA1000SESはフレームワークを示すのみで、具体的な手法などは提示されていない。この点については、AccountAbility

and UNEP (2005) がマニュアルとして具体的な手法やツールを提供している。

#### IV ステイクホルダー・エンゲージメントの効果と課題

それでは、エンゲージメントのメリットとしてはどのようなものが考えられるのか。AccountAbility (2005) では、ステイクホルダーのニーズを把握できること、ステイクホルダーにとって重要な事柄を識別・理解できること、ステイクホルダーの知識と洞察を獲得し、問題解決に活用したり、その協力を得られることや、正統性の獲得などをあげている (p.9)。

一方、課題としては、AccountAbility and UNEP (2005) の中で、「価値を生み出す関係性を構築するために必要な深い理解を持つためには時間がかかる」、「外部の期待に応えるために企業の資源をどんどん消耗させてしまう」(p.30)と、時間と資源の負荷を指摘している。さらに、「ステイクホルダーは企業に対して非現実的な高い期待を持っていることがある」(p.31)と、ステイクホルダーから過剰な期待または要求を突きつけられかねない点、「企業が一般の関心を代表するステイクホルダーを識別できるかどうか、困難である」(p.31)と、様々なステイクホルダーの中から適切な代表者を選んでエンゲージメントする難しさをあげている。

また、ステイクホルダー・エンゲージメントの効果と課題については、先行研究でもいくつか触れられている。Lawrence (2002) では、Royal Dutch Shellが人権擁護団体2組織と実施したダイアログに基づく研究で、エンゲージメントの利点として「社会の期待についての学習、外部の専門技術の利用、創造的解決の生成とそれらを実行するために必要なステイクホルダーの支援の達成」(p.192)、さらにそれらの利点は「危険な批判を無力にする、あるいは中和し、建設的な行為を取るためのレピュテーションを改善することも可能である」(p.192)としている。一方リスクとしては、企業が約束することにより、その約束を守れなかった場合の批判は何倍も強くなる危険性、ステイクホルダー側が要求する情報開示の程度、エンゲージメントを行うステイクホルダーの側には支援者や同業者から批判を浴びる危険性があることをあげている (Lawrence, 2002)。AccountAbility (2005) が述べる効果と共通している部分も多いが、さらにリスクマネジメントとレピュテーション向上というベネフィットに触れているのが特徴である。リスクとしては、情報開示面についてあげている点が着目に値する。有効なエンゲージメントにあたっては、企業とステイクホルダーの間に信頼関係の構築が不可欠であり、そのためには包括的で透明性ある情報開示が重要となる。しかし、ステイクホルダーの側から過度の情報開示請求がなされた場合、企業はその要求に応じることはできないため、ここに対立関係が生じてしまい、エンゲージメントには至らなくなってしまう。この点から、エンゲージメントに有効な情報開示のあり方を追求することは一つの課題と言える。

情報開示という観点からは、「ステイクホルダー・エンゲージメントがどの程度企業のアカウンタビリティを促進しているかは大いに疑わしい」という指摘もある。これは企業がエンゲ-

ジメントの大部分を管理し、自分たちに有利なように、まやかしや広告宣伝として利用している状況を示している (Owen et al. , 2001)。確かに、ステイクホルダー・エンゲージメント自身のプロセスの透明性および中立性確保は重要な課題である。

以上を総括すると、まず主な効果については次のようにまとめられる。

- ①ステイクホルダーのニーズ、重要な事柄を把握・理解できること
- ②ステイクホルダーの専門的知識や協力関係を獲得し、CSR推進や問題解決に活用できること

次に主要な課題に関しては、以下のようにまとめられる。

- ①ステイクホルダーが情報開示などに対して過剰な要求を行ったり、非現実的な期待を押し付ける危険性
- ②適切なステイクホルダーの識別が困難である
- ③エンゲージメントのプロセス自体の透明性と中立性の確保

では次に、実際の事例を基にこれらの効果と課題がどのように発生しているのかを分析することとする。

## V ステイクホルダー・エンゲージメントのケース—富士写真フィルム

### (1) ステイクホルダー・エンゲージメントの事例-「富士写真フィルムステークホルダー・ダイアログ」

本節で分析対象となる企業は富士写真フィルムである。同社を選択した理由は、2004年版レポートにおいて日本企業で初めてAA1000ASに基づく第三者保証を受審しており<sup>9)</sup>、サステナビリティ・レポートに対する各賞を受賞したり<sup>10)</sup>、各メディアで取り上げられるなど、先進的企業である[富士フィルムコンピ1]と評価できることによる。なお、2005年版レポートでも継続して保証を受けている<sup>11)</sup>。

富士写真フィルムでは、メーカーとして従来よりステイクホルダーごとに適したコミュニケーション活動を行ってきているが、「ステイクホルダー・エンゲージメント」という観点から最も重要な取組の一つが「ステークホルダー・ダイアログ」である。筆者は、同社の協力を得、ダイアログに立ち会い、観察活動を行った。

「ステークホルダー・ダイアログ」の開催は昨年引き続き2度目である<sup>12)</sup>。ダイアログに先立ち、富士写真フィルムはファシリテーター（進行役）である川北秀人氏（NPO代表）と事前に打合せを行った。筆者は2005年6月22日富士写真フィルム本社で実施された打合せにも立ち会った。打合せは、当日誰を招くのか、どのようなテーマを議論するのか、どのように議論を進めるのかを中心に行われた。打合せでは、同社がこのダイアログに求めるものが確認された。

これはすなわちCSR活動における位置づけと取ることができる。同社のスタンスとしては、「CSRを推進していく上で社外から何を期待されているか、どのようなコミュニケーションの事例があるかなどについて、意見交換をしたい」[富士フィルムコンピ2]というものであった。

当日議論するテーマについては、当初あまりクリアに絞り込まれていなかったが、打合せの結果、目標に落とし込みにくい「多様性」と「社会貢献」を重点的に取り上げることが決定した。

また、当日ステイクホルダーに提供される情報としては、2004年版レポートに加えて2005年版レポートに掲載が決定しているパフォーマンス・データがあれば提供してはどうか<sup>13)</sup>、という提案がファシリテーターから出されたが、これに対しては「従来の集計システムを改め、環境パフォーマンスデータウェブ集計システムを構築したばかりである。現時点では確定していないデータも多く、提供することが難しい」として保留とされた。

ダイアログは2005年7月22・23日、都内で実施された。参加者はNPO、企業、政府を代表するステイクホルダー8名と、富士写真フィルム側はCSR担当役員・担当部署代表および各部署の担当部長・課長クラス、製造工場代表である。その他、オブザーバーが数名立ち会った。

第一日目は16時から始まり、懇親会を除けば開催時間は数時間程であった。翌日のディスカッションに備えた下地作りという位置づけと考えられる。まず、富士写真フィルムから参加者に対して自社のCSRへの取組についてプレゼンテーションが1時間強あり、それに関する質疑応答の時間が1時間持たれた。富士写真フィルムのプレゼンテーション内容は、事業概要など企業情報、CSRのビジョン・推進体制・取組内容、サプライチェーンにおけるCSRマネジメントの取組、今後の課題に関するものであった。課題部分を除き、基本的にはレポートなどですでに公表されている情報が中心である。なお、環境を中心とするパフォーマンス・データや環境会計（サステナビリティ会計）<sup>14)</sup>といった数値情報は特にとりあげて説明はされなかった。

富士写真フィルムのプレゼンテーションを受けての質疑応答では、各ステイクホルダーから将来の事業ビジョン・戦略についてやCSR・サステナビリティに対する考え方といった点に関する質問から、社員の社会貢献など自らの専門領域に立脚した質問まで幅広い内容の質問がステイクホルダー側から出された。それに対し、CSR推進部をはじめ、所管部門の参加者が回答した。[富士フィルムコンピ3]

2日目は9時から17時まで、1日がディスカッションに費やされた。ディスカッションは3つのセッションが設けられており、第1セッションが「社会・人権への取組について」（2時間）、第2セッションが「環境への取組について」（2時間）、第3セッションが「グローバル・ガバナンスについて」（1時間）であった。しかし、第3セッションはあえて時間をとらなくても第1・第2セッションのうちで議論されるという判断の下、第1・第2セッションに組み込んで議論することとされ、午前の部を社会・人権のセッション、午後の部を環境のセッションとし、それぞれ4時間程度の時間をかけて議論する形に変更された。

社会・人権のセッションは、まずファシリテーターから参加者に質問を投げかけることで始まった。質問は富士写真フィルムに対しては「自分が重要だと考えるステイクホルダーを3つ」と「今後3-5年間の社会における重要な社会的なテーマは何であるか」の2つであり、ステイクホルダーに対しては「富士写真フィルムはこのような事をすべきではないかという問題提起・提案」が求められた。これに対する回答を口火に、「雇用の多様性」「地域社会との関係性」「社会貢献」「人権擁護」といったテーマについて活発な議論が行われた。特に雇用問題については今後訪れる少子高齢化を見据えて最も白熱した議論が展開された。

環境のセッションでは、「生物多様性」「サプライチェーンでの取組」について議論され、最後にこの2日間の締めくくりとして、ファシリテーターから富士写真フィルム側には「自部署が取り組むべき3つの事」、ステイクホルダー側には「他部署と連携して取り組むべき3つの事」をそれぞれ発表するよう求められた。ステイクホルダーからの各メッセージと富士写真フィルム側からの回答として、CSR推進部長（当時）山本氏のコメントを代表としてレポートに掲載されている<sup>16)</sup>（富士写真フィルム、2005、15頁）。山本氏の発言を見ると、CSR推進の方向性を考えるに当たって8つのキイ・ワード（「さまざまな多様性確保に率先して取り組む」、「マジョリティの側の変革」、「社員を市民にする仕組みづくり」など）を得ることができたとあり、有益な示唆を獲得できたと推測される。この示唆が実際の事業活動に組み込まれ、エンゲージメントが完結するかどうかについては、次期の実績を待って評価することとしたい。

## (2) ステイクホルダー・エンゲージメントの効果と課題に関する分析

第4節で明らかにしたステイクホルダー・エンゲージメントの効果と課題という観点から、富士写真フィルムの事例を分析しよう。

まず、効果と課題の分析に入る前に、富士写真フィルムのケースをAA1000SESで示されたステイクホルダー・エンゲージメントのプロセスに基づいて整理しよう。

ステイクホルダーのニーズ、重要な事柄を把握・理解できることについては、富士写真フィルムは多様なステイクホルダーを招き、直接対話を行うことにより、ステイクホルダー（社会）が自社に持っているニーズ、期待されている社会的役割を知ることができ、この効果が確認できた。この時、富士写真フィルム側の出席者がCSR推進部のみでなく、社内の主要部署（工場含む）から1名ずつ出席している点は重要である。ステイクホルダーのニーズは幅広く、必ずしもCSR推進部のみで対応しきれるとは限らず、他部署が主となって対応にあたるべきニーズもあるためだ。また、他部署に関して言えば、CSRというテーマで社外ステイクホルダーの声を聴く機会は自らの業務においてはあまりないため、社内従業員の「気づきの場」としても有意義である。

ステイクホルダーの専門的知識や協力関係を獲得し、CSR推進や問題解決に活用できる点については、前述の山本氏のコメントにある通り、富士写真フィルムはCSR推進に当たって様々な

インプリケーションを得ることができており、この効果が一部確認できた。一部としているのは、インプリケーションを実際に活用する段階は確認できていないためである。協力関係についても今後の課題であり、このダイアログをきっかけに協力関係を構築することが望まれるが、一朝一夕に成し遂げられるものではないため、継続的なエンゲージメントによって発展することが期待される。なお、エンゲージメントの継続性については、2006年に開催されたステイクホルダー・ダイアログで、2005年の参加者のうち2名が引き続き参加している（富士写真フィルム、2006、20-21頁）。

以上のようにステイクホルダー・エンゲージメントの効果は実際確認できた。これらの効果はいずれも昨年CSR活動・レポートにおいて重要になってきている“materiality（実質性）”に関わるものである。MaterialityはAA1000SESなどAccountAbilityの発行するガイドライン群AA1000シリーズの基盤となる3原則<sup>15)</sup>の一つであり、ステイクホルダー・エンゲージメントにおいては「ステイクホルダーと組織にとって重要な事柄を知ること」（AccountAbility, 2005, p.18）が求められる。富士写真フィルムはダイアログによってステイクホルダーが何を重要と考えているのか、自社に対するニーズは何か知ることができた。したがって、ステイクホルダー・エンゲージメントはmaterialityに有効であると考えられる。

課題に関しては、まず、ステイクホルダーが過剰な要求を行ったり、非現実的な期待を押し付ける危険性について、今回のダイアログでは確かにステイクホルダーが様々な希望や提案を出してはいたが、非現実的なものや過剰なものはなかった。これには、欧米のNPOに比べ日本のNPOは攻撃性が低いという特質も関係すると思われる。また同時に、富士写真フィルムが適切なステイクホルダーを選択することに成功したためとも考えうる。選定に成功したと考える場合、選定に際してファシリテーターである川北氏が協力したことも成功の一因と思われる。したがって、富士写真フィルムのケースでは前述の課題のうち①と②については観察されなかった。

③エンゲージメントのプロセスの透明性と中立性の確保に関しては、富士写真フィルムは第三者による保証を受審しており、保証提供者は保証付与作業の一環としてこのダイアログにも立ち会っていた。したがって、富士写真フィルムは透明性・信頼性確保に努めているとして評価できる。ただし、アカウンタビリティの履行という観点からは、エンゲージメントの実績やプロセスに関して必ずしも明確に情報開示されておらず、透明性確保の上でもさらなる取組が必要と思われる。

以上の結果をまとめたものが表1である。

表1 富士写真フィルムの分析結果

ステイクホルダー・エンゲージメントの効果と課題		富士写真フィルムのケース
効果	ステイクホルダーのニーズ、重要な事柄を把握・理解できること	効果あり
	ステイクホルダーの専門的知識や協力関係を獲得し、CSR推進や問題解決に活用できること	効果あり（*一部のみ確認）
課題	ステイクホルダーが情報開示などに対して過剰な要求を行ったり、非現実的な期待を押し付ける危険性	課題なし
	適切なステイクホルダーの識別が困難である	課題なし
	エンゲージメントのプロセス自体の透明性と中立性の確保	一部課題

さらに、富士写真フィルムのダイアログに基づいて以下のような効果と課題が考えられる。効果の①に関する分析において社内従業員の参加の重要性に触れた通り、社内意識の啓蒙・教育に大きな効果が期待できる。また、部署間の情報共有という効果も期待できる。

課題としては、より有効なエンゲージメントを実現できる信頼関係をいかに構築するかという点である。第4節で述べたように、信頼関係の構築には充実した情報開示が不可欠である。AccountAbility (2005) にも「ステイクホルダーの関心、見解、ニーズ、期待に関する現在のパフォーマンスと将来の計画を彼らに知らせなければならない」(p. 45) とある。富士写真フィルムのケースではプレゼンテーションとレポートが主な情報提供手段として用いられたが、ステイクホルダーとの間に信頼関係を構築し、エンゲージメントをより有効にするためにはどのような情報内容・量・質・媒体がふさわしいのか、再検討する必要があると考えられる。

## VI おわりに

本論文では、ステイクホルダー・エンゲージメントとはどのような取組であり、その効果と課題はどのようなものなのかを明確にしたうえで、実際の企業の取組をもとにそれらの効果と課題を分析するという目的の下、現行のガイドラインと富士写真フィルムのケースを検討した。

結果、ステイクホルダー・エンゲージメントは企業がmaterialityを識別・理解するうえで有効であること、課題としてはAA1000SESなどであげられている課題は富士写真フィルムのケースでは観察できなかったが、「ステイクホルダー・エンゲージメントをより有効にする情報開示のあり方」という新たな課題が発見された。この課題は、サステナビリティ・レポートの信頼性確保や財務報告における非財務情報開示という領域にも関わる論点であり、重要と考えられる。

GRIガイドラインが2006年の改訂によりステイクホルダー・エンゲージメントを要求する姿勢が強まったこと、ステイクホルダー・エンゲージメントを基盤とするサステナビリティ・レポー

トの保証基準AA1000ASの普及などに伴い、ステイクホルダー・エンゲージメントの重要性はますます強くなると予想される。そのため、日本企業は早急の対応と実務の成熟化が必要となる。日本企業の実務を支援する上でも、ステイクホルダー・エンゲージメントの理論・実践にわたるさらなる研究は重要である。

#### 注

- 1) 2000年3月リスボン欧州理事会がEUの経済・社会政策の今後10年間の方針を定めた「リスボン戦略」による。
- 2) EUHP (<http://www.europa.eu.int/>)、EC (2002) 参照。
- 3) 日本経団連HP (<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/cgcb/kaitei.html>) 参照。
- 4) GRI (Global Reporting Initiative) はサステナビリティ・レポートのガイドラインを策定するために1997年から活動している団体で、世界各国の企業、政府、NPO・NGO、専門家組織などが会員となっているNPOである。2000年に「サステナビリティ報告ガイドライン」を発行、2002年に改訂。2006年に再度改訂され第3版が公表された。
- 5) 2006年3月現在、817組織がGRIガイドラインを利用してレポートを作成しているとして登録されている。HP (<http://www.globalreporting.org/guidelines/reports/search.asp>) 検索結果。
- 6) Institute of Social and Ethical Accountability (ISEA) の通称。企業や非営利組織の社会的責任や倫理的行動を促進するための専門家団体として1996年にロンドンで設立された。ISEAの活動領域はSEAR (Social and Ethical Accounting, Auditing and Reporting: 社会的・倫理的な会計・監査・報告) の推進である。
- 7) 詳細はスタディ・グループ (2003-04年度) 最終報告51-54頁を参照いただきたい。
- 8) 従来理解される説明責任という概念とは異なり、AccountAbilityが定める「透明性、コンプライアンス、対応性」を要素とする概念である。
- 9) 2006年3月時点、AA1000保証基準による保証を受けている企業は富士写真フィルムの他にあいおい損保、東芝、日興コーディアル、東京リースがある。また、イトーヨーカ堂もAA1000保証基準という文言は見られないが、同様の形式による第三者保証を受けている。
- 10) 財団法人地球・環境人間フォーラム主催「環境コミュニケーション大賞」第8・9回で環境報告優秀賞受賞、東洋経済新報社主催「環境報告書・サステナビリティ報告書賞」第8回でサステナビリティ報告書優良賞、第9回でサステナビリティ報告書優秀賞受賞。
- 11) 富士写真フィルムとAA1000ASに関してはスタディ・グループ (2003-04年度) 最終報告54-59頁を参照いただきたい。
- 12) 前回は「インターナショナル・ステイクホルダー・ダイアログ」として、海外のオピニオン・リーダーたちを招聘している。
- 13) ダイアログが開催された7月22・23日に対して、富士写真フィルムの2005年版レポートの発行時期は9月であった。
- 14) 富士写真フィルムは環境会計に労働環境・社会会計を加えて独自の「サステナビリティ会計」としている。
- 15) 三原則は「materiality (実質性)」「completeness (完全性)」「responsiveness (対応性)」から成り、実質性は「その情報が誤っていたり省かれていた場合、ステイクホルダーの意思決定と行動に影響を及ぼすこと」、完全性は「ステイクホルダーの期待や関心を完全に識別・理解していること」、対応性は「ステ



イクホルダーの関心に対応していること」を指す (AccountAbility, 2003)。

- 16) なお、ダイアログの様も富士写真フィルム (2005) 12-15頁および環境gooホームページ (<http://eco.goo.ne.jp/business/event/fujifilm2005/>) に掲載されている。

#### 参考文献

- 経済同友会 (2003), 『第15回企業白書「市場の進化」と社会的責任経営』, 経済同友会.
- 國部克彦・梨岡英理子・川原千明 (2006), 「サステナビリティ報告書と保証」, 『企業会計』, Vol.58 No.5, 157-162.
- 高巖・日経CSRプロジェクト編 (2004), 『CSR-企業価値をどう高めるか』, 日本経済新聞社.
- 谷本寛治編著 (2004), 『CSR経営』, 中央経済出版社.
- 日本社会関連会計学会スタディグループ (2005), 『サステナビリティ報告の現状と課題 最終報告書』, 日本社会関連会計学会.
- 富士写真フィルム (2005), 『富士フィルム社会・環境レポート2005』, 富士写真フィルム.
- 富士写真フィルム (2006), 『富士フィルム社会・環境レポート2006』, 富士写真フィルム.
- AccountAbility (1999), *AccountAbility 1000 (AA1000) Framework*, AccountAbility.
- AccountAbility (2003), *AA1000 Assurance Standard*, AccountAbility. (新日本監査法人訳『AA1000保証基準』)
- AccountAbility (2005), *AA1000 Stakeholder Engagement Standard Exposure Draft*, AccountAbility.
- AccountAbility and UNEP (2005), *The Stakeholder Engagement Manual vol.1*, AccountAbility.
- EC (2002) *Communication From the Commission concerning Corporate Social Responsibility*, EC.
- GRI (2002), *Sustainability Reporting Guidelines*, GRI. (GRI日本フォーラム訳『GRIサステナビリティレポートガイドライン』GRI)
- GRI (2006), *Sustainability Reporting Guidelines*, GRI.
- Lawrence, A. T. (2002), "The Drivers of Stakeholder Engagement: Reflections on the Case of Royal Dutch/Shell", in Andorif, S., Waddock, S., Husted, B., and Rahman, S. S. eds., *Unfolding Stakeholder Thinking*, Greenleaf, 185-200.
- Owen, D.L., Swift, T. and Hunt, K. (2001), "Questioning the role of stakeholder engagement in social and ethical accounting, auditing and reporting", *Accounting Forum*, 25(3), September, 264-282.
- Solomon, J. and Solomon, A. (2004), *Corporate Governance and Accountability*, Wiley.

(2006年12月13日採択)

（注）本稿は、2014年10月25日開催の「第18回社会関連会計研究シンポジウム」で発表された論文である。

（注）本稿は、2014年10月25日開催の「第18回社会関連会計研究シンポジウム」で発表された論文である。

（注）本稿は、2014年10月25日開催の「第18回社会関連会計研究シンポジウム」で発表された論文である。

（注）本稿は、2014年10月25日開催の「第18回社会関連会計研究シンポジウム」で発表された論文である。

（注）本稿は、2014年10月25日開催の「第18回社会関連会計研究シンポジウム」で発表された論文である。

（注）本稿は、2014年10月25日開催の「第18回社会関連会計研究シンポジウム」で発表された論文である。

（注）本稿は、2014年10月25日開催の「第18回社会関連会計研究シンポジウム」で発表された論文である。

（注）本稿は、2014年10月25日開催の「第18回社会関連会計研究シンポジウム」で発表された論文である。

（注）本稿は、2014年10月25日開催の「第18回社会関連会計研究シンポジウム」で発表された論文である。

（注）本稿は、2014年10月25日開催の「第18回社会関連会計研究シンポジウム」で発表された論文である。

（注）本稿は、2014年10月25日開催の「第18回社会関連会計研究シンポジウム」で発表された論文である。

**【研究論文】****企業による包括的な情報開示活動の効果**

ーコーポレート・レピュテーションとの関連ー

記 虎 優 子 (大阪成蹊短期大学)

奥 田 真 也 (大阪学院大学)

**I はじめに**

会計学研究においては、企業の情報開示の効果は、広い意味での資本コストと企業の情報開示の関係を検証することで捉えようとするのが主流である<sup>1)</sup>。これに対して本稿では、企業の情報開示の効果を捉えるために、会計学研究において最近関心を向けられるようになってきたコーポレート・レピュテーションに着目する<sup>2)</sup>。

コーポレート・レピュテーションは、企業と多様なステークホルダーとの関係性を捉えたもの(櫻井, 2005)、あるいは多様なステークホルダーの期待に基づいて企業の行動を評価したもの(Neville, Bell and Menguc, 2005)であると解することができる。したがって、Freeman (1984) に端を発するステークホルダー・アプローチの観点から主張される、多様なステークホルダーとの良好な信頼関係の構築・維持という企業が情報開示に取り組む背景ないし理由に照らして企業の情報開示の効果を捉えるためには、コーポレート・レピュテーションに着目することは、企業の情報開示の効果をより直接的に捉えることができるという点で、資本コストに着目するよりも適切な方法であると言える。

以下では、まず、先行研究のレビューを行って仮説を導出する。次に、リサーチ・デザインと検証結果について述べる。最後に、本稿の検証結果から得られた証拠について述べるとともに、今後の課題を提示することとする。

**II 先行研究のレビューと仮説の導出**

ステークホルダー・アプローチによれば、企業は多様なステークホルダーと良好な信頼関係を構築・維持しようとする戦略的な社会責任活動の一環として、情報開示に取り組むとされる。

---

キーワード; 包括的企業情報開示、コーポレート・レピュテーション、ステークホルダー・アプローチ、実証研究

したがって、ステークホルダー・アプローチに依拠して企業の情報開示の効果を適切に捉えるには、情報開示に積極的な企業ほど、多様なステークホルダーと良好な信頼関係を実際に構築・維持することができているかどうかを直接的に捉える必要がある。つまり、ステークホルダー・アプローチに依拠する場合には、先行研究のように企業の情報開示の効果を捉えるために資本コストに着目することは、充分でないのである。こうした指摘は、他の論者にもみられる。たとえば、Waddock and Graves (1997) は、ステークホルダー・アプローチの観点から企業の社会責任活動の効果を適切に捉えるには、財務的な観点に偏らない総合的な外部評価に着目する必要があると主張している。企業の情報開示は、社会責任活動の1つとして位置づけることが可能である。

コーポレート・レピュテーションを上述のように企業と多様なステークホルダーとのかかわりにおいて捉えれば、コーポレート・レピュテーションは、企業と多様なステークホルダーとの間に良好な信頼関係が構築・維持されているほど、高く評価されるはずである。そこで、本稿では、企業の情報開示とコーポレート・レピュテーションの関係を検証することによって、企業の情報開示の効果を捉えることとした。

企業の情報開示とコーポレート・レピュテーションの関係を検証することを試みている先行研究には、次のようなものがある。Espinosa and Trombetta (2004) は、Spanish Observatory of Corporate Reputation というマーケット調査研究所が開発・公表しているコーポレート・レピュテーションの評価指標と彼らが独自に測定した年次報告書における情報開示の質との間に正の関係があるとの証拠を提示している。Riahi-Belkaoui (2001) および Landgraf and Riahi-Belkaoui (2003) は、“Fortune” 誌が調査したコーポレート・レピュテーションの評価指標と証券アナリストが評価した財務情報開示の質との間に正の関係があるとの証拠を提示している。Toms (2002) および Hasseldine, Salama and Toms (2005) は、環境情報開示の量ないし質を独自に測定し、それらが“Management Today” 誌において公表された企業の環境レピュテーションの評価指標に正の影響与えるとの証拠を提示している。

これらの先行研究から得られた証拠は、企業情報開示がコーポレート・レピュテーションに正の影響を与える要因の1つであることを示している。そこで、本稿では企業の経済・社会・環境的側面に関する包括的な情報開示に着目するとともに、包括的な情報開示の量ないし質ではなく、企業姿勢に着目することとした。その上で、次の仮説を検証する。

H1：包括的な情報開示に積極的に取り組む企業ほど、コーポレート・レピュテーションが高い。

### Ⅲ リサーチ・デザイン

本稿では、サンプルとして第12回（2001年調査実施、2002年調査結果公表）と第13回（2002年調査実施、2003年結果公表）の朝日新聞文化財団「企業社会貢献度調査」の評価対象であり

(金融・保険を除く)、かつ2001年と2002年の『週刊ダイヤモンド』誌「企業イメージ140社ランキング」の評価対象でもある企業を選択している。

「企業社会貢献度調査」では、調査実施年度によって評価項目が幾分異なっている。そこで、評価項目の一貫性が保たれ、かつ可能な限り直近のデータを利用するために、第12回と第13回の調査対象企業を選択することとした。次に、「企業社会貢献度調査」の調査実施時期<sup>3)</sup>と対応させて、「企業イメージランキング」の調査実施時期<sup>4)</sup>を選択した。検証に必要な後述の財務データおよび注記データは、各年の「企業イメージランキング」の調査実施時期からみて直近となるものを選択することとし、2000年11月～2001年10月ないし2001年11月～2002年10月に終了する各事業年度の原則として連結ベース<sup>5)</sup>の財務データおよび注記データを『日経NEEDS財務データCD-ROM版』から得た。また、各事業年度終了日における株価を『東洋経済新報社株価CD-ROM』から得た。

さらに、これらの各データ入手源から検証に必要なデータを得られ、かつ資本の部<sup>6)</sup>が正である企業にサンプルを限定している。この結果、連結ベースの財務データおよび注記データを利用しているサンプル対象となる企業はのべ119社であり、単体ベースのそれらを利用しているサンプル対象となる企業は述べ1社である。すなわち、本研究におけるサンプル数は、合計でのべ120社である。

コーポレート・レピュテーションとのかかわりにおいて企業による包括的な情報開示活動の効果を検証するには、コーポレート・レピュテーションの良し悪しや包括的な情報開示活動に対する企業姿勢の積極性を判断する評価指標が必要である<sup>7)</sup>。

そこで、まず上述の「企業イメージ140社ランキング」を利用することとした。この調査は、『週刊ダイヤモンド』誌編集部によって1997年以降毎年実施されているもので、日本におけるコーポレート・レピュテーション調査に最も近いものの1つであると指摘され(櫻井, 2005)、かつすべての調査対象企業について調査結果が利用可能である。したがって、この調査は、各企業のコーポレート・レピュテーションを比較する格好の資料であると言えよう。

この調査では、『週刊ダイヤモンド』誌の定期購読者に対するアンケート調査によって、『週刊ダイヤモンド』誌編集部が企業の知名度、業界内の地位、売上げ規模等を総合的に勘案して選定した企業について「総合的な見地からどの程度の好感度を持っているか」が評価・点数化されて、総合ランキング(得点と順位)として公表されている。なお、評価対象となる企業は、毎年数社ずつ入れ替えられている。さらに、①製品・サービスの優位性、②社会貢献・倫理性、③体質転換・自己革新能力、④人材の育成・活用、⑤成長力、⑥技術力・商品企画力、⑦財無力、といった企業の特定の側面の好感度について、『週刊ダイヤモンド』誌の定期購読者にアンケート調査した結果が、7項目の項目別ランキング(得点と順位)として公表されている。

本稿では、これらのランキングをもってコーポレート・レピュテーション(CR)の評価指標とすることとした。被説明変数である各CR変数は、これらの評価指標をもとに作成される変数

である。なお、順位に基づく各CR変数については、得点に基づく各CR変数と係数の符号の方向を一致させるために、表2~4では負値を利用する。

次に、上述の「企業の社会貢献度調査」<sup>8)</sup>も利用することとした。この調査は、朝日新聞文化財団に設けられた「企業の社会貢献度調査」委員会によって1990年から2002年まで毎年実施されてきたものである。この調査は、米国の非営利組織である経済優先順位研究所(The Council on Economics Priorities: CEP)が行ってきた企業の社会的責任に関する企業格付けを模して、調査協力企業に対するアンケート調査に基づいて、情報開示活動を含む様々な社会責任活動について企業の取り組み度合いを評価したものであり、かつすべての調査対象企業について調査結果が利用可能である。したがって、この調査を利用することにより、包括的な情報開示活動に対する企業姿勢の積極性を判断する評価指標を作成することができよう。

この調査では、評価項目ごとに上から順にA~Eの5段階の評価判定が行われている。本稿では、(ix) 情報開示の指標を構成する4つの評価項目と、(v) 消費者指向の指標の一部を構成している「情報提供努力」の評価項目と、(vii) 環境保護の指標の一部を構成している「情報の開示」の評価項目に着目した。なお、(ix) 情報開示の指標を構成する評価項目のうち、「(当該アンケート―筆者注) 調査への協力」という評価項目の評価判定は、考慮していない。なぜなら、アンケート調査への協力姿勢を包括的な情報開示活動に対する企業姿勢と同じ次元で取り扱うことは、適当でないからである。そして、各評価項目の評価判定を上から順に5点~1点に変換した。なお、無回答と評価判定されている評価項目は、1点とみなして変換した。また、非該当と評価判定されている評価項目は除外した。その上で、各評価項目の変換点数の合計を当該評価項目数で割って求めた平均値をもって、包括的な情報開示活動に対する企業姿勢の積極性を判断する評価指標とすることとした。説明変数の1つである包括的情報開示度は、当該評価指標をもとに作成される変数である。包括的情報開示度と各CR変数(ただし順位に基づく各CR変数についてはその負値)との間には、仮説に基づき正の関係があると予測される。

なお、本稿では、コーポレート・レピュテーションの規定要因を実証的に検証している先駆的研究であるFombrun and Shanley (1990) が、コーポレート・レピュテーションに影響を与える要因として指摘した、(a) 市場シグナル、(b) 会計シグナル、(c) 制度的シグナル<sup>9)</sup>の要因を示す以下の変数も説明変数として組み入れている<sup>10)</sup>。

市場シグナルとしては、PBR(株価純資産倍率)を用いる。PBRは企業の成長性を示している。PBRの高い企業ほど将来の成長が期待されて好意的に評価されるであろうからPBRと各CR変数(ただし順位に基づく各CR変数についてはその負値)の間には正の関係があると予測される。

会計シグナルとしては、株主資本利益率(ROE)と株主資本比率を用いる。ROEは企業の収益性を示している。収益性が高い企業ほど資産を効率的に利用していると判断されて好意的に評価されるであろうから、ROEと各CR変数(ただし順位に基づく各CR変数についてはその負値)の間には正の関係があると予測される。株主資本比率は、安全性を示している。多くの

ステークホルダーはリスク回避的に企業を評価するので、安全性が高い企業ほど総じて好意的に評価されるであろうから、株主資本比率と各CR変数（ただし順位に基づく各CR変数についてはその負値）との間には正の関係があると予測される。

制度的シグナルとしては、以下のいくつかの変数を用いる。わが国では、従来コーポレート・ガバナンスにおいて金融機関が大きな役割を果たしてきているので、金融機関が株式を所有する割合が高い企業ほど、金融機関によるガバナンスが有効に機能していると判断されて好意的に評価されるであろうから、金融機関持株比率<sup>11)</sup>と各CR変数（ただし順位に基づく各CR変数についてはその負値）との間には正の関係があると予測される。反対に、上位10株主持株比率が高い企業ほど、特定株主の割合が高いためにガバナンスが有効に機能していないと判断されて好意的な評価を得られないであろうから、上位10株主持株比率と各CR変数（ただし順位に基づく各CR変数についてはその負値）との間には負の関係があると予測される。

企業規模は、総資産で測っている。規模が大きい企業ほど多様なステークホルダーから注目を集めるので、彼らと良好な信頼関係を構築・維持する必要性が大きく、コーポレート・レピュテーションを高めようとするであろうから、企業規模と各CR変数（ただし順位に基づく各CR変数についてはその負値）との間には正の関係があると予測される。

業種は、上述の「企業の社会貢献度調査」において採用された14の製品・産業分野のうち金融・保険分野以外でかつ10社以上サンプル数のある、食料品、化粧品・医薬品、電気/精密機器、機械・他製品、流通の各製品・産業分野に所属する場合には1、所属しない場合には0をとるダミー変数である。一般大衆（消費者）に近い産業に属する企業ほど身近な存在として親しみを感じさせるので、コーポレート・レピュテーションは高く評価されるであろうから、特定の業種と各CR変数（ただし順位に基づく各CR変数についてはその負値）との間には正の関係があると予測される。

以上の各変数を用いて、コーポレート・レピュテーションとのかかわりにおいて企業による包括的な情報開示活動の効果を検証する。検証式は、次のとおりである。なお、 $\varepsilon_i$ は、攪乱項を示す変数である。

$$CR \text{変数}_i = \alpha_1 + \alpha_2 \text{包括的情報開示度}_i + \alpha_3 \text{PBR}_i + \alpha_4 \text{ROE}_i + \alpha_5 \text{株主資本比率}_i + \alpha_6 \text{金融機関持株比率}_i + \alpha_7 \text{上位10株主持株比率}_i + \alpha_8 \text{企業規模}_i + \sum \alpha_{9,k} \text{業種ダミー}_{k,i} + \varepsilon_i$$

CR総合得点ないし順位を被説明変数とする場合には、重回帰モデルを用いて分析する。その際の検定統計量としては、攪乱項の不均一分散の問題への対処のためWhite (1980) のt値を用いる。一方、7つの個別CR変数（得点ないし順位）をそれぞれ被説明変数とする場合には、説明変数もサンプルも共通であり、表2より被説明変数間の相関も高いことが分かる。よって各検証式間の攪乱項に相関があり得ると想定される。そこで、各検証式間の攪乱項に相関があると仮定して、見かけ上無関係な回帰 (SUR) を用いて分析する。その際の検定統計量としてはSUR

を用いた場合に一般的な検定統計量である $z$ 値を用いる。

#### IV 検証結果とその分析

業種以外の各変数について、基本統計量は表1に、相関関係は表2に示している。表1から、順位に基づく各CR変数の平均値は140の1/2である70よりも全て小さく、「企業イメージ140社ランキング」の上位に属する企業に幾分偏ってサンプリングされていることが分かる。また、PBRの平均値も1.92と高く、全体的に成長性が高い企業がサンプリングされていることには注意が必要である。企業規模は、標準偏差に比して、最小値および最大値が平均値から離れていることから、総資産の自然対数をとることで、平均と分散を調整することとした。

表2から、順位・点数ともに、7つの個別CR変数間の相関係数が高いことが分かる。かつ、順位・点数ともに、7つの個別CR変数とCR総合得点ないし順位との間の相関係数も高いことも分かる。また、上位10株主持株比率と各CR変数間の一部を除いて、各CR変数と各説明変数の間には、正の相関関係があることが分かる。

重回帰モデルの検証結果は表3に示している。また、SURによる検証結果は表4に示している。まず、CR総合得点ないし順位が被説明変数となる検証式の結果の検討から開始する。包括的情報開示度は、得点・順位の両モデルで正かつ5%水準以上で有意であり、仮説と整合的である。したがって、包括的な情報開示に積極的に取り組む企業ほど、多様なステークホルダーと良好な信頼関係を構築・維持できていると解釈することができる。

市場シグナルを示す変数であるPBRは、得点・順位の両モデルにおいて正かつ1%水準で有意である。つまり、証券市場において成長性が高いと評価されている企業ほど、コーポレート・レピュテーションが高いことが分かる。

会計シグナルを示す変数であるROEと株主資本比率はともに、得点・順位の両モデルで正かつ5%水準以上で有意である。つまり、収益性の高い企業ほど、そして安全性の高い企業ほど、コーポレート・レピュテーションが高く評価されていることが分かる。

制度的シグナルについては、金融機関持株比率および上位10株主持株比率がともに、予測と異なって、得点・順位の両モデルで統計的に有意でない。つまり、株主パワーとコーポレート・レピュテーションとの関係は薄い可能性があるとして解釈できる。また、企業規模は、得点・順位の両モデルで正であるが、統計的に有意であるのは得点のモデルだけである。したがって、企業規模とコーポレート・レピュテーションの関係について、本稿では十分な証拠を得ていない。業種を示す各変数は、おおむね統計的に有意ではない。このことから、コーポレート・レピュテーションの良し悪しに本稿で考慮されている業種は関係ないと言えよう。

次に、7つの個別CR変数（得点ないし順位）をそれぞれ被説明変数とする場合の検証結果の検討を行う。検証結果は、CR総合得点ないし順位を被説明変数とする場合の検証結果とおおむ



表1 基本統計量 (N=120)

変数名	平均	標準偏差	最小	最大
<b>被説明変数 (CR 変数)</b>				
総合得点	66.20	8.30	36.80	88.30
総合順位	53.61	38.10	1.00	140.00
製品・サービスの優位性(得点)	75.10	10.48	49.00	97.40
製品・サービスの優位性(順位)	57.78	39.28	1.00	137.00
社会貢献・倫理性(得点)	71.10	8.09	39.60	91.80
社会貢献・倫理性(順位)	51.77	38.41	1.00	140.00
体質転換・自己革新能力(得点)	72.61	10.15	43.10	96.80
体質転換・自己革新能力(順位)	57.01	38.59	1.00	139.00
人材の育成・活用(得点)	70.85	8.84	43.00	93.90
人材の育成・活用(順位)	55.69	37.21	1.00	140.00
成長力(得点)	70.73	10.24	45.20	94.40
成長力(順位)	56.22	38.94	1.00	138.00
技術力・商品企画(得点)	74.30	10.32	51.70	97.80
技術力・商品企画(順位)	55.36	39.24	1.00	137.00
財務力(得点)	72.13	10.31	47.00	98.80
財務力(順位)	58.75	38.22	1.00	136.00
<b>説明変数</b>				
包括的情報開示度	3.81	0.62	2.17	5.00
PBR	1.92	1.05	0.51	7.02
ROE	2.16	11.54	-57.81	33.17
株主資本比率	0.39	0.20	0.04	0.83
金融機関持株比率	0.46	0.11	0.00	0.67
上位10株主持株比率	0.37	0.09	0.22	0.80
企業規模	23,116	31,585	928	198,889

**変数の定義**

CR 変数：「企業イメージ140社ランキング」の得点および順位

包括的情報開示度：「社会貢献度調査」の該当項目の平均値

PBR：株式時価総額÷資本の部合計

ROE：当期純利益÷（資本の部合計の2期間平均値）×100

株主資本比率：資本の部合計÷資産の部合計

金融機関持株比率：金融機関持株数÷発行済み株式数

上位10株主持株比率：上位10株主持株数÷発行済み株式数

企業規模：総資産（億円）

表2 各変数の相関関係 (N=120)

	総合得点	総合順位	製品・サービスの優位性(得点)	製品・サービスの優位性(順位)	社会貢献・倫理性(得点)	社会貢献・倫理性(順位)	体質転換・自己革新能力(得点)	体質転換・自己革新能力(順位)	人材の育成・活用(得点)	人材の育成・活用(順位)	成長力(得点)	成長力(順位)
総合得点	1.00											
総合順位	0.92	1.00										
製品・サービスの優位性(得点)	0.93	0.91	1.00									
製品・サービスの優位性(順位)	0.87	0.93	0.97	1.00								
社会貢献・倫理性(得点)	0.95	0.88	0.88	0.82	1.00							
社会貢献・倫理性(順位)	0.87	0.94	0.86	0.88	0.91	1.00						
体質転換・自己革新能力(得点)	0.96	0.90	0.95	0.90	0.92	0.86	1.00					
体質転換・自己革新能力(順位)	0.89	0.94	0.92	0.93	0.85	0.90	0.95	1.00				
人材の育成・活用(得点)	0.96	0.88	0.93	0.88	0.91	0.84	0.97	0.91	1.00			
人材の育成・活用(順位)	0.89	0.93	0.92	0.93	0.84	0.88	0.93	0.97	0.94	1.00		
成長力(得点)	0.95	0.92	0.96	0.92	0.89	0.87	0.96	0.93	0.95	0.94	1.00	
成長力(順位)	0.88	0.94	0.93	0.94	0.83	0.89	0.90	0.95	0.89	0.95	0.96	1.00
技術力・商品企画(得点)	0.93	0.91	0.94	0.91	0.87	0.86	0.93	0.91	0.93	0.92	0.98	0.95
技術力・商品企画(順位)	0.86	0.93	0.90	0.92	0.82	0.88	0.88	0.92	0.87	0.93	0.94	0.97
財務力(得点)	0.86	0.83	0.91	0.89	0.81	0.80	0.85	0.81	0.84	0.83	0.88	0.86
財務力(順位)	0.81	0.84	0.90	0.90	0.77	0.80	0.81	0.81	0.80	0.83	0.86	0.87
包括的情報開示度	0.25	0.27	0.20	0.22	0.27	0.31	0.24	0.26	0.22	0.24	0.23	0.23
PBR	0.31	0.28	0.27	0.24	0.23	0.22	0.34	0.30	0.30	0.29	0.30	0.28
ROE	0.24	0.20	0.21	0.18	0.21	0.13	0.25	0.21	0.25	0.21	0.20	0.17
株主資本比率	0.38	0.50	0.50	0.56	0.36	0.46	0.41	0.50	0.38	0.50	0.45	0.53
金融機関持株比率	0.13	0.12	0.19	0.18	0.10	0.10	0.14	0.13	0.17	0.18	0.24	0.22
上位10株主持株比率	0.02	0.02	0.07	0.08	-0.06	-0.06	0.08	0.09	0.01	0.04	0.02	0.05
企業規模(自然対数値)	0.24	0.11	0.18	0.11	0.21	0.10	0.22	0.12	0.24	0.12	0.24	0.15
	技術力・商品企画(得点)	技術力・商品企画(順位)	財務力(得点)	財務力(順位)	包括的情報開示度	PBR	ROE	株主資本比率	金融機関持株比率	上位10株主持株比率	企業規模(自然対数値)	
技術力・商品企画(得点)	1.00											
技術力・商品企画(順位)	0.97	1.00										
財務力(得点)	0.86	0.83	1.00									
財務力(順位)	0.84	0.84	0.98	1.00								
包括的情報開示度	0.25	0.25	0.22	0.23	1.00							
PBR	0.26	0.25	0.20	0.19	-0.04	1.00						
ROE	0.16	0.14	0.22	0.19	-0.20	0.20	1.00					
株主資本比率	0.45	0.53	0.53	0.55	-0.04	0.00	0.22	1.00				
金融機関持株比率	0.22	0.20	0.18	0.15	-0.03	-0.06	0.02	-0.08	1.00			
上位10株主持株比率	-0.01	0.02	0.04	0.04	-0.21	0.29	0.31	0.28	-0.32	1.00		
企業規模(自然対数値)	0.26	0.18	0.30	0.25	0.41	0.06	-0.07	-0.34	0.33	-0.24	1.00	

(注) 順位に基づく各 CR 変数については、負値を利用している。

表3 CR総合得点ないし順位を被説明変数とする場合の検証結果<sup>a</sup> (N=120)

変数名	予測符号	CR総合得点	CR総合順位(負値)
定数項	?	20.76	-223.95
		(1.67) *	(-4.94) ***
包括的情報開示	+	2.09	11.69
		(2.19) **	(2.70) ***
PBR	+	2.44	10.14
		(4.03) ***	(4.18) ***
ROE	+	12.57	47.41
		(2.22) **	(2.12) **
株主資本比率	+	20.11	98.93
		(5.39) ***	(5.96) ***
金融機関持株比率	+	3.93	35.84
		(0.51)	(1.17)
上位10株主持株比率	-	-11.43	-43.40
		(-1.39)	(-1.24)
企業規模(自然対数値)	+	1.91	3.98
		(2.35) **	(1.33)
食料品	?	0.67	15.33
		(0.28)	(1.51)
化粧品・医薬品	?	-0.46	12.20
		(-0.20)	(1.28)
電気/精密機器	?	1.73	24.15
		(0.85)	(2.96) ***
機械・他製品	?	0.21	13.58
		(0.09)	(1.23)
流通	?	0.03	7.28
		(0.02)	(0.82)
修正済み決定係数		0.38	0.48

a 括弧内は White (1980) の t 値。

\*\*\*有意水準1%。

\*\*有意水準5%。

\*有意水準10%。

表4 各々の観点に着目したレピュテーションを示す各変数を被説明変数とする場合の検証結果<sup>a</sup>(N=120)

	予測符号	製品・サービスの優位性	社会貢献・倫理性	体質転換・自己革新能力	人材の育成・活用	成長力	技術力・商品企画	財務力
PanelA: 得点	?	12.56 (1.03)	36.45 (3.51)***	15.05 (1.24)	27.46 (2.55)**	10.78 (0.93)	17.79 (1.58)	-21.12 (-2.04)**
包括的情報開示	+	2.79 (2.01)**	2.29 (1.95)*	2.83 (2.06)**	2.28 (1.87)*	2.32 (1.77)*	2.50 (1.95)*	1.17 (1.00)
PBR	+	2.98 (3.92)***	1.94 (3.02)***	2.97 (3.96)***	2.47 (3.70)***	3.05 (4.25)***	2.86 (4.09)***	2.02 (3.16)***
ROE	+	7.49 (1.14)	13.48 (2.42)**	13.96 (2.15)**	13.72 (2.37)**	8.74 (1.41)	6.65 (1.10)	8.69 (1.56)
株主資本比率	+	31.27 (7.17)***	19.15 (5.18)***	26.60 (6.17)***	21.53 (5.60)***	26.32 (6.38)***	26.38 (6.56)***	33.87 (9.18)***
金融機関持株比率	+	13.73 (1.97)**	0.63 (0.11)	8.81 (1.28)	7.78 (1.27)	15.88 (2.41)**	12.74 (1.98)**	5.77 (0.98)
上位10株主持株比率	-	-6.56 (-0.68)	-21.61 (-2.64)***	-8.59 (-0.90)	-12.68 (-1.49)	-5.94 (-0.65)	-4.96 (-0.56)	-5.24 (-0.64)
企業規模 (自然対数値)	+	2.17 (2.44)**	1.56 (2.06)**	2.11 (2.39)**	1.62 (2.07)**	2.06 (2.44)**	1.88 (2.29)**	5.00 (6.62)***
食料品	?	0.34 (0.14)	-0.28 (-0.14)	-0.62 (-0.26)	-1.28 (-0.61)	1.26 (0.55)	0.56 (0.25)	5.12 (2.53)**
化粧品・医薬品	?	-0.97 (-0.30)	-0.45 (-0.17)	-1.46 (-0.46)	-0.72 (-0.26)	1.39 (0.46)	1.17 (0.40)	3.79 (1.41)
電気/精密機器	?	-0.62 (-0.28)	1.06 (0.56)	1.34 (0.61)	1.17 (0.60)	3.39 (1.62)	4.82 (2.37)**	-1.18 (-0.63)
機械・他製品	?	-0.08 (-0.03)	1.20 (0.51)	-1.23 (-0.45)	-1.17 (-0.48)	1.68 (0.65)	2.14 (0.85)	0.41 (0.17)
流通	?	-1.38 (-0.54)	1.24 (0.57)	1.16 (0.46)	-0.82 (-0.36)	-1.68 (-0.69)	-3.99 (-1.68)*	-0.53 (-0.24)
決定係数		0.49	0.39	0.47	0.44	0.52	0.55	0.62
PanelB: 順位 (負値)								
定数項	?	-273.13 (-6.16)***	-197.21 (-4.35)***	-241.21 (-5.48)***	-219.36 (-5.15)***	-260.32 (-6.27)***	-238.95 (-6.01)***	-381.32 (-9.79)***
包括的情報開示	+	12.01 (2.39)**	12.57 (2.45)**	12.19 (2.44)**	11.94 (2.48)**	9.77 (2.08)**	9.71 (2.16)**	5.83 (1.32)
PBR	+	9.96 (3.62)***	8.96 (3.19)***	10.01 (3.67)***	10.06 (3.81)***	10.62 (4.13)***	10.45 (4.24)***	7.31 (3.03)***
ROE	+	22.19 (0.93)	40.60 (1.67)*	38.46 (1.63)	39.10 (1.71)*	22.59 (1.01)	17.23 (0.81)	25.25 (1.21)
株主資本比率	+	120.76 (7.64)***	98.55 (6.10)***	107.91 (6.88)***	100.96 (6.66)***	105.92 (7.16)***	108.81 (7.69)***	124.82 (8.99)***
金融機関持株比率	+	58.73 (2.32)**	24.07 (0.93)	51.61 (2.06)**	59.27 (2.44)**	68.10 (2.88)***	50.09 (2.21)**	18.23 (0.82)
上位10株主持株比率	-	-18.76 (-0.54)	-92.90 (-2.60)***	-22.97 (-0.66)	-34.46 (-1.03)	-4.08 (-0.12)	-14.48 (-0.46)	-12.73 (-0.41)
企業規模 (自然対数値)	+	5.75 (1.78)*	3.78 (1.14)	3.90 (1.21)	2.90 (0.94)	4.83 (1.59)	4.31 (1.49)	16.33 (5.75)***
食料品	?	5.82 (0.67)	13.52 (1.53)	3.59 (0.42)	1.15 (0.14)	9.58 (1.18)	3.19 (0.41)	21.04 (2.76)***
化粧品・医薬品	?	3.10 (0.27)	10.34 (0.88)	2.62 (0.23)	5.64 (0.51)	11.59 (1.07)	6.71 (0.65)	17.08 (1.69)*
電気/精密機器	?	4.69 (0.58)	21.76 (2.66)***	17.30 (2.17)**	13.43 (1.75)*	21.60 (2.88)***	26.01 (3.62)***	0.87 (0.12)
機械・他製品	?	7.52 (0.75)	18.76 (1.84)*	2.93 (0.30)	1.86 (0.19)	12.98 (1.39)	15.95 (1.79)*	3.82 (0.44)
流通	?	-1.01 (-0.11)	15.88 (1.66)*	10.39 (1.12)	2.15 (0.24)	-4.07 (-0.47)	-13.32 (-1.59)	-2.37 (-0.29)
決定係数		0.52	0.48	0.51	0.51	0.58	0.62	0.61

a 括弧内はZ値。

\*\*\* 有意水準1%。

\*\* 有意水準5%。

\* 有意水準10%。

ね類似した傾向を示しているが、細部で異なっている。

まず、包括的な情報開示度は、ほとんどすべての個別CR変数に対して正かつ10%水準以上で有意である。つまり、包括的な情報開示に積極的な企業ほど、企業の多様な側面の個々のレピュテーションが総じて高いことが分かる。しかし、包括的な情報開示度は、財務力の変数に対しては、得点・順位の両モデルで統計的に有意でない。したがって、財務力のレピュテーションは、予測と異なって包括的な情報開示活動に対する企業姿勢には左右されないことが示唆される。

PBRは、得点・順位の両モデルですべての個別CR変数に対して正かつ1%水準で有意である。つまり、成長性は企業の多様な側面のレピュテーション形成に寄与していると言える。

ROEが得点・順位の両モデルで統計的に正に有意であるのは、社会貢献・倫理性と人材の育成・活用のいずれかの変数を被説明変数とする場合である。このことから、短期的な収益性は、全体としてみるとコーポレート・レピュテーションの形成に寄与するものの、企業の多様な側面のレピュテーションの形成においてはさほど重視されていない可能性があると解釈できる。また、株主資本比率は、得点・順位の両モデルですべての個別CR変数に対して正かつ1%水準で有意であった。このことから、企業の安全性は、コーポレート・レピュテーションに加えて、企業の多様な側面のレピュテーションの形成にも寄与していると解釈できる。ただし、以上の結果に対しては、本稿が対象とする検証期間が不況期であったため、企業の多様な側面のレピュテーションの形成において、短期的な収益性よりも安全性や成長性が重視されていたとも解釈し得る。

金融機関持株比率が得点・順位の両モデルで統計的に正に有意であるのは、製品・サービスの優位性、成長力および技術力・商品企画のいずれかの変数を被説明変数とする場合である。つまり、金融機関との関係が深いことは、財市場での競争にかかわるレピュテーションの形成には寄与すると言える。また、上位10株主持株比率は、得点・順位の両モデルで、社会貢献・倫理性の変数に対してのみ1%水準で負に有意である。この結果、大株主の存在は、競争や収益力に直接かかわりのないレピュテーションの形成にはマイナスの影響があると推測できる。企業規模は、得点のモデルではすべての個別CR変数に対して正かつ5%水準以上で有意であるが、順位のモデルでは一部の個別CR変数に対してのみ統計的に有意であるに過ぎない。つまり、本稿では、企業規模と企業の多様な側面のレピュテーションの関係については十分な証拠を得ていない。業種を示す各変数は、総じて統計的に有意でなく、企業の多様な側面のレピュテーションの良し悪しに本稿で考慮されている業種は関係ないと言えよう。

## V おわりに

本稿では、包括的な情報開示に積極的に取り組む企業ほどコーポレート・レピュテーションが高いとの証拠を提示することによって、企業による包括的な情報開示活動の効果を実証的に

示した。コーポレート・レピュテーションは企業と多様なステークホルダーとの関係性を捉えたもの、あるいは多様なステークホルダーの期待に基づいて企業の行動を評価したものであるとする本稿の立場からは、この証拠は、包括的な情報開示に積極的に取り組む企業ほど、多様なステークホルダーと良好な信頼関係を構築・維持できていると解釈できよう。そうであれば、この証拠は、ステークホルダー・アプローチの観点から主張される企業が情報開示に取り組む背景ないし理由と整合的であり、企業に対するステークホルダー・アプローチの見方を支持するものである。本稿ではまたコーポレート・レピュテーションに影響を与える要因には、市場シグナル、会計シグナル、制度的シグナルがあることを実証的に示した。

わが国では、企業の情報開示の効果を捉えるためにコーポレート・レピュテーションに着目することは、未だ一般的な方法ではない。今後、企業の情報開示とコーポレート・レピュテーションの関係について、さらに証拠を蓄積していくことが必要であろう。

#### 注

- 1) たとえば、資本コストと環境情報開示の関係を検証しているものとして、朴 (2004) がある。
- 2) 会計学研究におけるコーポレート・レピュテーションに関する先駆的研究としてはRiahi-Belkaoui (2001) や櫻井 (2005) がある。
- 3) 第12回では、2001年8月6日に調査票を送付し、同年10月12日までに回答の返送を依頼した。同年12月17日には回答内容の再確認を求める「中間報告」を送付し、2002年1月12日まで調査協力企業からの質問・訂正等を受け付け、最終回答としている。第13回では、2002年8月22日に調査票を送付し、同年10月25日までに回答の返送を依頼した。同年12月18日には回答内容の再確認を求める「中間報告」を送付し、2003年1月17日まで調査協力企業からの質問・訂正等を受け付け、最終回答としている。
- 4) 2001年には、10月上旬に調査票を送付し、同年11月上旬までに回答を得たものが調査対象とされている。また、2002年には、10月上旬に調査票を送付し、同年10月下旬までに回答を得たものが調査対象とされている。
- 5) 連結ベースの財務データおよび注記データを入手できないが、単体ベースでは入手可能な場合には、単体ベースのそれらで代用している。
- 6) 本稿では、会社法施行前の期間を検証期間としているために、旧来の呼称を用いている。「資本の部」は現行の「純資産の部」に相当する。
- 7) 本稿では研究の再検証可能性を重視し、一般に公表されているデータを利用して評価指標を作成した。ただし、こうした方法には、筆者らが独自に評価指標を作成していないという欠点を持ち合わせている。より適切な評価指標の選定と作成については今後の課題としたい。
- 8) 「企業社会貢献度調査」を利用した実証研究としては、中野 (1996) がある。
- 9) ここでいう「制度的」とは“institutional”の訳であり、法的制度に限られず組織や習慣も含む広い概念を指している。
- 10) Fombrun and Shanley (1990) では、これらのほか (d) 戦略シグナルが示されているが、データの入手可能性の制約から本稿では考慮しないこととした。
- 11) Fombrun and Shanley (1990) では機関株主持株比率が用いられている。データの入手可能性の制約から本稿では金融機関持株比率と上位10株主持株比率を代理変数として用いている。

### 引用文献

- 朝日新聞文化財団「企業の社会貢献度調査」委員会編（2002）,『有力企業の社会貢献度2002』, PHP 研究所.
- 朝日新聞文化財団「企業の社会貢献度調査」委員会編（2003）,『有力企業の社会貢献度2003』, PHP 研究所.
- Espinosa M. and Trombetta, M. (2004), "The Reputational Consequences of Disclosures" IVIE Working Paper WP-EC 2004-10, available from <http://papers.ssrn.com>.
- Fombrun, C. and Shanley, M. (1990), "What's in a Name? Reputation Building and Corporate Strategy," *Academy of Management Review*, Vol. 33, No. 2, 233-258.
- Freeman, E. R. (1984), *Strategic Management: A Stakeholder Approach*. Pitman.
- Hasseldine, J., Salama, A. I. and Toms, J. S. (2005), "Quantity versus Quality: The Impact of Environmental Disclosures on the Reputations of UK Plcs," *British Accounting Review*, Vol. 37, 231-248.
- Landgraf, E. and Riahi-Belkaoui, A. (2003), "Corporate Disclosure Quality and Corporate Reputation," *Review of Accounting and Finance*, Vol. 2, No. 1, 86-95.
- 中野勲（1996）,「日本企業の社会貢献活動とその開示へのゲーム論的接近」, シヤム・サンダー・山地秀俊編著『企業会計の経済学的分析』所収, 中央経済社, 117-137.
- Neville, B. A., Bell, S. J. and Mengüç, B. (2005), "Corporate Reputation, Stakeholders and the Social Performance-Financial Performance Relationship," *European Journal of Marketing*, Vol. 39, No. 9-10, 1184-1198.
- 朴恩芝（2004）,「環境会計情報の開示による資本コスト低減効果の検証」,『会計』, 第165巻第3号, 121-133.
- Riahi-Belkaoui, A. (2001), *The Role of Corporate Reputation for Multinational Firms: Accounting, Organizational, and Market Considerations*, Quorum.
- 櫻井通晴（2005）,『コーポレート・レピュテーション—『会社の評判』をマネジメントする—』, 中央経済社.
- Toms, J. S. (2002), "Firm Resources, Quality Signals and the Determinants of Corporate Environmental Reputation: Some UK Evidence," *British Accounting Review*, Vol. 34, 257-282.
- Waddock, S. A. and Graves, S. B. (1997), "Quality of Management and Quality of Stakeholder Relations," *Business and Society* Vol. 36, No. 3, 250-279.
- White, H. (1980), "A Heteroskedasticity-consistent Covariance Matrix Estimator and a Direct Test of Heteroskedasticity," *Econometrica*, Vol. 48, 402-416.

（付記） 本稿は、記虎が助成を受けている平成16～18年度文部科学省科学研究費補助金若手研究（B）（課題番号16730248）による研究成果の一部である。本稿はまた、奥田が助成を受けている平成18～20年度文部科学省科学研究費補助金若手研究（B）（課題番号18730308）による研究成果の一部である。

（2006年12月1日採択）

参考文献

1. 日本社会連合会 (2010) 「社会連合会」のあり方と課題。『社会連合会』第1号、1-10頁。
2. 日本社会連合会 (2011) 「社会連合会」のあり方と課題。『社会連合会』第2号、1-10頁。
3. 日本社会連合会 (2012) 「社会連合会」のあり方と課題。『社会連合会』第3号、1-10頁。
4. 日本社会連合会 (2013) 「社会連合会」のあり方と課題。『社会連合会』第4号、1-10頁。
5. 日本社会連合会 (2014) 「社会連合会」のあり方と課題。『社会連合会』第5号、1-10頁。
6. 日本社会連合会 (2015) 「社会連合会」のあり方と課題。『社会連合会』第6号、1-10頁。
7. 日本社会連合会 (2016) 「社会連合会」のあり方と課題。『社会連合会』第7号、1-10頁。
8. 日本社会連合会 (2017) 「社会連合会」のあり方と課題。『社会連合会』第8号、1-10頁。
9. 日本社会連合会 (2018) 「社会連合会」のあり方と課題。『社会連合会』第9号、1-10頁。
10. 日本社会連合会 (2019) 「社会連合会」のあり方と課題。『社会連合会』第10号、1-10頁。
11. 日本社会連合会 (2020) 「社会連合会」のあり方と課題。『社会連合会』第11号、1-10頁。
12. 日本社会連合会 (2021) 「社会連合会」のあり方と課題。『社会連合会』第12号、1-10頁。
13. 日本社会連合会 (2022) 「社会連合会」のあり方と課題。『社会連合会』第13号、1-10頁。
14. 日本社会連合会 (2023) 「社会連合会」のあり方と課題。『社会連合会』第14号、1-10頁。
15. 日本社会連合会 (2024) 「社会連合会」のあり方と課題。『社会連合会』第15号、1-10頁。
16. 日本社会連合会 (2025) 「社会連合会」のあり方と課題。『社会連合会』第16号、1-10頁。
17. 日本社会連合会 (2026) 「社会連合会」のあり方と課題。『社会連合会』第17号、1-10頁。
18. 日本社会連合会 (2027) 「社会連合会」のあり方と課題。『社会連合会』第18号、1-10頁。
19. 日本社会連合会 (2028) 「社会連合会」のあり方と課題。『社会連合会』第19号、1-10頁。
20. 日本社会連合会 (2029) 「社会連合会」のあり方と課題。『社会連合会』第20号、1-10頁。
21. 日本社会連合会 (2030) 「社会連合会」のあり方と課題。『社会連合会』第21号、1-10頁。
22. 日本社会連合会 (2031) 「社会連合会」のあり方と課題。『社会連合会』第22号、1-10頁。
23. 日本社会連合会 (2032) 「社会連合会」のあり方と課題。『社会連合会』第23号、1-10頁。
24. 日本社会連合会 (2033) 「社会連合会」のあり方と課題。『社会連合会』第24号、1-10頁。
25. 日本社会連合会 (2034) 「社会連合会」のあり方と課題。『社会連合会』第25号、1-10頁。
26. 日本社会連合会 (2035) 「社会連合会」のあり方と課題。『社会連合会』第26号、1-10頁。
27. 日本社会連合会 (2036) 「社会連合会」のあり方と課題。『社会連合会』第27号、1-10頁。
28. 日本社会連合会 (2037) 「社会連合会」のあり方と課題。『社会連合会』第28号、1-10頁。
29. 日本社会連合会 (2038) 「社会連合会」のあり方と課題。『社会連合会』第29号、1-10頁。
30. 日本社会連合会 (2039) 「社会連合会」のあり方と課題。『社会連合会』第30号、1-10頁。



## 【スタディ・グループ報告】

# 社会関連会計の再構築（最終報告）

研究代表者：黒川保美（専修大学）

研究会参加者：石崎忠司、石津寿恵、井上昌美、上田俊昭、大島正克、大原昌明、小川洸、勝山進、金井正、川口修、鎌原英訓、菊谷正人、久持英司、古田洋、箕輪徳二、村井秀樹、山口桂子、湯田雅夫、吉田武史、依田俊信

研究経過：当研究は、スタディ・グループ発足の前に2年間ほど東日本部会員に呼びかけて行った小規模な研究会を土台に結成されたものである。その問題意識は、①社会関連会計が会計学の研究者に必ずしも認識されていないこと、②社会関連会計学会のなかでは環境会計に偏った研究報告になっていること、に疑問を持ち、「社会関連会計とは何か」を検討することになった。

スタディ・グループでは、開かれた研究会を基本方針とし参加や執筆を自由にした。その結果、研究段階では上記の参加者があり、執筆段階でも多数の希望者があった。

研究成果は、著書として出版することになった。その内容の一部をここで明らかにしておく。なお本稿は、第Ⅰ部は、湯田雅夫、上田俊昭、金井正、第Ⅱ部は、伊藤俊雄、久持英司、勝山進、第Ⅲ部は、依田俊信、大原昌明、石津寿恵、第Ⅳ部は、石崎忠司、村井秀樹の各会員の執筆によるものである。

## 第Ⅰ部 企業会計から社会関連会計への拡大

ドイツ企業は、以前から従業員関連情報を追加的に開示する傾向にあった。エリッヒ・ポットホフ（Potthoff, Erich）は、1956年の論文「社会報告（Die Sozialberichterstattung）」において社会報告が年度決算の開示が義務づけられている企業の間で普及している、と指摘している。

1970年代に入り、社会の必要に奉仕し、社会を満足させる企業の基本的目的を効率的に果たすに当って、企業は、社会の批判に直面した環境保全、雇用問題、従業員対策、公正な取引、製品の安全性などに細心の注意と考慮を払うようになった。

企業活動の社会的側面における関心の高まりを受け、ドイツでは、企業活動の社会的要素を記述し、その数量化および判断に適合する基準を開発する研究・実践が進められた。ドイツ企業の実践した社会関連会計は、社会報告書（Sozialbericht）、社会計算書（Sozialrechnung）、価

値創造計算書（Wertschöpfungsrechnung）いずれかひとつ、あるいは2つまたは3つの組み合わせで行われた。

この種の社会関連会計の実践がピークに達したのは1980年頃で、社会関連会計情報を開示する企業約40社、経営管理に活用する企業約100社を数えた。一方、1970年代、80年代の日本企業は、経営管理上、労働生産性の向上、そして付加価値の分配面に一定の研究・実践がなされが、社会関連会計は未発達のままであった。

ただ、日本の財界団体の一つである経済同友会は、木川田一隆代表幹事の指導により、企業の社会的責任を認識して、「企業の社会に対する責任」を研究・実践した。

ドイツ企業では、1980年頃をピークとして、CSRならびに社会関連会計の研究と実践が急速に停滞する。その原因は、つぎの4点に集約することができる。

- ①第2次石油危機以降の不況により、コスト削減が急務であった。
- ②社会関連会計は、制度会計との密接な関係（損益計算書と社会計算書の連関）で展開されたために、科学的論争と企業実践の間に大きな溝が生まれた（ディルクスのゴールアカウンティングとそれを実践したドイツシエル社のケース）。
- ③社会関連会計の実践は、企業の自主的取り組みであり、法的強制を伴わなかった。
- ④社会関連会計情報は、企業活動が社会に果たすプラスの外部効果のみを開示し、マイナスの外部効果を開示しない、という批判を浴びた。

1980年代後半、チェルノブイリ原発事故とザンドツ社の倉庫火災によるライン河汚染事故を契機として、ドイツでは、社会から新たな環境情報の構築が要請された。その際に、これまで実践されてきた社会関連会計情報について、欠陥とその改善案が指摘された。

- ①業内に取り込む社会コスト把握が不十分であること。条例で定められた限界値（規制値）をクリアすることを主眼とするエンド・オブ・パイプ（装置末端処理）思考からライフサイクル・アセスメント思考へ転換することにより、社会コストの把握を根本的に見直すこと。
- ②社会コストに対応する効果または便益は、ことばで表現される場合が多く、客観的データを欠いていたこと。そこで物量データを導入し、体系的に計算できる手法を開発すること。
- ③コンピュータ処理によってデータの検証可能性を向上させること。
- ④環境目標を設定し、その目標達成期間を明示するとともに、目標達成のための措置も具体的に表明すること。
- ⑤同一業種の企業間比較、ならびに同一企業の期間比較を可能にすること。

このように、ドイツ企業においては、長年の社会関連会計の研究と実践の経験から、新たな環境会計構築がなされた。一方、日本企業は、社会関連会計の研究と実践が未発達のなかで、突如環境会計の研究・実践を進めた。この研究と実践経験の差は、その後の両国の環境会計への取り組みに大きな相違をもたらした。

1990年代に入り、ドイツ語圏の企業は、社会関連会計の経験を踏まえて、環境領域に特化した環境マネジメントおよび環境会計、すなわち、生態会計（Ökologische Buchhaltung）、エコバランス（Ökobilanz）、環境原価計算（Umweltkostenrechnung）、エココントローリング（Öko-Controlling）、エコ効率（Öko-effizienz）へと展開している。その基本的流れは、環境負荷を物量で把握しつつ、環境コストとどう結びつけるか、またはそれらの統合に向けられていった。一方、日本企業の当初の取り組みは、「企業活動で発生した総コストに占める環境関連コストの把握」と「その効果を貨幣換算すること」であった。その後、日本もドイツ語圏の研究・実践に倣い、物量と貨幣額を統合する「マテリアルフロー原価計算」や環境管理会計、エコ効率、環境パフォーマンス指標に用いられる統合型の環境負荷指標の開発などを進め、今日に至っている。

環境マネジメント、環境会計の成果は、大企業を中心に当初「環境報告書」に開示されました。その後、環境報告書は、GRIのガイドラインやCSRの影響を受けて、企業の社会関連活動全体を包含する報告書へと変貌し、報告書の名称は「持続可能性報告書」や「CSR報告書」を採用する企業が増加した。

アメリカでは社会関連会計の概念が最初に提示されたのは、クレプスが「企業の社会的業績の測定」という論文を発表した1940年にまでさかのぼる。クレプスは、社会領域に関わる会計の問題を社会監査と呼び、健康・教育、豊かな才能の開発、組織の民主化、労働組織内の人間化と有効性、国際的平和、個人の自由と拡大、こうした項目の遂行が社会的業績であるとし、その測定と開示が主たるテーマであった。その内容は、計量可能性の観点から、雇用、給与など経済的ファクターに限定され、22の産業とGM, USスチール, ATT3社の1919年から20年間の社会的業績の調査・開示であった。次いで、ボーエンが1953年に構想した企業の社会監査では、その対象を「研究開発」、「人間関係」、「地域社会関係」、「雇用の安定」などへと拡大し、公平無私な監査人グループによって5年ごとに報告書が作成され、評価・勧告を受けることになっている。ボーエンの構想は、クレプスのそれよりも多くの社会活動を対象とし、利害のない外部の第三者評価にまで踏み込んでいるため、経営者をして社会的基準の配慮と開発を刺戟するという点で高く評価されるものである。

さらに、1960年代から1970年代にかけての社会監査の対象は、クレプスやボーエンのそれよりも急激に拡大し、武器の製造と輸送、公害問題、消費者問題、マイノリティの雇用、倫理的・道徳的規範などと多様化している。その時代は、まさに本格的な社会関連会計の「発展の時代」と位置づけられる。と同時に、その名称も、社会監査の外に、社会責任会計、企業社会会計など多彩である。種々の企業・政府活動についての社会各層の圧力や不満のうねりの中で発生したもので、それによって社会的インパクトに対する企業の関心は著しく、その認識・測定モデルの開発が数多く展開された。とくに独創的な形で貢献したのが、パウアーとフェンの「プロセス監査」、リノウズの「社会・経済活動報告書」およびアプトの「包括的社会監査」である。

また、アメリカ企業の反応も敏感で、記述的なものから、貨幣による包括的なものまで、さまざまな形態の報告書が公表されている。

しかし1978年から1986年頃にかけては「衰退の時代」である。この時代の社会関連会計は辺境に追いやられ、もっぱら企業の関心が収益性の追求にあり、また政府のそれが経済的繁栄にあった。企業内部での推進力や情報提供に対する外部要求も乏しく、したがって環境的・社会的インパクトの認識・測定及び報告に対する関心も低調で、それが前進したという証拠はない。

ところが1980年代の後半から1990年にかけて、社会関連会計は、社会・環境会計として脚光を浴び、「復活と再構築の時代」に入ることになる。その契機となった直接的な出来事は、1989年のエクソン社タンカー「バルディーズ号」によるアラスカ沖での原油流出事故である。それによって沿岸の汚染が引き起こされ、それを除去するための費用と罰金は巨額となった。また、環境規制の増大とその施行により、企業は重大な環境負債を認識すると同時に、有害物質の排出を事前に回避するための膨大な支出が強いられた。1990年代後半になって、環境マネジメントシステムの整備、環境上の測定・評価についてのドラスティックな増加を背景に環境報告書が作成され、さらに今日では、その代替ないしは追加として社会・環境報告書や持続可能性報告書の公表が相次いでいる。

このようにアメリカの社会関連会計は、歴史的に見れば、初期の頃の内部報告中心から時代の経過とともに外部報告中心へと重心を移し、対象も経済指標に始まって、さらに社会的・環境的な展望も含めた持続可能性へと展開されてきた。しかし、社会性・持続可能性の問題が企業の戦略、構造、システム及び経営文化の中に十分に統合された、という証拠は存在していないという指摘も見られる。その統合化ないしは制度化に成功しなければ、社会関連会計の将来は、1970年代の興隆とそれに続く衰退という同じパターンの再来も懸念される。

我国では、当初「社会関連会計」というところの会計は、企業会計であった。投下資本を運用して利益をあげる企業の成果と全体経済的な生産性の関係を研究対象とすることが問題とされていた。すなわち、ミクロ的には企業の利益が上がっているにもかかわらず、マクロ的に生産性に貢献していない、また、生産性が上がっても利益が出ないという点を、企業会計の立場から解明することに端を発している。そのことから、物的生産性と資本収益性の橋渡しとして付加価値生産性が「社会関連会計」の対象となった。

また、全体経済と個別経済を接合することの指向もあり、付加価値を計算するための企業の付加価値会計へと発展する。日本生産性本部が設立されたのは、1955（昭和30）年3月である。

「国民経済の生産性の向上を図る」ことを目的としていた。

生産性向上運動は、労働生産性概念の明確化とともに、その測定方法を構築するために生産性会計が展開されるに至る。労働生産性のひとつとして付加価値労働生産性が導入され、生産性会計は、付加価値会計へと変遷を遂げる。

「個別企業における生産性問題は、国民経済の再生産構造につらなるという社会経済的側面

を持つとともに、現実においては、個別企業の収益性目的に規制されるという資本制的特徴をもっている」（山上達人著『生産性会計論』森山書店、1967年、3頁）とする、企業の社会的と個別的側面の把握は、「社会関連」の萌芽と思われる。

社会関連会計学会の前進である「企業生産性会計研究会」は、1976年4月に発足している。その研究会の成果として、青木・小川・山上編『企業付加価値会計』（有斐閣、1981年）が刊行されている。

企業の社会的責任を視点とする研究学会が1988年9月に発足する。付加価値会計は社会への貢献の尺度として個別企業の付加価値が問題とされており、研究の立脚点が「社会と会計」との関連に置く点で延長線上にある。

「企業と社会との関連性」の研究対象は、財務的計算のみならず、物量的計算や説明的叙述情報まで拡大されている。さらに、現代において、「社会関連会計」の対象は、営利・非営利を含めた「事業体」全般までに拡大している。「社会関連会計」の研究対象の拡大は、「会計」から「社会」に重点をシフトさせて、「社会」から「会計」を考察するように変容してきことに起因する。

## 第Ⅱ部 社会関連会計の重点移動

かつて付加価値会計の理論と現実に関する論文で、スターン・スチュアート社により開発され登録商標となっている経済的付加価値(EVA)と、付加価値会計で論じられる付加価値の比較検討を行い、付加価値とEVAはともに企業が創造した価値に着目した。ここで経済的付加価値は、財務管理のMM理論に基礎を置き開発された経済モデルであるEVAに対して、「付加価値」の理念はあくまでも企業の社会的関連を重視する点にあり、企業が取り巻く環境に負荷を与えることなく社会的な富をいかに創出したか、そしてその富をいかに分配したかを問題として考察する概念世界であることを論じた。ここで、会計利益と社会責任の2つの中心点をもつ楕円としての付加価値を社会的付加価値と呼称すれば、この社会的付加価値の管理こそが、現代の資本増殖運動の管理すなわち企業の本質的価値の管理を意味するものであると提示した。

企業会計は、1つの閉鎖的システムであり、特定の企業実体という組織体内の生活現象の財務的記述を任務とするものである。吉田寛教授はこの特定の組織的実体の活動がその環境に対して及ぼす影響をプラスの貢献とマイナスの貢献という方式で比較秤量するのが社会責任会計であり、会計の全く新しい次元の開発であり、環境会計の名に値するものであることを指摘している。河野正男教授は組織体内の生活現象の環境への影響に着目し、生態会計を提示したが、その理念は環境会計に及んでいる。ここでは、企業が自己の社会責任の達成を示す方法について黒澤清の体系を基に論じたことがあったが、90年代主流であった環境報告書が経済・環境・社会のトリプルボトムライン情報を開示する持続可能性報告書へと変化していることが各方面

から指摘されている。

社会関連会計の発端は、1970年代における付加価値会計に関する一連の研究に求めることができる。その代表としては、イギリスの会計基準運営委員会（ASSC）が1975年7月に公表した『コーポレート・レポート』があげられよう。ここでは企業が新たに社会もしくは国民経済に対して付加した価値をもって付加価値としており、売上高から購入材料・サービスを控除することによって計算される。付加価値の内訳は、従業員への支払い（賃金等）、資金提供者への支払い（配当、支払利息等）、政府への支払い（税金）および内部留保に分けることが可能である。

企業が社会に対して貢献した経済的な便益について開示するのが付加価値会計であるとするならば、企業と社会との関係のうち貨幣額では表現が困難なものを対象としたのが社会的責任会計であるといえよう。地域社会への貢献、従業員の多様性、ならびに職場の労働環境に関する情報等を記述方式で開示する方法がこの中に入る。また、企業活動における社会的な便益を数量化し財務情報にいわば変換することで、社会的損益計算書や社会・経済活動報告書を作成することなども提案された。

1980年代になるとこれらの提案を実務が採用することは少なくなったものの、地球規模での環境問題が広く議論されるようになった1990年代以降には、社会関連会計は新たな局面を帯びることになった。すなわち社会関連会計が対象とする課題のうち地球環境問題に特化した環境会計が大きく進展したのである。その領域は非常に幅広く、排出権取引の会計処理など伝統的な制度会計からのアプローチが可能なものから、環境省・環境会計ガイドラインやマテリアルフローコスト会計など従来の会計理論を援用しつつもそれをさらに拡張していくアプローチを採るものまである。

さらに21世紀に入ると、CSR（企業の社会的責任）という概念が登場するようになった。これは企業に対し、地球環境問題への対応に加え、法規制へのコンプライアンス（遵守）、あるいは然るべきコーポレート・ガバナンスの構築など、企業活動全般において倫理的な行動を求めるものである。現在では、CSR（またはSR）を会計に取り込んだうえで、CSR会計に関する世界的なガイドラインは今後どうあるべきかについて、注目が集まっている。

ここでは環境会計、とりわけ環境管理会計が拠って立つ基盤について一瞥しよう。通常、環境会計の第一の存立基盤としてアカウンタビリティの履行があげられる。ここでアカウンタビリティの履行とは、企業が委託者たる各種ステイクホルダーに対して情報を提供することにより受託責任を解除される、ということの意味する。

ただ、環境財務会計に関してはステイクホルダーへのアカウンタビリティの遂行という基盤が理論的に確固たるものであるといえようが、環境管理会計に関してはそれだけでは説明しきれない。企業内部で、会計担当者が会計業務を委託した経営者に対して会計情報を提供するのである点ではアカウンタビリティの遂行という概念も成り立つといえようが、伝統的な管理会計においても、これを第一の基盤とするにはもの足りなさを感じる。むしろ伝統的な会計学に

おけるもうひとつの存立基盤である意思決定有用性という概念を環境管理会計の第一の基盤として考えることが適当であるかも知れない。環境管理会計は、経営者の意思決定にとって有用な情報を提供するためという理由により実施されているという方が適切ではなからうか。

環境管理会計において意思決定有用性がその第一の存立基盤であると考えられる根拠は、環境会計の発展過程から読み解くことが可能である。すなわち社会関連会計ばかりでなく、ISO14000シリーズなど、他の多くの要素が環境会計の普及に大きく寄与したからである。そのために経営管理や企業戦略という観点が環境管理会計において強調されたのである。

一方で、環境管理会計は外部報告の前提として位置づけられることもある。すなわち外部に報告する環境情報を収集するための前提として、環境管理会計が必要である、というものである。この考え方では財務会計に管理会計を従属させているが、キャプラン＝ジョンソンの『レレバンス・ロスト』以降、このような見方は少なくとも管理会計の書籍においてなされることは多くない。

このように考えると、地球環境問題への関心の広がりや環境管理システムの監査の制度化などともに、経営者にとっての情報の有用性が重視されたことによって、現在のように環境管理会計が発展してきた、といえよう。

企業の社会的責任概念(Corporate Social Responsibility:CSR)は、時代とともに変化してきており、古くして新しい概念である。かつて、CSRは、良質の製品やサービスを安価に提供し、納税することであるとの理解がなされていた時代もあった。しかし、1980年代に入ると、地球規模での環境問題が浮上し、加えて、企業による倫理性や遵法性といった新たな責任問題が発生したことによって、CSR概念が拡大化していった。つまり、現代のCSRは、(1)グローバル化と(2)企業の不祥事・リスクの増加という観点から把握しなければならなくなったのである。前者は①環境問題では地球規模での思考の重要性、②国際規格の進展、③企業価値評価の変化であり、後者は①コンプライアンスや②ガバナンスの問題である。

CSRについて、世界的な関心事となっているのが、ISO26000である。本年5月、ポルトガルで開催された第3回総会では、企業のみならず、すべての組織体を包含するという意味で、CSRをSRと規定し、社会および環境に対する活動の影響に責任を果たす組織の行動として捉えた。そして、それらの行動は、社会の関心および持続的発展と整合のとれたものであり、倫理行動、遵法性及び政府間文書に基礎をおいたものであり、かつ、組織の既存の活動と一体化したものであるとした。なお、CSRの規格化に対する異論はあるが、ひとつの「ガイドライン」としての有用性はあると考えられる。

さて、CSRを会計に取り込んだ先駆は、GRI(Global Reporting Initiative)である。GRIは1999年にガイドライン(Sustainability Reporting Guidelines)のドラフトを公表したが、その後2002(G2)年版を経て、現在では最新版としてG3が2006年10月に確定することになっている。このガイドラインは、世界的に多大な影響を与えており、わが国の企業が発行している「社会

的責任報告書」や「環境・社会報告書」は、多くがGRIのガイドラインに基づいて作成していることを指摘しなければならない。なお、このバックグラウンドが、ジョン・エルキントンのトリプルボトムラインである。

今後の課題は、GRIガイドラインとISO26000の整合性を図りながら、CSR会計を進化させなければならない。さらには、企業の社会的責任のみならず、あらゆる組織に加えたSR (Social Responsibility) 会計を構築しなければならない。

### 第三部 市民の時代と非営利会計

わが国の非営利組織は、民間部門・公的部門を問わず、個別法により規定されているため、その会計制度も個別に存在している。近時、わが国の社会構造の変化へ対応するため等の理由により、公益法人改革をはじめとして各種の非営利組織の制度改革が進んでいる。これに伴って、非営利会計の制度にも様々な変更が加えられている。

非営利会計といっても、非営利組織が様々な領域に分かれているため、その制度改革の目的および内容はその領域ごとに異なるのが当然である。しかし、全体を概観してみると、いくつかの共通的な特徴を見出すことができる。

第一の特徴として、非営利組織の財務情報の開示をより充実することを目的とした改革が行われている。非営利組織の利害関係者に対し、当該組織に関する情報開示を要請することにより、その事業活動の透明化を図っている。

第二の特徴として、当該組織の財政および経営の状況をより明確にすることを目的とした改革が行われている。開示すべき財務書類の様式内容の変更、開示すべき財務情報への事業の効率性情報の追加等が行われている。

1998年12月に施行されたNPO法人制度は、それまでボランティアな活動に留まっていた市民活動を、ボランティアな性格を持ちながらも、組織として法の下での権利義務関係を有し、固有のミッションを追求する市民活動として位置付けることになった。そして現在では、NPO法人は、数の上では公益法人をしのぐまでに成長した。

さて、NPO法人の活動資金は、会費や寄付金以外に、行政あるいは各種団体からの補助金や助成金からなる。行政や各種団体がNPO法人の活動に補助金や助成金を交付することは、行政や各種団体が市民活動の重要性を認識し、市民活動を通して持続可能な社会の発展を願っていることのあらわれと見ることができる。また、最近では行政や企業とNPO法人とのパートナーシップの事例も数多く見られる。行政側としては官から民への業務委託のパートナーとしてNPO法人を捉えているのであろうし、企業側としても、自らの社会貢献活動を遂行するために、活動推進のパートナーとしてNPO法人を選択していると考えられる。つまり、NPO法人は行政・企業と肩を並べる第三のセクターとして見なされると同時に、行政・企業と強いかわりを持



つ存在として位置付けられるのである。

そうしたNPO法人は、活動資金の調達と用途に関して、当然のことながらアカウンタビリティを負うことになる。しかしNPO法人側では、アカウンタビリティ解除手段としての会計およびその利用に関して共通の理解があるとは言い難い現状にある。

これに対処するために、内閣府のいう「自主性」「自律性」を持って活動を行う組織としてのNPO法人の立場を踏まえつつ、NPO法人が会計の役割を認識し、意味のある会計報告を行うための方策を模索することが必要であろうと考えられる。

新たな公共の担い手であるNPO法人のための会計の制度化をどのように具体化すべきかという問題意識を持ちながら、NPO法人会計のあり方を考察する意味があろう。

病院は、医療・介護という公益サービスの提供主体であること、その収入の多くを社会保険診療報酬によっていることなどから、大きな社会的責任を負う存在と言えよう。高齢化が進展する中、病院が患者のニーズにあった良好なサービスを継続的・効率的に提供し、その責任を果たしていくためには、経営の財務的健全性の確保が重要である。そのために、財務情報を提供する会計が果たせる役割は大きい。

現在、病院の会計には会計基準を巡る2つの課題がある。1つは、すべての病院設置主体への病院会計準則の適用である。現在、医療法人の病院会計には病院会計準則があるが、独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人、社会福祉法人、公益法人、学校法人などによる病院は別々の法律に規定され、別々の会計基準や原則によって会計を行っている。病院会計の比較可能性の観点から、病院という施設の会計を対象とした病院会計準則をすべての病院設置主体へ適用する、コンバージェンスの可能性を検討する必要がある。

もう1つは、医療法人会計基準の新設である。現在、病院の各種開設主体はそれぞれ法人ごとの会計基準や原則をもっているが、病院数の58%を占める医療法人には医療法人会計基準が存在しない。高齢化等による患者ニーズの多様化にあわせ、医療法人が病院と介護施設を持つなど、病院単体の会計情報では不十分なケースが出てきている。このため、施設を病院会計準則のみではなく、法人全体の会計情報を捉えられる医療法人会計基準を検討する必要がある。

これらの課題の検討に当たっては、作成すべき財務諸表の内容とともに、その前提となる会計基準の目的（内部管理目的、外部報告目的）や情報利用対象者についての考察が重要であろう。とりわけ、社会的責任の側面から考えると、会計情報のディスクロージャーの必要性や論拠について検討する意義は大きいと考えられる。医療機関の会計情報は、内部管理目的や債権者への情報提供という側面に限定されがちであるが、社会保険に税金が投入されていること、病院サービスに定性的外部評価が行われるようになってきているが、情報の信頼性という意味からはサービスの裏づけとなる貨幣情報をあわせて提供する必要があること、高齢化に伴い長期入院・通院が増えるため継続的サービス提供の可能性について利用者が判断できる情報が必要であることなどから、会計情報のディスクロージャーの必要性は高まっていると考えられる。

医療機関の会計情報のディスクロージャーについては、他の非営利組織における状況なども勘案しながら検討すべき問題であると言えよう。

#### 第IV部 公共性志向の会計学

「社会関連会計」という用語は、日本社会関連会計学会の創立を契機として徐々に知られるようになってきている。しかし、その内容の認識に関しては「よく分からない」というのが実状である。付加価値会計とか環境会計といえバストレートに理解できるが、社会関連会計という曖昧さが付きまとう。

社会関連会計は、社会関連会計学会設立当時、付加価値会計に最も力が入れられていた。その理由の1つは、付加価値が利益を包含する成果であり、営利性を超えた概念であることにある。その後の環境会計やCSR会計もまた営利性追及の必要条件として論じられ、これらの領域が社会関連会計と看做されている。

しかし、日本社会関連会計学会では、公会計や非営利会計といわれる領域の研究報告が見られるようになり、企業会計の領域だけでは収まらなくなってきた。いうまでもなく民間非営利組織や自治体は公益性を追求するが、そのために経済性や効率性が軽視されてはならず、これらは公益性追求の必要条件として重視されるようになってきた。

いかなる組織であれ存在する以上、社会に資することがレーゾンデートルであり、そこに共通する理念が公共性である。コーポレート・ガバナンスを「会社は株主のもの」という単純な割り切り方に対して公共性の視点から反論できるように、社会関連とは何かを考えると、公共性を切り口として企業会計、公会計、非営利組織会計をとらえることが可能である。換言すれば、社会関連会計は公共性志向の会計として位置づけられるのではないか。各種の法令も以下に示すように、こうした動向を裏付けている。

企業の社会的責任が問われだしたのは、1970年代からの公害問題からである。その後、1990年代以降は地球温暖化問題がクローズアップされてきた。特に近年では、温室効果ガス(GHG)に対する企業の自主的削減ならびに国による法令・規則が進んでいる。

企業ならびにステークホルダーを巻き込んだ環境倫理の形成と国による直接規制の進展の背景として、環境権の存在が考えられる。環境権は、1970年ごろ提唱されたものである。この環境権とは、私たちを取り巻く自然環境(大気、水、緑等)が公共的価値を有し、私たちはこれらから得られるものを享受する一方で、これらを保護するための法的権利を行使しようという考えである。この考え方に基つけば、環境の排他的所有権を認めることになる。すなわち、環境という共有財産は、誰でもが自由に無制限に使用し利用できるものではないとする。

この環境権を中心に置き、法令・規則重視(公的活動重視)と自主的努力重視(私的活動重視)の2つの対立軸が考えられる。日本国内の地球温暖化対策を例にとれば、法令・規制重視

では、地球温暖化対策法（以下、温対法）、省エネ対策法での排出量算定報告制度や各種条例による報告制度が挙げられる。特に、平成17年の温対法改正により、一定量以上の温室効果ガス排出者に排出量を報告すべき義務および排出量の公開制度が定められた。さらに、平成18年の改正により、国別登録簿（割当量口座簿）制度など、排出権取引に必要な法的インフラが整備されたのである。

一方、自主的努力重視では、経団連自主行動計画や各企業レベルでの自主削減目標の設定、CSRレポート（環境報告書、サステナブルレポート等とも呼ばれている）の作成によるステークホルダーへの情報発信と関わり（ステークホルダーエンゲージメント）、GHGプロトコル策定への参画や業界独自の算定ルールや、企業内排出権取引の実施、環境監査の導入が挙げられる。特に、2006年3月に決定されたISO14064は、ISO14000シリーズ（環境マネジメント規格）の一環として策定されたものであり、GHG排出・削減量の算定・報告に関するガイドラインである。これは、まさに強制を伴わない自主的基準であるが、これが国・自治体や企業に導入されれば、温暖化ガスの排出・算定の共通尺度が生まれる比較可能性が向上する可能性がある。

さらに、ISO26000（SRガイダンス）が現在、作業原案（WD）段階であり、2009年には発行される予定である。この内容は、CSRのコアの課題である、組織統治、環境、人権、労働慣行、公正な事業活動、消費者課題、コミュニティ参画・社会関連を明確にしている。これにより、CSRからSR(社会的責任)へと、企業のみならず国・自治体までを巻き込んだ動きが出てくると思われる。

このような動向を見れば、上記で示した、法令・規制重視か自主的努力重視かという二律背反に捉えるのではなく、法令・規則と自主的取り組みを結びつける相互関係性を重視した見方が必要不可欠である。その際のキーワードは、企業の「公共性」であると考えられる。



## 【スタディ・グループ報告】

# 中国における社会関連会計の現状と動向についての研究 (中間報告)

研究代表者：水野 一郎（関西大学）

共同研究者：大島正克（亜細亜大学教授）、唐楽寧（聖泉大学教授）、吉城唯史（阪南大学助教授）、古市承治（福岡国税局国税専門官）、徐陽（九州共立大学助教授）、臼谷健一（鹿児島県立短期大学専任講師）

研究協力者：田昆儒（天津財経大学教授）、徐国君（中国海洋大学教授）、許延明（佳木斯大学副教授）、岡照二（関西大学大学院生）、崔洪雷（関西大学大学院生）、李媛（関西大学大学院生）、林智敏（関西大学大学院生）

## I はじめに

中国における社会関連会計の1994年までの動向については、かつて本スタディ・グループの代表者が社会関連会計学会で報告したが、当時は企業社会責任会計と人的資源会計の限られた領域しかなく、また文献も数少ないものであった（水野（1995）19-29頁参照）。

しかしながら中国における社会関連会計は、この10年間で大きな発展を遂げつつある。社会関連会計の中でも企業社会責任会計、付加価値会計、コーポレート・ガバナンス、人的資源会計、環境会計、非営利組織の会計などの諸領域では多数の著書や論文が公刊され、一部では実態調査や企業の環境報告書も公表されてきている。また環境会計に関する数冊の翻訳書も刊行され、欧米の研究成果も取り入れ始めている（環境会計については大島（2003）、水野（2005a）参照）。

とくに注目したいのは、胡錦濤政権がここ数年来、「和諧社会」（調和化された社会）の確立を政治目標に掲げて活動し始め、本年10月の中国共産党第16期中央委員会第6次全体会議（六中全会）では「社会主義和諧社会の確立に関する若干の重大な問題の決定」が決議され、こうした動きに対応するかのように会計学会の方でも「和諧」が重要なキーワードとして登場してきたことである。この「和諧」の内容は、会計学では広範なステークホルダー重視の会計として（王（2005））、またGRIやElkingtonの「トリプルボトムライン」の紹介やその中国での具体的な評価指標体系の確立をめざす研究が出てきていることである（温（2005））。GRIガイドラインの中国語訳もすでになされており、これらは中国における社会関連会計の新しい可能性として興味深いものである。

こうした現代の中国における社会関連会計の現状を全体として把握し、その諸領域の内容を体系的に研究しようとするのが、本研究の課題である。中国の企業会計制度については会計研究者や実務家によって紹介され、研究されることも多くなっているが、社会関連会計の研究領域についてはまだ緒についたばかりであり、本格的な研究が要請されているところである。

本スタディ・グループのメンバーは主として以下のような領域と課題を担っていくことを予定し、研究を進めている。

まず中国会計に造詣の深い大島正克教授（亜細亜大学）は中国の環境会計を中心とした社会関連会計、唐楽寧教授（聖泉大学）は中国の人的資源会計を中心とした社会関連会計、徐陽助教授（九州共立大学）は中国のコーポレート・ガバナンスを中心とした社会関連会計、吉城唯史助教授（阪南大学）と臼谷健一講師（鹿児島県立短期大学）は環境や企業の社会的責任を配慮したB S Cおよび非財務的業績評価指標を中心とした社会関連会計、の研究を進めている。また古市承治国税専門官（福岡国税局）には専門職の立場から環境税や増徴税（付加価値税）を中心とする社会関連会計の研究を担当している。

また本スタディ・グループの研究には研究協力者として3名の中国人研究者に資料提供その他で研究の支援を頂いている。田昆儒教授（天津財経大学）には中国の企業社会責任会計を中心とする社会関連会計、徐国君教授（中国海洋大学）には労働者持分会計を中心とする社会関連会計、許延明助教授（佳木斯大学）には企業不正やコーポレートガバナンスに関する社会関連会計、に関する資料提供や今後の現地調査での協力を要請している。

さらに研究協力者として関西大学大学院商学研究科の大学院生である岡照二、崔洪雷、李媛、林智敏、の諸氏に研究の支援をしていただいている。

最後に水野は、中国における社会関連会計研究全般の動向をフォローし、本研究全体の調整を行っている。

2006年11月25～26日に愛知工業大学で開催された日本社会関連会計学会第19回全国大会において本スタディグループの中間報告として、次のような報告を行った。

唐楽寧「中国における人的資源会計研究の現状について」

徐陽「中国におけるコーポレートガバナンス」

崔洪雷「中国政府による環境保全への取り組み」

許延明（翻訳：林智敏）「中国における粉飾問題と内部統制」

このうち本稿では、唐楽寧教授と徐陽助教授の当日の報告を掲載する。

### 参考文献

- 大島正克（2003）「中国における環境会計研究の生成と現状」  
『亜細亜大学研究所紀要』29号。
- 水野一郎（1995）「中国における社会関連会計の現状と展望」『社会関連会計研究』第7号
- 水野一郎（2005a）「中国の環境会計－経済発展と環境保護－」（山上・向山・國部編『環境会計の新しい展開』白桃書房所収）106-121頁。
- 水野一郎（2005b）「中国会計学会（2005年学術年会）に参加して」『會計』第168巻第4号。
- 王竹泉（2006）「利益相关者財務披露监管的分析框架与体制构造」（中国会計学会財務原価分会2006年年会論文集）。
- 温素彬（2004）「基于可持续发展的企业“三重盈余”绩效评价」（中国会計学会2004年学術年会論文集）。
- 温素彬（2006）「和谐财务评价体系研究」（中国会計学会財務原価分会2006年学術年会論文集）。

## II 中国における人的資源会計研究の現状について

唐 楽 寧（聖泉大学）

### 1. 中国の人的資源会計研究の概要

中国の人的資源会計研究について、日本では水野一郎教授<sup>1</sup>が多数の論文のなかですでに紹介されている。主につぎの3つの段階をたどってきた。（1）1980年に会計学者潘序倫からの「人才会計」研究の提唱は中国の人的資源会計研究の最初のきっかけとされている。本格的な研究は86年にフラムホルツ（Flamholtz.Eric.G.）の『人的資源会計』が翻訳出版された前後の85年（1点）と87年（2点）初めての研究論文が発表された。さらに人的資源会計研究は中国会計学会「七五科研計画」および『会計研究』（中国代表的な会計専門誌）の重要な研究課題の1つとなった。（2）90年代から陳仁棟の『人力資源会計』（91年）、人的資源会計準則を盛り込んだ『会計準則全書』（閻達五・93年）、徐国君の『行為会计学』（94年）と『労働者權益会計』（97年）、劉仲文の『人力資源会計』（97年・2006年修訂第2版）、張文賢の『人力資源会計制度設計』（99年）と『人力資源会計』（02年）など多くの著書が出版された。（3）中国会計学会も99年5月に「人的資源会計の理論と方法」シンポジウムを開催し人的資源会計研究の後押しをしてきた。

中国の人的資源会計研究の状況を示す材料の1つは発表された論文の数だと思われる。それについて、まず劉仲文<sup>2</sup>および朱金鳳・薛惠鋒<sup>3</sup>の研究結果を参考にしたい。そのうえで日本の人的資源会計研究<sup>4</sup>状況を示す論文発表の時期や点数について比較し、当該分野における中国の研究状況への理解の一助にする。

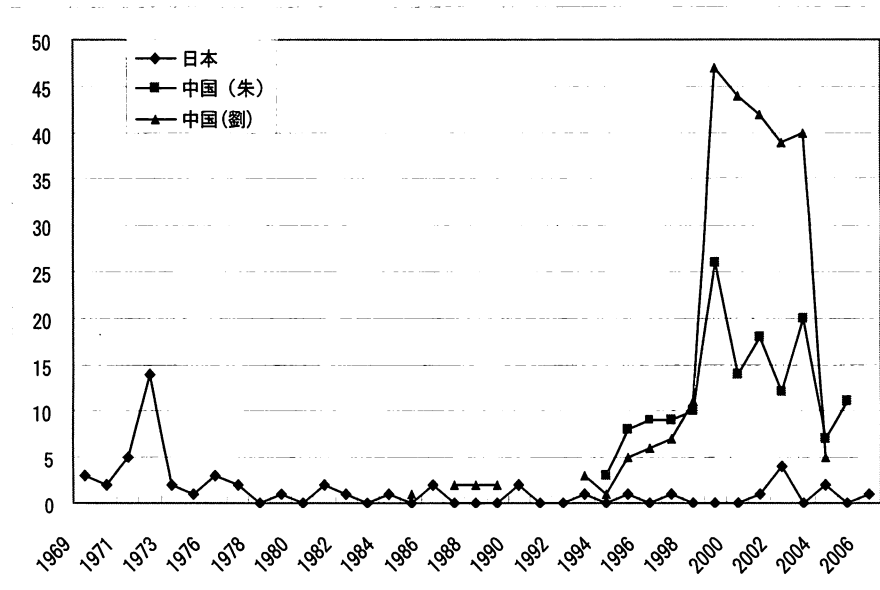
表1 1985年から2005年まで中国の主要な会計専門誌に掲載した人的資源会計研究論文の統計

年度	1985	1987	1988	1989	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
論文数	1	2	2	2	3	1	5	6	7	11	47	44	42	39	40	5	11

注：1985年から2004年までの資料は劉仲文の集計結果によるもの。2005年の資料は朱金鳳・薛惠鋒の集計結果によるもの。

1985年から2005年までの中国の主要会計専門誌に掲載した人的資源会計に関する研究論文について表1を参照されたい。99年を境に大幅に増加してきたが、ここ1・2年はすこし落ち着いたように見える。また、論文発表点数の年度別推移について、図1を参照されたい。まず、中国（劉）は劉仲文が1985年から2004年まで中国の主要な会計専門誌に掲載された論文を検索してまとめた結果（257点）である。そして中国（朱）は、朱金鳳・薛惠鋒が1994年から2005年まで中国の主要な会計専門誌に掲載した論文を検索してまとめた結果（147点）である。最初の人的資源会計論文発表の時期とピーク時について、日本と中国の当該領域の研究を比較したのは図1である。これを見ると、日本では1969年ごろから論文が発表され1973年前後ピークであったのに対し、中国では1985年に最初の研究論文が発表され1999年にピークを迎えた。

図1 論文発表点数の年度別推移



注：中国（劉）は、劉仲文が1985年から2004年まで中国の主要な会計専門誌に掲載した論文をキーワード「人的資源会計」で検索してまとめた結果（257点）である。また、中国（朱）は、朱金鳳・薛惠鋒が1994年から2005年まで中国の主要な会計専門誌に掲載した論文を同じキーワードで検索してまとめた結果（147点）である。しかし、それぞれが選んだ主要な会計専門誌は完全に一致したものではない。



また、論文の点数から見ると、日本は1969年から2006年まで52点であったのに対し、中国は主要会計専門誌だけで250点以上ある。そして、日本ではピーク時の1973年に若杉明の『人的資源会計論』が出版され、中国では1999年に中国会計学会主催の「人的資源会計の理論と方法」シンポジウムの開催がきっかけとなり論文発表の最も多い年であった。それ以降年間40点前後の論文が発表されているということである。

## 2. 中国の人的資源会計論文の問題領域

### (1) 人的資源会計の理論的フレーム・ワークづくりと基礎理論づくりに関する研究

中国における人的資源会計実施の必要性と可能性、人的資源の定義、人的資源会計の目的、人的資源会計の領域、測定モデル、認識・測定・報告・開示方法など。

### (2) 人的資源原価会計に関する研究

人的資源原価測定モデルなど

### (3) 人的資源価値会計に関する研究

人的資源価値会計モデル、人的資源価値評価要素、人的資本の保全、人的資本の理論と応用、投資効率分析、知的資本、人的資本と利益配分、知識資本と人的資源会計、人的資源会計と持分権の奨励誘因など

### (4) 人的資源会計の理論体系づくり

労働者持分会計、生産者余剰にもとづく人的資源会計、人的資源会計の制度設計など

### (5) その他の研究

人的資源管理会計、人的資源監査、人的資本財務管理など

## 3. 中国の代表的な人的資源会計研究者の研究

### (1) 閻達五、徐国君の「労働者持分会計」<sup>5</sup>

目次はつぎのようになっている。第1章序論、第2章人的資源会計の基本問題、第3章人的資源会計環境、第4章人的資源原価会計モデル分析、第5章人的資源価値会計モデル分析、第6章労働者持分会計の基本理論と計算モデル、第7章人的資源の計量、第8章人的資源投资管理、第9章人的資源の価格と原価管理、第10章人的資源の余剰価値分配の管理、付録1：人的資源会計準則（案）、付録2：労働者持分会計の設例、付録3：労働者持分会計の主要用語一覧。（水野『関西大学商学論集』1998）

$$\text{資産} = \text{債権者權益（負債）} + \text{所有者權益}$$

↓

$$\text{物的資産} + \text{人的資産（人的資源投資）} + \text{人的資産} = \text{債権者權益（負債）} + \text{労働者權益} + \text{所有者權益}$$

(2) 張文賢の「人的資源会計の制度設計」<sup>6</sup>

目次は次のようになっている。序章，第1章人的資源会計の理論的基礎，第2章人的資源の生成と発展，第3章人的資源の基本原則，第4章人的資源会計制度設計，第5章人的資源投資会計，第6章人的資源原価会計，第7章人的資源価値会計，第8章企業経営者激励制度設計，第9章人的資源会計予測と意志決定，第10章人的資源会計分析と調査，第11章大学人的資源会計制度設計，第12章ホテル人的資源会計制度設計，第13章会計事務所人的資源会計，第14章コンサルティング会社人的資源会計制度設計。

(3) 劉仲文の「生産者余剰にもとづく人的資源価値会計」<sup>7</sup>

目次は次のようになっている。序章，第1章人的資源会計の生成の歴史的背景及び研究の意義，第2章人的資源会計の基本理論，第3章人的資源原価会計，第4章人的資源価値会計，第5章人的資源の供給と需要予測，第6章人的資源投資収益及び投資意志決定分析。

$$\text{資産} = \text{債権者權益（負債）} + \text{所有者權益}$$

↓

$$\text{非人的資産} + \text{人的資産投資} + \text{人的資産価値} = \text{負債} + \text{生産者權益} + \text{所有者權益}$$

## 注

- 1 水野一郎「中国会計の最近の動向と特徴」『会計』第154巻7月号第1号,1998。水野一郎「中国における労働者持分会計の可能性と展望」『関西大学商学論集』第43巻第4号,1998。水野一郎・唐楽寧「中国における管理会計の新動向——人的資源会計を中心に」『日本管理会計学会2001年度全国大会報告集』,2001。など。
- 2 劉仲文『人力資源会計』（修訂第2版）407～415頁，首都経済貿易大学出版社，2006。
- 3 朱金鳳・薛惠鋒「我国人力会計研究：歴史、現状与未来——基於国内研究的実証分析与理論述評」中国会計学会発表論文，2006・7。当該論文は関西大学水野一郎教授が中国会計学会に出席され入手されたものである。
- 4 日本の発表論文の状況について国立情報学研究所CiNiiを利用してキーワード「人的資源会計」で検索した結果である。1969年4月から2006年3月まで52点あった。
- 5 詳細はつぎの論文を参照されたい。水野一郎「中国における労働者持分会計の可能性と展望」『関西大学商学論集』第43巻第4号,1998。
- 6 詳細はつぎの論文を参照されたい。唐楽寧「中国における人的資源会計研究の動向」『千里山商学』第55号,2002。
- 7 詳細はつぎの論文を参照されたい。唐楽寧「中国における人的資源会計研究の動向」『千里山商学』第55号,2002。

### Ⅲ 中国の企業統治について

徐 陽（九州共立大学）

#### 1 はじめに

近年、日米欧などでは、企業統治（コーポレート・ガバナンス）の問題について、活発な議論がなされている。これら企業統治に関しての議論は、欧米各国や日本では、経営者の「独走」をいかに制限するかの問題として議論されてきた。

一方、市場経済体制の導入を積極的に推進している中国においてもこの問題は注目を集めている。しかし、市場経済へ移行する中国においては、独立性を有する経営者の「不在」を解消することが企業統治の重要な問題とされていた<sup>1)</sup>。

ところで、中国では経済体制改革に連動して、国有企業の改革が進展した。企業自主権を拡大するため、政府は、経営自主権の下放政策を相次ぎ試行したが、監督機能が充分整備されていない状況下では、経営者の裁量権が拡大する一方で、経営者が企業活動を統治する「経営者支配」の状況が現れた。この「経営者支配」の結果生じた問題としては国有企業の財産流失があげられる。

国有企業の株式会社制への転換過程で、経営者は、企業を支配する権限を実質的に握ることとなった。さらに、株式会社化した国有企業の財産に関して、財産は国が所有するが、経営者が会社の財産を利用・処分する財産権を持つとされているため、所有権と財産権との分属が生じ、会社財産に対する責任において、所有者である国と経営者との関係が不明確となっている。そのため、国有企業の財産流失問題の原因は複雑になっている。

市場経済への移行過程にある中国にとっては、企業統治問題は、計画経済体制下で存在した旧来の制度との交代という面と同時に、制度の新設との面がある。従って、中国においてこの問題を考えていく上では、単に諸外国の制度をそのまま参考にするのでは既存の経済体制を無視することになりかねず、企業統治の根本の問題、すなわち、「企業を支配するのは誰か」、「企業の財産は誰のものか」という原則論にまで遡って企業統治制度の構築の検討をする必要があると思われる。

本稿では、社会主義市場経済の中国においてコーポレート・ガバナンスを検討する意義について触れた上で、中国の国有企業の株式会社化について概観する。そして、中国の国有企業の所有権と財産権の分属の問題に焦点をあて考察し、国有企業の財産流失等の問題に対して、政府の導入した経営者監督の対策を分析し、現代企業制度のコーポレート・ガバナンスの視点からその対策を検討し、有効な監査制度を模索したい。

## 2 コーポレート・ガバナンスを検討する意義

中国は社会主義経済体制であるため、中国の国有企業におけるコーポレート・ガバナンス論を考察していく上では、まず、企業の財産の所有関係を明らかにし、その上で、会社の統治機関の検討が必要である。すなわち、企業財産の所有権は国にあり、また、企業の所有者も国である。そして、国有企業の経営者は国から任命される。このような中では、先進諸国のように、株主、債権者、従業員、その他利害関係者などからの会社経営に対するチェック機能は働きにくいと考えられる。

コーポレート・ガバナンスには、二つの側面があり、会社は誰のものかという会社主権者論と、会社の運営機構はどうあるべきか、特に経営者をどのようにしてコントロールするかという会社機関論とがあるとされる<sup>2)</sup>。

中国においてこのコーポレート・ガバナンスを検討する際には、会社主権者論については、中国の企業財産に対する所有権の概念について検討しなければならない。そして、会社機関論については、監査制度の検討となるが、その点については、近年導入された中国独自の制度である会計任命制の検討が欠かせないものと思われる。

以下では、まず、国有企業の株式会社化について概観し、そこで顕在化した所有権に関する議論について検討する。

## 3 国有企業の株式会社化

中国では、国有企業の株式会社化が進められている。現在中国の株式会社化した国有企業には、いくつかの問題がある。それにもかかわらず、なぜ、国有企業の株式会社化が進められているのか。この疑問については、その過程を考える必要があるであろう。以下では、まず、中国国有企業の株式会社化に関して、その背景となる経緯を略説したい。

### (1) 株式会社制度導入及びその背景

戦後、中国政府は、新中国の経済再建に必要な資金を調達するために、旧来の北京、上海、天津の旧証券取引所を閉鎖すると同時に、1949年6月に天津に、1950年2月に北京に人民政府の証券取引所を開設した。この二つの取引所開設の目的は、建国当初に必要な資金の調達を促進し、あわせて、インフレの抑制への寄与であった。しかし、その後、経済の回復に伴って、二つの取引所は1952年末に閉鎖された。それ以来、40年もの間、中国には株式会社は存在せず、証券市場もない状態が続いた<sup>3)</sup>。

1979年以降、計画経済体制から市場経済体制への移行過程において、国有企業活性化のために、さまざまな国有企業改革の試行政策が出されて、試行形態は「放権譲利」、「利改税」、「経営請負制」<sup>4)</sup>、「現代企業制度」という試行政策が相次いで展開された。

改革・開放の政策を実行して以降、株式制実施を促進する立法措置として基本をなすのは1992年5月15日の「株式有限公司規範意見」である。その前後であるが、3月17日「深圳

市株式有限会社暫行規定」および5月18日「上海市株式有限会社暫行規定」が出され、株式制の導入の実験場として、「株式有限会社規範意見」に基づいて、深圳と上海に証券取引所の開設が認められた。この結果、1990年12月に上海証券取引所、1991年7月に深圳証券取引所が設立され、中国の証券市場が本格的に再開されることとなった。

中国の経済が急速に発展していく中で、さまざまな分野で資金の需要が生じたが、政府は財政の資金不足に直面していた。これに対して、自営業・郷鎮企業・一般個人などには大量の遊休資金が発生していた。このような事情とあわせ、株式会社制度に対する適切な環境が政府により提供されたことから、農村の共同出資による企業の設立から始まり、やがて都市部の集団企業および全人民所有制企業に至るまで株式会社制度導入の試行が始まった。その後、順調な経済発展を背景に、また、経済体制改革が進むにつれ、株式会社制度は中国全土で広く採用されるようになった。1999年9月、中国共産党第15期4中全会が開かれ、「国有企業の改革と発展の若干の重要問題に関する規定」が採択された。これによって、国有企業の株式会社への転換がよりいっそう促されることとなった。

## (2) 国有企業改革の行方

中国政府が、1984年以来、工場長請負制、利潤請負制、利改税、撥改貸、抓大放小、株式制導入などの政策をとってきたにもかかわらず、国有企業改革は進展していない。また、国有企業の株式会社化が進められるにつれ、会社の支配権は経営者に握られ、経営者が企業や構成員の利益を損なう行為をとることも多くなった（経営者支配の現実化）。

中国の国有企業の多くは、株式会社制を中心とする現代の企業制度を導入せざるを得ないのが現状である。市場経済へ移行する中国にとっては、株式会社制度の導入とその普及が、国有企業改革の中心的な課題のひとつであり、また、市場経済体制が構築できるかどうかのカギとされている。

そのような中、制度としての株式会社制は導入され普及し始めた。しかし、株式会社制に関する経験も研究も乏しい状況の下、解決しなければならない問題が多く発生した。

## 4 国有企業に対する株式制度導入により発生した問題点

株式制度の導入により国有企業に発生した中国独特の問題点として、最も根本的だと思われるものは、所有権に関する問題である。

すなわち、市場経済の改革が進展するとともに、私有制を禁止・制限してきた中国の社会主義市場経済体制は財産所有権の所有制において矛盾点や問題点が顕在化してきたといえる。現在、公有制（全人民所有制）が不変であることを前提に、市場経済の要素の導入を図っている。しかし、中国の公有制と、市場経済制との間には根本的な矛盾があるのではないだろうか。以下に概観していく。

### (1) 公有制の背景と計画経済体制の問題点

中国は、計画経済体制の下、高度に集権化された行政組織と管理方法によって、国民経済のすべてが統一的に管理されていた。国営企業は財産の所有権を持たないし、企業の経営権も持っていなかった。国家の政策として、政府は、全体労働者に社会や企業の主人公としての意識を育成させるよう努めてきた。主人公としての一個人には、精神的な激励が与えられるのみであり、個人の努力や企業収益と連動するインセンティブはなかった。また、賃金はあらかじめ決められたものであったため、「働いても働かなくても賃金は同じ、結果の出来がよくても悪くても皆同じ」（大鍋飯）、「社会主義は終身雇用が保証されている」（鉄飯碗）という間違っただけの平等思想が広がった。また、国有企業の財産は全人民の財産であるが、労働者には、人民の財産は自分（人民の一員として）の財産であるとの心情が生まれ、企業の財産を無断で使用したり、無断で持ち出したりする現象も現れた。「人がトラックで運ぶのに、私は自転車で運ぶのは損だ。」という意識が出て、労働意欲が極度に低下し、国有企業の経営効率の悪化に拍車をかけた。

計画経済体制の弊害が反省され始めたのは、1978年の経済危機がきっかけであった。そのため、1979年から全党の活動の重点を社会主義現代化の建設に移すという方針が、中国共産党第11期3中全会で決定された。そして、「経済管理体制と経営管理方法に対する真剣な改革に着手する」政策が打ち出された。全会は改革の方針として、「指導性をもって大胆に権限を下へ解放し、地方と工農業企業に国家の統一計画を前提に、より多くの経営管理の自主権を持たせる」ことを確認した。

その後、1987年10月24日の中国共産党第13期党大会では、「国が市場を調節し、市場が企業を誘導する」という経営メカニズムの確立を目指した。しかし、中国は、1988年後半から最大な経済危機に落ち込んだ。この経済危機の中、1989年9月に中国共産党第13期3中全会での方針は、「経済環境を整理し、経済秩序を整頓し、改革を深化する」ということであった。それと同時に、経済危機に見舞われた国営企業の経営不調、すなわち、長期間続く慢性的な赤字経営、国有資産の流失などの問題に迫られ、企業実体を形成する「所有と経営の分離」への模索が始まった。

### (2) 個人所有の認可

従来は、私有制や私的利益追求は「資本主義のしっぽ」とされ、切り離されなければならないものであり、「ある種の罪悪であり、社会主義建設の障害である」<sup>5)</sup>と宣伝され、タブーとされていた。しかし、1988年、国務院が公布した『私営企業暫行条例』によって、初めて私営企業を設立することが認められるようになり<sup>6)</sup>、私営企業の中で個人が財産を所有することが認められるようになった。私有制は、まず企業の私有制という形で部分的に導入され、徐々に拡大されていくことになった。

### (3) 企業の経営自主権について

1982年以降、『憲法』、『民法通則』等によって企業の経営自主権すなわち経営権が法制化された。政府は、「政企分開」（政府の職能と企業の職能を分ける）と「両権分離」（企業に対する国家所有権と企業の経営管理に対する権限、いわゆる経営権を分離する）を目標として、企業の請負経営責任制を実施し、普及させ7）、企業の経営権の拡大が図られた。

しかし、社会主義国家である中国は、資本主義の思想の導入ができない。社会主義と資本主義とはそれぞれが前提としている経済体制が根本的に違う。この経営権が法制化されることに対して、経済学者と民法学者の間では、経営権の性質について、主として企業の経営権と国家所有権との関係をめぐり、激しい議論がなされた<sup>8)</sup>。

経営権の概念については、企業が「国から委ねられた財産」に対して権利を行使するという点に着目すれば、経営権は国家所有権から派生した権利であるといえる。この点に関しては、見解がほぼ一致している<sup>9)</sup>。国家は「財産の最終所有権」（株主権）あるいは「出資者所有権」を維持しつつ、企業の経営者には国有財産の「使用权」と「収益権」だけを与え、経営者には企業財産を処分する「処分権」を与えなかったのである。しかし、企業間では多くの取引関係が存在しているため、商品経済における処分権者としての企業の主体性が必要である。それには、企業財産の処分権を承認しなければ、企業経営の範囲が制限されてしまいかねないとの問題が生じた。

そこで、1982年の憲法16条1項は、「国营企業は国家の統一指導への服従および国家計画の全面的達成を前提にして、法律の定める範囲内において経営管理の自主権を有する」と定め、まず企業の経営自主権を承認した。ここに経営権が自主権のひとつとして分離し確立した。

### (4) 中国の『会社法』における法人財産権と所有権との関係

中国の『会社法』では法人財産権に関しては、以下のような規定がある。

第3条 会社は企業法人であり、独立した法人財産を有し、法人財産権を有する。会社はそのすべての財産を持って、会社債務に対して責任を負う。

第5条2項 会社の適法な権益は、法律の保護を受け、侵害されない。

また、「企業国有資産監督管理暫行条例」では所有権に関して、以下のような規定がある。

第4条 会社内の国有財産の所有権は、国家に帰属する。

以上のような規定により、会社に帰属する一つの財産には、二つの権利（法人財産権と国有財産の所有権）が並存する仕組みができた。財産権という表現は中国が作り出した独特なものである。一つの財産に二つの所有権的な権利が並存することは、法的には特殊な観念と思われる。

一般的に、中国の法制度は大陸法型に属すると言われ、法人制度については法人実在説が通説的な見解となっている。また、物権法において「一物一権」主義に基づけば、会社

の財産はその所有権が一人の権利者に帰属することが当然なはずである<sup>10)</sup>。この見解に従えば、会社の財産についての「権利者」は会社自身であり、この「権利」はまさに「所有権」と言えるのではないか。しかし、中国では所有権はすべて国家に帰属<sup>11)</sup>するため、ここに一種の矛盾が生じる。

会社に帰属する法人財産権については、中国の有力な経済学者から「所有権>法人財産権>経営権」との説明もなされている。ここでいう法人財産権について、それは何を意味するのかとの疑問が生じるのではないかと思われる。法律学の立場から見ると、実に理解しにくい理屈であろう。しかし、この「法人財産権」は『会社法』の中で法律用語として実際に使われている。

1994年まで、経営者は国有財産の「使用权」と「収益権」だけを有していた。1994年以降、『会社法』の中で「法人財産権」と明確に規定したことにより、会社は法律上の財産権を持ち、会社が自由に財産を支配することができるようになった。これは会社が財産に関して「所有権」を持つこととほぼ同様な結果になる。しかし、用語上は、「所有権」ではなく、「法人財産権」とされた。法人財産権の内容は所有権と酷似しているが、所有権は、形式として、依然、国が持つことになっている。例えていうならば、国は「財産所有権」の外殻を持っているだけと言えよう。

では、なぜ、国家が国有財産の所有権を持つことにこだわっているのか、その理由を考えてみたい。1979年、共産党十五期大会の報告の中で、公有制経済の概念は国有経済と集団経済のみならず、混合所有制経済形態における国家所有および集団所有の持分も含むと解釈され、国有経済の「支配力」が強調された。「公有制」を前提として、社会主義の市場経済建設を行う、これは、「公有制」を維持するために、国家が財産を所有することが必要とされているからである。この国有財産の所有権は、もし個人・私人（経営者）に渡ってしまえば、中国の所有制度の根本が変わり、共産党の約60年間の根本政策が崩れ、国有財産制が、資本主義の「私有制」になってしまう恐れがある。それを防ぐためにも、社会主義の基本として「公有制」を維持しなければならないのである。

しかし、企業財産に関しては、企業財産を処分する決定権、すなわち、国有財産の所有権の中身は経営者に与えられてしまった。そのため、経営者は企業の経営者である同時に、企業の財産の所有者ともいい得る存在となったといえる。この場合、経営者と（いわば）所有者は一体化してしまう。

現在、企業経営に対して有効な監査システムが整備されてない。また経営者は企業に対しての投資はほぼ零に近い。経営者は、国の財産を使って、勝手に企業を経営し、支配していくことが可能となる。所有権の帰属の曖昧さが原因となって、経営者は所有者として国家の利益を侵害する機会を得る。結果として、現在、国有資産の大量流失と企業経営の赤字の深刻化が現れている。



現在の公有制を維持しつつ、国有企業の経営者に責任を持たせた上で企業経営をさせるにはどのようにすればよいのか。コーポレート・ガバナンス論における会社機関論の課題となる。以下の検討では、チェック機能の面からまず、株主（企業所有者）からのモニタリング機能の有効性を検討するため、国有企業の出資者の構成問題に触れ、次に企業の監査制度について概略し、問題点を指摘し、あわせて、近年政府が監督機能を強化するために導入した会計任命制について検討する。

## 5 上場会社の出資者および企業統治の理念

### (1) 国有企業の出資者の構成

アメリカをはじめとする市場経済体制の国々においては、株主は、個人大株主、年金・保険などの機関投資家が主体（支配株主）であり、それぞれが株主権を行使し、経営者をコントロールする。また、日本では、グループ企業間での株式の持ち合い、メインバンク制などで経営者へのコントロールを及ぼしてきた面もある。欧米あるいは日本などの株主は、出資者の地位に基づき、会社に対しての権利を行使することができ、会社の運営に参加・関与することができる。

中国国有企業では、株式制の導入により形式的に株主ガバナンスの素地が形成された。とはいえ、私有制が制限されているため、中国の国有株式会社では、株式の所有構造が他の国とは異なった特徴を示す。すなわち、政府が国家株として全株式の34%を維持管理<sup>12)</sup>しているばかりではなく、主管部門が会長の45%、社長の41.4%を任免している<sup>13)</sup>。そのため、企業統治に関して国家ガバナンスが最も強力に働いている。

上場企業の株式構造は国家株・法人株および流通株から構成される。これらの割合の特徴は、支配株主としての国家株、法人株の所有割合が大きい、社会流通株の割合は小さく、しかも分散しているとの特徴があげられる。国有株は支配株として絶対的な地位にあるが、国有株の所持者は国であり、国有資産管理部門は、中間管理層としての代理人であり、国有資産の所有者である全人民にとって、彼らは代理人である。国有資産管理部門は国家資産の代理人として、実際に最終の統制権力を持つが、それに対応する所有権がない。また、上場企業の経営者を監督する原動力（インセンティブ）が欠けている。少数株主が株主の監督権を持つこととなるが、社会流通株の割合が小さく、かつ分散しているため、一般株主には上場企業の経営者に対する有効な監督方法がないといえる。さらに、上場企業の国家株や法人株がより集中的なのに対して、個人株の割合が小さいため、投資者が市場の流通株を全部購入したとしても、支配株主になれない。したがって、経営者に対して潜在的な脅威・圧力を形成することさえできない。このような株式会社の出資者の構造は企業内部の経営者支配になりやすい。

現在、中国の株式会社では、株主・経営者との間での相互牽制システムが十分機能して

いないといえる。

一方、取締役会は経営者に対して任免、監督、賞罰の権利を持つ。従って、理論上は取締役会が経営者の監督においては重要な役割を果たすことになる。しかし、多くの上場企業では、代表取締役自身が取締役会の会長を兼任するか、或いは取締役会の重要な役員の一ひとりである。このような上場企業では、株主総会、取締役会は経営者を監督コントロールする役割を果たすことが難しい。株式の集中に伴って、経営者支配の傾向が強まった。このような状況下、企業監査制度の整備充実が必要とされることは容易に想像できよう。以下では、現在の中国の監査制度がどのようになっているかについて概観する。

## (2) 上場会社の企業統治の理念

中国の上場会社には主に二つの種類がある。一つは、国家株が会社の発行株式の大半を占めている企業である。国家株を中心としている会社の企業統治の主な目的は、国有資産の価値を保全・維持・増殖することである。もう一つは、民間株が大きな割合を占めている企業である。この種類の会社の企業統治の主な目的は、会社の持続的な発展、株主の利益を優先的に考え、株主利益最大化のために管理規則やメカニズムが設計されたものである。このような二種類の会社は共同生存の中国市場においては、複雑な状況の下にあるため、上場会社の企業統治を論ずるには区別することが必要であろう。

前述のように、国家株が多数を占めている上場会社においては、国有資産の所有権の所在が明確になっていない。すなわち、国有企業は上場会社となれば、上場会社の国有株式を割り当てる際に、一定の比率を保つために、国有土地の使用価値についてはより柔軟な処理方法を採用している。また新株発行の時にも、土地使用料を納付しなくても、将来の土地使用料を納付する予測ことを条件に、地方政府が担保して、土地使用許可証を受け取ることが可能になる。このように、国有の土地であれば、土地使用証書があれば、価値の概念も時間の概念も曖昧なまま、所有権の明確化されないまま使用できる。しかし、個人の住宅を購入する場合には、不動産所有権を取得するには、それほど時間がかからない。鮮明的な対比対象となりうるしか言いようがない。したがって、土地使用証書と上場会社の資産価値とは密接な関連性を有することが明らかである。その上、国有資産の価値がどのくらいあるのかはもっと重要なことであろう。しかし、多くの上場会社は国有企業から組織変更されたもので、そのような会社においては、国家株は依然として「使用権を重視し、所有権を軽視する」資産であるため、企業経営者の資産使用の能力は、企業に対する国家の実質的なコントロール能力より大きく上回っているといえる。国家株を多く占めている上場会社においては、国有資産の価値が不明確であるため、他人（国家）の資産か、自己（企業）の資産か、企業と国家との関係は、契約によって規律することが容易ではない。例えば、投資者（企業または個人）が、国家投資の上場会社の株式を購入すると、国有資産と個人資産が極めて混乱した状況にある。さらに、業務執行役が国有企業を経営・管理

する際にも、混乱を避けられないであろう。中国の国有企業はこのような複雑な状況下にあるため、企業統治のシステムの確立が困難であり、企業統治のシステムによって日常の業務執行を行っている執行役の権限や責任を確定することが難しくなる。このように企業の資産価値や経営者の権限が不明確であるため、国有企業の経営者は、企業を管理する際に、他人の資産と他人の企業ではなく、自己の企業を経営・管理しているので、個別経営者による権限濫用が生じやすい。

## 6 現在の中国の監査制度

会計法の会計監督規定によると、監査制度は企業内部監督、社会監督および国家監督三つに分けることができる。そして、会計監査制度の形態から、外部監督と内部監督に大きくに分けることができる。外部監督は、国家監督（又は政府監査）と、社会監督（注冊会計師（公認会計士）監査、これは民間監査又は独立監査ともいう）を含む。

監査主体	政府監査	公認会計士監査	内部監査
監査組織	国家監査部門	公認会計士が組織する会計士事務所	各単位内部に設置した監査部門
監査目的	各級政府およびその専門の財政収支、公共資金の収支運用状況の監督検査	被監査企業の財務諸表に対して監査を行い、監査意見を表明	各部門、各単位の財務収支及び経営管理活動の監督検査
監査制度	法に基づき執行する	法定監査	監査署の指導により設立
独立性	監査部門は独立した監査監督権を持ち、その他の行政機関社会団体及び個人から干渉を受けない	独立性が強く、客観的で公正	外部監査に比べ独立性は相対的に弱い
直接監督機関	国務院監査署（審計署）	中国公認会計士協会及び財政部	各部門、各単位の責任者

出所：中央監査法人編『中国会計監査基準—国際化時代の中国新制度の解説』に基づき作成。

### (1) 外部監督

上述のように外部監督には、政府の他の機関から独立性を与えられている国務院監査署が行う政府監査と、企業の外部に存在する独立した公認会計士の行う監査がある。その内、公認会計士監査について概略する。

中国の注冊会計師監査は日本の公認会計士と同じ性格を持っている。注冊会計師監査は社会監督の独立性と公正性を有するため権威性・信頼性が最も高い。この監査は中国財政部および注冊会計師協会の監督の下に、注冊会計師を構成員とする会計師事務所によって実施され、監査目的は被監査会社の会計記録や財務諸表について監査を行い、監査意見を表明する。

中国では現在（1998年末）、公認会計上の資格をもつ者は12万5千人程度であり、公認会計士事務所、会計士事務所も6,683事務所<sup>14)</sup>に達し、有限責任会社および株式会社に対し全面的な外部監査を施すことができる。そのため、会社は、各会計年度の終了時に財務会計報告を作成し、法に従って審査検証<sup>15)</sup>を受けなければならないと規定したのである。

又、会計に対する検証を正確かつ公正にするために、公認会計士および会計士の不正を処罰する（法律責任）規定も会社法の中に組み入れている<sup>17)</sup>。この他に中国公認会計士法42条<sup>17)</sup>に基づいて公認会計士事務所は損害賠償責任を負わなければならない。

## (2) 内部監査

内部監査については、会社法の規定には二種類規定されている。そして、内部監査としてより重要なのは監査役監査であろう。

会社法124条ないし126条に基づいて株式会社は、監査役会を設けると規定されている。合議体としての監査役会であるため、その構成員は3人を下回ってはならない。監査役会は、株主代表と適当な比率の自社の職員・労働者の代表から構成される（会社法124条Ⅱ）。監査役会の権限の一つは、会社の財務に対する監査と取締役・代表取締役の職務に対する監督である（会社法126条Ⅰ①②）。この権限には、適法性監査だけでなく妥当性監査も含む（126条Ⅰ②③）。128条によれば、監査役は、法律・行政法規および定款に従い、忠実に監査の職責を履行しなければならないと定めている。上述の規定と原則に従って、株式会社の監査役会は、毎決算期の会計の財務諸表に対し、監査報告を作成し、株主総会に提出し、決議を求める。有限責任会社でも会社法52条に基づいてその経営規模が比較的大きい場合には、監査役会を設置する。その権限は株式会社と同様であり、監査役（会）は会計監査を行うとされている。

## (3) 中国の監査制度の問題点

中国の監査役会の地位については、計画経済下の企業と党委員会との関係と極めてよく似ている。旧体制の会社機関としては従業員代表大会、工場労働組合、党委員会いわゆる「旧三会」が構築された。株式会社制度を導入してから「旧三会」の機能は全部或いは部分的に吸収されている。党委員会をそのまま監査役会（原語：監事会）に変わっているだけか、あるいは新たに監査役会を設置して、その中で党の活動を行なうかの二つの形式がある。このような状況のもとで監査制度を導入したため、①監査役の本質について理解していないのではないか、②仮に理解していたとしても監査機能が十分機能できるのか、③任命された監査役はどの程度監査制度を理解しているかなどの疑問がある。

また、日本商法が監査役職の職責および監査報告書の記載事項に関して詳細な規定を設けていることに対し、中国の会社法は、監査役会の職責を履行するプロセスおよび職責の内容について、原則的な規定を設けているだけであり、具体的には規定していない<sup>18)</sup>。取締役、監査役、経営者には、会社法59条、123条、128条において忠実義務が規定されている。

しかし、経営者には、公務員という性格、身分が背景にあり、加えて株主代表訴訟制度が存在しないこともあり、経営責任を追及することは極めて困難である。

このような現状の下、政府により国有企業の監査・監督機能を強化すべく、近年、会計任命制が導入された。しかしこの制度にもいくつかの疑問点がある。以下、会計任命制について概略し検討する。

## 7 会計任命制

### (1) 会計任命制の導入

会計任命制とは<sup>19)</sup>、国家を財産管理者とし、政府の管理機能によって、国有大中企業の会計部門の責任者や担当者を任命して、会計の管理を統一的に行う制度であり、会計職員の任免、移動、賞罰、業績の評価、給料および福利厚生について統一管理する会計職員の管理制度でもある。1997年末より広東、四川、上海などの省市で導入され、江蘇、蘇州、湖北の襄樊市、利川市、山東等の地域で展開した。1998年末には、全国の105個の地区（市）、414個の県（市）で会計任命制の試行が行われ、直接あるいは間接的に任命された会計職員の数は14,472人に達し、今日に至っている<sup>20)</sup>。

中国財政部が各企業等から、政府募集により会計職員を集め、一括して国有大中企業に派遣するという方式を取っていて、派遣される企業は様々である<sup>21)</sup>。

会計任命制の目的は、会計計算の過程と方法の統一化を図り、合法化を保証することである。会計職員の主な職務は、①企業の無駄な予算の削減、②財政収入の一つである予算外資金の納付を促すこと、③地方政府のための財源を確保すること、④財經法に従った監督責任の遂行、⑤資金の目的外の流用、賄賂、横領などの不法行為の防止などである。会計職員はこれら職務を通じ会計データの真実性と正確性を高めることが要求されている<sup>22)</sup>。

### (2) 会計任命制の導入に対する評価と問題点

会計任命制の導入により、会計業務を企業から独立させ、国家の専門管理職員により会計業務を実行し、経営者の会計への介入を排除し、経営状態を正しく表すことができたといわれている。会計任命制の導入は会計情報の真実性を確保するとともに国有資産の保護を実現し、不実の会計情報の開示を防止し、国有資産の流失を抑制し、国家の所有者としての権利を守ることができたと説明されている<sup>23)</sup>。

一側面においては、確かに会計管理体制の改革はある程度経営者の恣意性が排除できたといえるであろう。しかし会計任命制の導入により企業の自主性・独立性の阻害、会計監督の職能と監査機能との混同などの負の面が現れたことを軽視してはならないと思う。会計任命制による会計監督は、企業外部に存在する、上（行政）から下（企業）への強力な監督を意味する。企業の外部の国家公務員という独立性を持つ会計職員に、このような“行政監督”を実行させることになる。会計任命性の導入は会計監督の本質に反しているの

はないか。

### (3) 会計任命制の検討

中国の現代企業制度の改革は、“財産所有権の確立、権限と責任の明確化、行政と企業の分離、科学的な管理”に重点を置いて行われている。ここにおいて、企業は“独立経営、損益に対する自己責任、自己発展、自己コントロール”の考え方にに基づき市場における経済主体となっている。国家と企業の行政上の支配従属関係は断ち切れ、企業は財務を管理する主体として、自主権（経営権、意思決定権、人事権を含む）を持つことが要求された。このような現代企業制度を確立させるためには、国家はその生産経済活動に対してただマクロ的コントロールのみを行い、企業の合理的な経営を害するような自主権の干渉を避けるべきといえる。

しかし、会計任命制は、現代企業制度と相反し、企業の自主権の典型とも言うべき人事権にまで干渉し得る制度である<sup>24)</sup>。政府が会計を通して企業を支配する可能性が生じ、従来企業内部の管理機構に属していた会計部門は、国家によりコントロールされ、政府の行政管理作用は企業の内部に及んでいくのである。このような会計任命制を通じた実質的な国家による直接管理は、計画経済の条件下で、政府が企業の経営権を代表して行使したことと本質的に同様であろう。すなわち、会計任命制の導入は、企業に対する監督が自己監督から国家行政による監督へ逆行したことにほかならないのであり、この結果、行政機関と企業の分離が行われず（政企不分）、権限と責任が不明確であった古い制度に回帰させることになりかねないといえる。したがって、会計任命制の下では現代企業制度は有名無実な“看板倒れ”の制度になる可能性がある。

現代企業制度において、会計監督は企業内部の重要な構成部分であり、企業による自己コントロールメカニズムの中で重要な要素である。会計監督は会計職員が会計業務を通して、当該企業の経営活動が合法的か、合理的かどうかを監督し、経営管理の改善を促進するとともに、会計情報の質を高めるための手段である。その目的は経営者に正当な受託責任を果たさせることである。そのため、会計監督は現代企業制度の要求から生み出される仕組みであるというだけではなく、それ自身も現代企業制度の内容の一部分だと考えるべきである。

市場経済社会が前提とするコーポレート・ガバナンス思想には、会計任命制は適合的ではないと言えるのではないか。また会計任命制は国家ガバナンス的なシステムであり、計画経済の残骸であると考えられる。中国はこれから市場経済を目指していく以上、市場経済の原理を導入すべきであり、コーポレート・ガバナンス思想に適合的な制度の導入が必要であり、企業統治に関しては国家の介入は避けるべきであろう。

## 8 おわりに

以上、中国の国有企業の株式会社化における矛盾点、問題点を指摘し、検討してきた。現在、これらについて多くの研究がなされている。しかし、これらの問題を解決するには、根本的な所有概念を明確にすることが必要であると思われる。本稿において、私は以上の問題意識に基づいて矛盾点、問題点を指摘し、検討したつもりである。

今後は、国有企業のコーポレート・ガバナンスを担保する会計情報のディスクロージャーについても検討が必要であると考えられる。現在の企業監督・監査制度には多くの問題があるが、1998年11月12日第一審である北京市第一中級人民法院が海南民源現代農業發展株式会社の代表取締役に対して、不実の会計財務報告書の提供に関して、初めて刑事責任を認めた。今後は、会計情報の法律責任を明らかにするために、このような方向で経営者の責任を追求していくことも必要であろう。

今後これらの問題を総合的に捉え直した上で、国有企業のコーポレート・ガバナンス制度の再構築をする必要があると考える。さらに、企業統治の業務執行のプロセスの「健全性」を確保するためのモラルと、それをチェックし向上させるシステムを確立する必要があると考える。

### 注

- 1) 李維安著『中国のコーポレート・ガバナンス』税務経理協会、1998年、p5。
- 2) 末永敏和著『会社法—基礎と展開—第三版』中央経済社、2002年7月、p105。
- 3) 李維安、前掲書（注1）、p69。
- 4) 放権譲利とは経営自主権の拡大、国家と企業間の利益分配を調節する政策目的である。  
利改税とは、計画経済下の利潤上納制から統一税率に変わって、税引き後利益を企業に留保する制度改革である。  
経営請負制とは、国家所有権を前提として一定期間の個別請負契約に基づいて経営者に経営自主権を与え、企業の自己発展、損益の自己負担を目標とする政策改革である。
- 5) 『毛沢東文選』第三巻「我が国の内部矛盾」、人民出版社、1988年。
- 6) 志村治美編著『中国会社法論』、晃洋書房、1998年8月、p9。
- 7) 李黎明「中国企業社会改革の現状について」、『法律時報73巻8号』、p73。
- 8) 虞建新『中国の国有企業の株式会社化』、信山社、2001年9月、p180。
- 9) 虞建新、前掲書（注8）、p180。
- 10) 梁慧星主編、『中国物権法研究（上）』法律出版社、1998年、pp. 65—70。
- 11) 『公司法』の第4条3項「会社内の国有財産の所有権は、国家に帰属する。」
- 12) 中国誠信証券評価有限公司主編『中国上場公司基本分析』中国価額技術出版社、1999年。
- 13) 国家経済貿易委員会の調査および国家体制改革委員会生産体制司・中国证券監督委員会上場会社部・國務院研究室工交司・中国企業管理協会研究部・國務院發展研究中心管理世界雜誌社による調査「企業改革10年の調査レポート」、『管理世界』第4期、1994年。李維安著『中国のコーポレート・ガバナンス』税務経理協会、1998年。p194。
- 14) 中央監査法人編『中国会計監査基準—国際化時代の中国新制度の解説』2000年2月、p253。

- 15) 審査検証とは、公認会計士事務所と会計士事務所の行う検証をいう。
- 16) 会社法219条1項「資産評価、出資検査あるいは検証を担当する機構が、虚偽の証明書類を提出した場合は、違法所得を没収し、違法所得の1倍以上5倍以下の料金を科し、かつ関係主管部門が法に従って当該機構の業務停止を命じ、直接責任者の資格証明書を取り消すことができる。犯罪を構成する場合は法に従って刑事責任を追及する」。2項「資産評価、出資検査あるいは検証を担当する機構が、過失により重大な遺漏のある報告を提出した場合は、是正を命ずる。情状が重大な場合は、得た収入の1倍以上3倍以下の料金を科し、かつ関係主管部門が法に従って当該機構の業務停止を命じ、直接責任者の資格証明書を取り消すことができる。」
- 17) 公認会計士法42条：公認会計士事務所は、法令に違反して依頼者及びその他の利害関係者に損失をもたらした場合、法により損害賠償責任を負わなければならない。
- 18) 若杉明「中国の監査制度について」『会計』第158巻7月第1号を参照。
- 19) 石春茂 「論会計管理体制的創新及其選択」、《会計研究》1998年12期、p4。  
李明「适当分類、統一管理」《河北財会》(石家庄)、1998.1、p42を参照。
- 20) 財政部会計司調研組「関与会計人員委派制試点情况的調查」《財務与会計》(京)、1998.4、pp.10-12の文献を参照。
- 21) 高言「関与会計人員委派制試点情况的調查」《财会通儷》(武漢)、1998年3月、pp.15-18を参照。
- 22) 河南淮陽県財政局 張繼華、陳伝良等「淮陽県是怎样統管統派的」、《财会通訊》1998年1期、pp.9-10。
- 23) 竜玉廷「当前会計理論研究中的幾個問題」《会計研究》、1999.2、pp.5-11を参照。
- 24) 李若冰「新形勢下的会計監督」《財務与会計》1998.3期、p53、  
楊雄勝「会計監督本質新探」《財務与会計》1998.3期、p57を参照。



# 学 会 行 事

**第18回年次大会** 2005（平成17）年10月22日（土）～23日（日）

大会準備委員長：菊谷正人（法政大学）

- 10月22日（土） 会場：法政大学市ヶ谷キャンパス ボアソナード・タワー
- 11：50～12：50 理事会
- 13：00～14：00 会員総会
- 14：10～15：10 記念講演  
 中原章吉（駒澤大学名誉教授）  
 「棚卸資産会計・付加価値会計・三井大元方勘定目録・環境会計の研究」
- 15：20～16：40 スタディ・グループ報告（報告30分、質疑応答10分）  
 研究代表者：黒川保美（専修大学）  
 (1) 研究テーマ：「社会関連会計の再構築」  
 研究代表者：富増和彦（奈良産業大学）  
 (2) 研究テーマ：「サステナビリティレポートの現状と課題」  
 司会：佐藤倫正（名古屋川大学）
- 16：50～18：00 自由論題報告 I（報告25分、質疑応答10分）  
 第1会場 司会：湯田雅夫（獨協大学）  
 (1) 古市承治（福岡国税局）  
 「公会計における環境会計の導入について」  
 (2) 國部克彦（神戸大学）  
 「日本におけるマテリアルフローコスト会計の展開と課題」  
 第2会場 司会：川口 修（松蔭大学）  
 (1) 依田俊伸（文京学院大学）  
 「中間法人における資本会計」  
 (2) 大原昌明（北星学園大学）  
 「NPO支援組織の役割と課題 ～会計プロフェッションの視点から～」
- 18：00～20：00 懇親会

10月23日（日）

10：00～11：50 自由論題報告Ⅱ（報告25分、質疑応答10分）

第1会場 司会：大下勇二（法政大学）

(1) 吉田雄司（埼玉学園大学）

「環境保全コストの認識と測定に関する一考察」

(2) 家串哲生（酪農学園大学）

「食の安全性・環境保全に関する農業リスクマネジメントと環境会計」

(3) 富増和彦（奈良産業大学）

「静脈系企業の環境報告について」

第2会場 司会：石津寿恵（明治大学）

(1) 川原千明（神戸大学大学院博士課程後期課程）

「ステイクホルダー・エンゲージメントの意義と会計情報の活用可能性」

(2) 倉田 剛（住宅資産研究所）

「『居住』と『福祉』と『住宅市場』 ～日米比較 (2) (沖縄本島とハワイ州オアフ島の場合)」

11：50～13：00 昼食

13：00～14：50 統一論題報告「CSRの進展と会計の課題」（各報告25分）

向山敦夫（大阪市立大学）

「ファミリー・フレンドリー企業の情報開示行動」

上妻義直（上智大学）

「CSR情報の制度的開示」

勝山 進（日本大学）

「CSRと会計の課題」

野村健太郎（愛知工業大学）

「CSR会計の論点と課題」

14：50～16：00 統一論題討論

座長：郡司 健（大阪学院大学）

討論者：向山敦夫（大阪市立大学）

上妻義直（上智大学）

勝山 進（日本大学）

野村健太郎（愛知工業大学）

**東日本部会** 2005（平成17）年6月18日（土）

会場：創価女子短期大学

大会準備委員長：金井 正（創価女子短期大学）

- 11：00～11：40 井上昌美（新日本監査法人）  
「環境報告書における環境情報と環境会計情報の有用性に関する実証研究」
- 11：45～12：25 宮本はるみ（東京富士大学）  
「自治体の廃棄物処理コストに関する検討 ～容器包装リサイクル法施行後の現状～」
- 12：25～14：00 昼食
- 14：00～14：40 大島正克（亜細亜大学）  
「アジア諸国における環境会計の制度化に関する一考察 ～台湾の場合を中心として～」
- 14：45～15：25 佐藤俊夫（国土舘大学名誉教授）  
「現代企業の総合的分析 ～分析体系の構築と分析指標～」
- 15：30～16：30 特別講演  
村上 亘（日本品質保証機構MS部門企画センター特別参与）  
「ISOマネジメントシステム審査の役割と課題」
- 17：00～18：30 懇親会

**西日本部会** 2005（平成17）年6月25日（土）

会場：大阪人間科学大学

大会準備委員長：飯田修三（大阪人間科学大学）

- 13：00～13：55（討論15分）  
篠原阿紀（神戸大学大学院博士課程後期課程）  
「サステナビリティ会計の類型化」  
司会：鈴木一成（精華学園）
- 14：00～14：55（討論15分）  
王傑（大連軽工業学院）  
朱カカイ（神戸大学大学院博士課程前期課程）  
銭春児（神戸大学大学院博士課程前期課程）  
「中日環境報告制度の比較研究」  
司会：水野一郎（関西大学）

14：55～15：05 休憩

15：05～16：00 (討論15分)

東田 明 (神戸大学大学院博士課程後期課程)

川原千明 (神戸大学大学院博士課程後期課程)

國部克彦 (神戸大学)

「日本企業の環境報告」

司会：笹倉淳史 (関西大学)

16：05～17：00 (討論15分)

宮地晃輔 (中村学園大学短期大学部)

「京都議定書発効後における環境会計の論点」

司会：向山敦夫 (大阪市立大学)

17：10～ 懇親会

## 「日本社会関連会計学会」会則

(名 称)

1) 本会は、日本社会関連会計学会と称する。

(目 的)

2) 本会は、会計学とくに社会関連会計の研究と、その研究にたずさわる者の連絡および懇親をはかることを目的とする。

(事 業)

3) 本会は、前条の目的を達成するため、つぎの事業を行う。

- (1) 年1回の会員総会の開催
- (2) 年1回以上の研究発表会の開催
- (3) 年1回の研究に関する刊行物の発行
- (4) その他本会の目的を達成するため適当と認められる事業

(会 員)

4) 大学その他において社会関連会計の研究にたずさわる者およびそれに準ずる者は、理事会の承認をへて、本会の会員となることができる。

(院生会員)

5) 大学院の博士課程の在籍者およびこれに準ずる者で、院生会員として入会希望する者は、理事会の承認をへて、本会の会員となることができる。

(会 費)

6) 会員は、毎年5月末日までに会費を納入しなければならない。

- (1) 会費の年額は、会員総会の承認をへて決定するものとする。
- (2) 3年間以上会費を滞納した会員は原則として退会者として取り扱う。

(役 員)

7) 本会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名 (東日本部会長・西日本部会長)
- (3) 理 事 20名 (東日本側10名、西日本側10名)
- (4) 監 事 2名 幹事 若干名
- (5) 顧問理事・その他

(役員を選出)

8) 役員任期は別表・役員選挙規則により決定する。

(役員任期)

9) 役員の任期は、別表・役員選挙規則のとおりとする。

(会員総会)

10) 会員総会において、当年度の事業および会計を報告し、次年度の予算案の承認を求める。

なお、議長は会員総会で、その都度、選出する。

(その他)

11) その他細則は、理事会で別に定め、会員総会の議をへて行う。

(会則の変更)

12) 会則の変更は、会員総会の承認をへて行う。

(附 則)

1 この会則は、昭和63年9月より実施する。

2 会費は年額7,000円とする。なお、院生会員は年額3,500円とする。

3 本会の事務局は、大阪市立大学商学部内におく。

平成2年9月13日 「一部改正」

平成4年12月5日 「一部改正」

平成5年10月8日 「一部改正」

平成8年10月19日 「一部改正」

平成9年10月18日 「一部改正」

平成10年11月20日 「一部改正」

平成12年11月24日 「一部改正」

平成17年10月22日 「一部改正」

# 日本社会関連会計学会 役員選挙規則

## 第1条 学会役員について

当学会の役員と定員は下記の通りとする。これらすべての役員が理事会の構成メンバーとする。

会 長	1名
副 会 長	2名
顧問理事	若干名
理 事	20名
監 事	2名
幹 事	若干名

ただし、理事は東日本部会より10名、西日本部会より10名選出する。

## 第2条 会長の選出方法

会長は被選挙権者を全会員とし、全会員による選挙で選出する。なお、会員とは選挙実施直前の理事会で入会を承認されたものまでを含み、過去3年以上の会費未納入者および院生会員は含まない。この会員の定義は本規則のすべての条項において共通である。

## 第3条 副会長の選出方法

副会長は選出された理事の中から東日本側から1名、西日本側から1名選出する。東日本副会長の選出には東日本側選出理事および会長の11名が投票権を有し、西日本側副会長の選出には西日本側選出理事および会長の11名が投票権を有する。

## 第4条 理事の選出方法

理事は被選挙権者を全会員とし、全会員による選挙で選出する。会長に当選したものが理事にも当選した場合は、理事としての当選は無効になる。

## 第5条 顧問理事の選出方法

会長は理事会と会員総会の承認を得て、理事以外の会員の中から顧問理事を委嘱することができる。ただし、会長経験者は顧問理事として理事会を構成する。

## 第6条 監事および幹事の選出方法

理事会が監事および幹事候補を推薦し、会員総会の承認を得て、会長が委嘱する。

## 第7条 役員の任期と再選の可否について

1. 会長の任期は3年とし、連続2期を務めることはできない。
2. 理事の任期は3年とし、再任を妨げない。
3. 顧問理事の任期は3年とし、再任を妨げない。
4. 監事の任期は3年とし、連続3期を務めることはできない。

5. 幹事の任期は3年とし、再任を妨げない。

6. 平成9年以前の会長および理事の任期については、上記の再選禁止規定を適用しない。

#### 第8条 選挙方法

郵送方式による選挙とし、全会員は会長1名および理事20名（東日本部会から10名、西日本部会から10名）の投票権をもつ。

#### 第9条 投票期間および開票

投票期間は1ヶ月程度とし、開票は選挙管理委員会が行う。開票結果については開票直後の年次大会で公表する。

#### 第10条 得票数が同数の場合の対応

会長選挙において最高得票者が複数以上出た場合は、選挙直後に開催される会員総会において再度投票による選挙を行って当選者を決定する。理事選挙において、最下位当選者の得票数が同数のため定員を上回る場合は、選挙管理委員会による抽選によって当選者を確定する。

#### 第11条 当選者辞退の場合

会長もしくは理事当選者が辞退した場合は、次点者を繰り上げ当選させる。

#### 第12条 欠員の補充

会長に欠員が生じた場合は、理事会の承認のもとで副会長のうち1名が会長を兼任する。理事に欠員が生じた場合の処置については理事会に一任する。

#### 第13条 選挙管理委員会の設置について

選挙管理委員会は選挙の前年度の会員総会において設置する。選挙管理委員会は本規則に従って、選挙を実施・管理する。

(附則)

本規則は、平成10年10月1日より施行する。

(備考)

- ・ 関東部会、関西部会は、それぞれ東日本部会、西日本部会に名称を変更する。
- ・ 東日本と西日本の境は、富山県、岐阜県、愛知県以西を西日本部会所属とする。
- ・ 部会の所属は移住地（現住所）とする。
- ・ 海外会員は東日本に所属するものとする。

平成13年10月12日 「一部改正」

平成17年10月22日 「一部改正」



## 日本社会関連会計学会 スタディ・グループ規程

日本社会関連会計学会の研究促進を目的として、スタディ・グループを設置する。

1. スタディ・グループの研究期間は2年とする。
2. 2年のスタディ・グループの研究期間終了後、新たなスタディ・グループを募集する。  
ただし、理事会が認めた場合は、スタディ・グループの研究期間中であっても、新たなスタディ・グループを採用することができる。
3. 研究補助金は、年額100,000円（2年間で計200,000円）とする。
4. 研究代表者は、以下の事項を記載した申請書（A4用紙2枚・横書き）を全国大会の1ヶ月前までに事務局宛に提出しなければならない。
  - (1) 研究代表者と研究協力者（非学会員も可とする）の氏名と所属
  - (2) 研究テーマ
  - (3) 研究目的
  - (4) 研究計画
5. スタディ・グループの採用については、全国大会での理事会で決定し、総会に報告する。
6. 採用されたスタディ・グループは以下の義務を負う。
  - (1) 全国大会での報告（中間報告と最終報告）  
ただし、中間報告については部会での報告でも可とする。
  - (2) 学会誌『社会関連会計研究』への投稿（中間報告と最終報告）

（附則）

1. 本規程は平成13年10月12日から施行する。

平成15年10月10日 「一部改正」

## 『社会関連会計研究』 投稿規程

2005年5月10日施行

- 第1条 『社会関連会計研究』（以下「本誌」という）に投稿できる者は、本学会正会員、博士課程（後期）の学生会員とする。ただし、共同論文の場合、本学会正会員1名が含まれていれば、他の執筆者は非学会員もしくは博士課程（前期）の学生会員でも可とする。
- 第2条 本誌は、各年度に1号を発行する。
- 第3条 本誌の発行および原稿提出の期限は、編集委員会が定める。
- 第4条 本誌には次の記事を掲載する。
- 一 研究論文
  - 二 記念講演
  - 三 スタディ・グループ報告
  - 四 書評（学会員の著書に限る）
  - 五 会長挨拶、編集委員会名簿、編集関係規定等
  - 六 その他、編集委員会の定めるもの
- 第5条 本誌に掲載する研究論文は、日本語のキーワードを付するものとする。
- 第6条 本誌には英語の目次を付す。
- 第7条 本誌に掲載する研究論文は和文または英文とし、未発表のものに限る（ただし口頭発表はこの限りでない）。
- 第8条 本誌に研究論文を投稿しようとする者は、編集委員会が定める本誌執筆要領に従い作成した原稿を、提出期限までに学会事務局宛に送付するものとする。
- 第9条 投稿された原稿（研究論文）については査読を行い、採択および加筆修正の必要性を決定する。
- 第10条 上記第9条に基づき、編集委員会は、掲載予定の原稿につき、執筆者との協議を通じ、内容および表記の変更を求めることがある。
- 第11条 執筆者による校正は初校までとする。校正の際の原稿修正は原則として認められない。
- 第12条 掲載研究論文の抜刷りは、初校の提出時に必要部数を申し込むものとする。その経費は、原則として執筆者の負担とする。
- 第13条 図版等で特別の経費を要する場合、その経費は執筆者の負担とする。
- 第14条 本誌に掲載された研究論文の著作権は本学会に帰属する。著作権に関する諸問題は、執筆者の責任において処理するものとする。また、他の出版物等に転載する場合は事前に本学会の許可を得るものとする。

### 編集委員会

- ・編集委員長：松尾 隼正
- ・編集委員：石崎 忠司・郡司 健・菊谷 正人・國部 克彦・向山 敦夫（事務局）

## 『社会関連会計研究』 執筆要領

2005年5月10日施行

- 第1条 本誌に掲載される研究論文等1篇の分量（日本語の表題・著者名、英語の表題・著者名・抄録、日本語のキーワード、図表を含む）は、以下のように定める。
- |           |              |
|-----------|--------------|
| 論文14,000字 | （刷上り10ページ以内） |
| 書評 6,000字 | （刷上り5ページ以内）  |
- 第2条 原稿はワープロソフトで作成し、原稿ファイルの入ったフロッピーディスク（使用したソフトウェア名・バージョンとファイル名を明記したもの）1部と印刷したもの3部を提出する。なお、提出された書類等は原則として返却しない。
- 第3条 原稿は次の宛先に送付する。
- 〒558-8585 大阪市住吉区杉本3-3-138  
 大阪市立大学商学部 向山教夫研究室 日本社会関連会計学会編集委員会
- 第4条 原稿は、A4判、上下左右に25mmのマージン、1行40字、1ページ30行というフォーマットで作成すること。なお、本誌の1ページは42字×34行の1428字である。図は1つにつき、半ページから1ページ程度のスペースを必要とするので、適宜本文の字数を減らすこと。
- 第5条 1ページ目には表紙をつけ、論文タイトル（日本語・英語の両方）、執筆者（複数の場合は全員）の氏名と所属（いずれも日本語・英語の両方）、査読結果等の連絡先（郵送先・電話・ファクス・E-mailアドレス）を記載すること。
- 第6条 2ページ目には、冒頭に「論文タイトル」（日本語・英語の両方）、続けて3～5語の日本語のキーワードを記載してから本文を始めること。ここには執筆者の氏名を記載しないこと。
- 第7条 見出しレベルは節・項・目の3つまでにとどめる。
- 第8条 和文は常用漢字・現代仮名遣いを用い、句読点には「、」「。」を用いる。
- 第9条 図と表は必要最小限にとどめ、それぞれ連番を付し、簡潔な見出しをつける。
- 第10条 注は、本文の末尾に「注」というセクションを設け、一括して記載する。
- 第11条 本文中での注の指示は、小括弧で連番を付して示す。例：(1)、(2)、…
- 第12条 本文中で引用された文献は、注のセクションの後ろに「引用文献」というセクションを設け、アルファベット順にすべて漏れなく記載すること。
- 第13条 本文中での引用文献の指示は、著者名・刊行年を小括弧に入れ、カンマで区切って示す。その際、外国人名は原語で表記する。例：(青木, 1993)、(Smith, 2002)
- 第14条 同じ著者で同一刊行年の文献を複数引用する場合は、それぞれ刊行年の後ろにアル

ファベットを付して区別すること。例：2004a, 2004b, …

第15条 「引用文献」のセクションでは、各文献は以下のようなスタイルで記述すること。

### 引用文献のスタイル

#### (1) 著書

日本語文献：著者名（刊行年），『著書名』，出版社。

欧米文献：Surname, Initials. (Year) , Title, Publisher.

山上達人（1996），『環境会計の構築－社会関連会計の新しい展開－』，白桃書房。

Mansley, M. (2000), Socially responsible investment -A guide for pension funds and institutional investors-, Monitor Press.

#### (2) 編著書の分担執筆論文

日本語文献：著者名（刊行年），「論文（章）タイトル」，編者名『著書名』所収，出版社，ページ。

欧米文献：Surname, Initials(Year), "Title," in Editor's Surname, Initials(Ed.), Title, Publisher, Pages.

宮崎修行（2004），「ヨーロッパの環境会計」，勝山 進編著『環境会計の理論と実態』所収，中央経済社，147-167。

Gray, R. and Bebbington, J. (2000), "Environmental Accounting, Managerialism and Sustainability: Is the planet safe in the hands of business and accounting?," in Freedman, M. and Jaggi, B. (Eds.), Advances in Environmental Accounting & Management (Volume 1) , JAI, 1-44.

#### (3) 雑誌などに掲載された論文

日本語文献：著者名（刊行年），「論文名」，『雑誌名』，巻数，号数，ページ。

欧米文献：Surname, Initials, (Year) , "Title," Journal, Volume, Number, Pages.

阪 智香（2003），「環境会計の新体系試案」，『社会関連会計研究』，第15号，23-32。

Beets, S.D. and Souther, C. (1999), "Corporate Environmental Reports: The Need for Standards and an Environmental Assurance Service," Accounting Horizons, Vol. 13, No. 2, 129-145.

\* 複数の著者がいる場合は、省略せずに全員を記載すること。なお、欧米文献で複数の著者がいる場合、2人目以降の著者名もすべてSurname, Initialsの順で記載すること。

\* 英文の組織名・雑誌名等は、省略せずに正式名称で記載すること。例：(誤) AERA → (正) American Educational Research Association

# 日本社会関連会計学会 役員

第8期（第17年度～第19年度）

会 長	松 尾 聿 正	司 健
副 会 長	石 崎 忠	
副 会 長	郡 司	
理 事（東日本部会）	小 川 瀧 進 勝 山 人 菊 谷 美 黒 川 直 上 妻 樹 村 井 行 宮 崎 仁 柳 田 夫 湯 田 三 飯 田 友 梶 浦 彦 國 部 正 佐 藤 彦 富 増 郎 野 村 健 平 松 太 水 野 郎 向 山 夫 青 木 脩 木 下 嶽 中 原 吉 大 下 二 阪 香	
理 事（西日本理事）		
顧 問 理 事		
監 事		
幹 事	川 口 修 坂 上 学 富 増 彦 向 山 和 村 井 敦 秀 樹	

## 「社会関連会計研究」第18号

2006年12月 発行

編 集 日本社会関連会計学会  
 発行人 会 長 松 尾 聿 正  
 事務局 〒558-8585 大阪市住吉区杉本3-3-138  
 大阪市立大学商学部 向山敦夫研究室内  
 Phone & FAX : 06-6605-2232  
 E-mail : jcsara@bus.osaka-cu.ac.jp  
 Home Page : <http://www3.bus.osaka-cu.ac.jp/jcsara/>

印 刷 〒604-8873 京都市中京区壬生花井町3  
 新日本プリンティングサービス株式会社  
 電 話 075-822-0919  
 F A X 075-803-2981



# 日本社会関連会計学会入会申込書

年 月 日

ふりがな	
氏 名	
所属機関	
同 住 所	〒  TEL
自 宅 住 所	〒  TEL
E-mail	
推 薦 者	
関 連 業 績	

会長挨拶

記念講演

棚卸資産会計・付加価値会計・三井大元方勘定目録・環境会計の研究

—これまでの私の研究の道程をたどって— …………… 中原 章吉 …… 1

研究論文

食の安全性・環境保全に関する農業リスクマネジメントと環境会計

…………… 家串 哲生 …… 5

ステイクホルダー・エンゲージメントの意義と課題 …………… 川原 千明 …… 17

企業による包括的な情報開示活動の効果 …………… 記虎 優子 …… 31  
奥田 真也

スタディ・グループ報告

社会関連会計の再構築（最終報告） …………… 黒川 保美 …… 45

中国における社会関連会計の現状と動向についての研究（中間報告）

…………… 水野 一郎 …… 57